

## 平成30年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成30年6月6日（水）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成30年6月 6日

至 平成30年6月15日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 報告第 4号 平成29年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 報告第 5号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 8 承認第 1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 9 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第10 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第11 承認第 4号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第12 承認第 5号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について

日程第13 承認第 6号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

日程第14 承認第 7号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

日程第15 承認第 8号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について

日程第16 承認第 9号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

日程第17 承認第10号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）の専決

処分報告について

- 日程第18 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第36号 工事委託に関する変更協定の締結について
- 日程第20 議案第37号 物品の取得について
- 日程第21 議案第38号 北アルプス広域連合規約の変更について
- 日程第22 議案第39号 白馬村無電柱化推進条例の制定について
- 日程第23 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第41号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第42号 白馬村国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第43号 白馬村保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第44号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第45号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第47号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

## 平成30年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成30年6月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総務課長	吉田 久夫	健康福祉課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建設課長	酒井 洋
観光課長	横山 秋一	農政課長	太田 洋一
上下水道課長	山岸 茂幸	税務課長	横川 辰彦
住民課長	矢口 俊樹	教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊
生涯学習スポーツ課長	関口 久人	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第3号から報告第5号まで説明、質疑

6) 議案審議

承認第1号から承認第10号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第35号から議案第47号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 報告第 4号 平成29年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
3. 報告第 5号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
4. 承認第 1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
7. 承認第 4号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
8. 承認第 5号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について
9. 承認第 6号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告について
10. 承認第 7号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
11. 承認第 8号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について
12. 承認第 9号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
13. 承認第10号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分報告について
14. 議案第35号 工事請負契約の締結について
15. 議案第36号 工事委託に関する変更協定の締結について
16. 議案第37号 物品の取得について
17. 議案第38号 北アルプス広域連合規約の変更について
18. 議案第39号 白馬村無電柱化推進条例の制定について
19. 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
20. 議案第41号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
21. 議案第42号 白馬村国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について
22. 議案第43号 白馬村保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 23. 議案第44号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 24. 議案第45号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 25. 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
- 26. 議案第47号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

これより、平成30年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成30年2月分、3月分、4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長からふるさと白馬村を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会平成30年5月定例会が5月21日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第6番 加藤亮輔議員、第7番 横田孝穂議員、第8番 篠崎久美子議員、以上3名を指名いたします。

次に、今定例会において受理いたしました陳情はお手元に配付しました文書表のとおりですが、この文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。

よって、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成30年第2回白馬村議会定例会日程予定表のとおり本日から6月15日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間と決定いたしました。

#### △日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。平成30年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

観光庁では、4月末に宿泊旅行統計調査の平成30年2月（第2次速報値）及び平成30年3月（第1次速報値）の調査結果を公表いたしました。この調査結果では、平成30年2月の延べ宿泊者数（全体）は3,677万人泊で、前年同月比プラス2.6%であり、また3月の延べ宿泊者数（全体）は4,279万人泊で、前年同月比プラス0.1%とのことです。日本人延べ宿泊者数は、2月は前年同月比マイナス0.9%、3月末は前年同月比マイナス2.9%でありましたが、外国人延べ宿泊者数は2月は696万人泊で、前年同月比プラス20.7%であり、2月としては調査開始以来の最高値であったということです。また、3月は前年同月比プラス19.1%でありました。一方、2017から18シーズンの白馬村内の5スキー場の利用者数は約99万5,000人で、対前年比105.2%となりました。前年を上回ったとはいえ、何とか100万人台の大台復活を目指しておりましたがわずかに届かず、その点ではいささか残念な結果となりました。

索道事業者からの情報では、インバウンドの割合が大きくなってきており、スキー場によっては30%以上をしめているとのことで、インバウンドの存在の大きさ、重要性を実感するとともに、裏返せば国内客の低迷という実態も改めて浮き彫りになった感がございます。

さて、本年度の各種事業の進捗状況を申し上げますと、総務課関係では、観光振興のための財源確保検討委員会は第1回会議を5月15日に開催をし、白馬村の観光の現状と課題、今後の観光施策のあり方、新たな財源確保の必要があるかどうかについて議論が行われました。会議は合計6回程度開催する予定で、新たな財源のあり方について慎重に議論を進めてまいりたいと考えております。

地域公共交通網形成計画策定については、従来の検討委員に国の関係者、医療機関、鉄道事業者、近隣市町村、地元住民代表等を新たに加えた検討委員会を設置をし、まちづくり、観光等の関連計画についても整理分析を進めるとともに、公共交通の利用者ニーズ等を把握するため、地域住民等へのアンケートの実施により、新たな公共交通ネットワークの事業化の可能性について調査することとしており、受託事業者が決定をしたところです。

図書館施設建設に向けての複合施設検討については、本議会に提出してありますとおり、村の執行機関の附属機関として白馬村図書館等複合施設に関する有識者会議の設置を行います。この会議では、昨年度実施をした図書館検討委員会での検討結果を踏まえ、複合施設としてのあり方について検討を行うとともに、基本構想の策定に着手いたします。

景観計画策定については、景観むらづくり100年という事業名で地域発元気づくり支援金の採択をいただきました。今後、住民、専門家等を交えたワークショップ・フィールドワークを開催をし、白馬村の山岳景観に調和した建築物や地域区分等について、2年間程度をかけて計画を策定したいと考えております。

昨年度より導入した集落支援員については、小規模集落を中心に活動をしており、地区役員からは非常に助かっている旨の意見をいただきました。このため、5月からは1名増員をし3名体制とし、地区の普請の支援や事務の補助、特産品生産補助等地区に出向く活動を通じて課題共有、課題解決に取り組んでいるところです。

美しい快適な生活環境を守る条例（通称マナー条例）につきましては、昨年度検証会議を開き周知方法など見直しを行いました。いまだに迷惑行為が後を絶たないことから、昨年度に引き続き関係機関のほか、今年度は飲食店、宿泊施設等さまざまな方から意見交換等により検証を行い、さらなる周知活動や体制整備を検討してまいります。

観光課関係では、桜の満開がゴールデンウィークと重なった昨年に比べ早い春の訪れとなりましたが、4月には恒例の白馬の春を彩る花のイベント福寿草祭りや、かたくり祭りに加えて、ことし地元宿泊事業者のご努力により新たに落倉自然園で水芭蕉祭りが開催され、好評を博しました。

5月4日の塩の道祭りは、今年は天気予報が芳しくなく、参加者数は昨年度を下回ったもののほぼ例並みの2,000人のご参加があり、時折弱い雨に当たりながら北城地区の皆様にご用意いただいた道中のもてなしを楽しみながら9キロの道のりを歩いていただきました。この参加者数は小谷村、大町を含めた3会場では最多となりました。冬のトップシーズンから、引き続きそれぞれのイベントにご協力をいただきました関係者の方々に感謝を申し上げるところであります。

さらに5月26日には、夏山シーズンの幕開けを告げる貞逸祭、白馬連邦開山祭が開催され、にぎわいと無事故でのシーズンを山岳関係者ととともに祈念したところです。この開山祭では、白馬大雪渓へのトレッキングツアーが企画をされ、好天のもと式典、ツアー合わせて550名と過去最多のご参加をいただきました。

4月22日と5月20日には、松本市をスタートし白馬で折り返すサイクリングイベント、アルプスあづみのセンチュリーライドがあり、合わせて約4,000名ものライダーの参加者から北アルプスの雄大な景色を楽しんでいただき、特に5月20日の松川河川敷の白馬エイドステーションからの絶景に歓声が上がっておりました。

村では初の試みとして、サイクルトレインを利用するライダー向けに白馬駅でのおもてなしを行い、参加者から感謝の声が数多く寄せられ、実行委員会からは非常に高い評価をいただいたとの報告を受けております。

本議会における補正予算で最大規模のものは、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の担い手として選定された企業が中心となって取り組む地方創生推進交付金を活用した観光宣伝振興

費への1億5,500万円の予算計上であります。

3月議会の折には申請中と報告をいたしました。その後4月に内示をいただいているもので、内容となる事業は「白馬バレー世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業」で、その1年目の事業展開に関する予算を提案しておりますので、慎重審議をいただくようよろしくお願いをいたします。

住民課関係では、大町市源汲地区に建設が進められております、ごみ焼却施設エコパークにつきましては、この4月から一部ごみの受け入れを行いながら試運転を始めておりますが、今のところ大きなトラブルもなく順調に稼働しているとの報告を受けております。

また、村内の体制といたしましては、8月からの完全受け入れ開始や、八方清掃センターの中継施設としての受け入れ開始に向けて、その準備作業を進めているところであります。ここ数年来、広域処理に向けたごみ出しルールの変更などで、村民の皆様にはご協力お願いをしてきた経過もございますが、これからがまさに本番となるわけでありますので、ごみの分別徹底や減量化に向けた取り組みに引き続きご協力をいただきたいと思いますと考えております。また、ごみ処理広域化に伴いまして、本議会において関連する条例改正案も提出をしておりますので、あわせてご審議をお願いをいたします。

農政課関係では、北城南部地区の圃場整備事業につきましては、今年度から県営経営体育成基盤整備事業として県営事業となり、県発注による地区界測量や換地業務、工事設計を行うこととなります。また、北城南部地区圃場整備実行委員会でも、換地の割り込み、土地評価など実務が始まり、7月からは一斉に動き出すこととなります。村といたしましても、平成31年度からの工事着手に向けて、引き続き県実行委員会と連携して事業の推進に取り組んでまいります。

また、先週の5月31日に、平成30年度大北地区森林祭が行われました。今回、長野オリンピック・パラリンピックから20周年ということで、村では白馬クロスカントリー競技場スノーハープで森林祭の準備を進めてまいりました。

当日は、朝から雨が降り、植樹ができるか心配いたしました。開会式が始まるころには雨も上がり、植樹中は多少小雨混じりでしたが、議員の皆様を始め、300人を超える参加によって盛大かつ無事に終了をすることができました。皆様のご協力で改めて御礼を申し上げます。

今回、特別ゲストとして北野建設スキー部の皆さん8名も参加し、緑の少年団とともに植樹を行いました。子供たちにとっても一つのよい思い出になったのではないかと思います。子供たちの健全な成長とともに、植樹した木を大切に育てていきたいと思っております。

健康福祉課関係では、本年度より3つの目玉事業を進めております。1つ目は、北アルプス認知症初期集中チームが業務を開始しました。認知症初期集中支援チームとは、認知症専門の医師と看護師、介護支援専門員で構成された認知症支援の専門チームで、大町市地域包括支援センターに設置されました。白馬村地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携し、活動を開始をして

おります。認知症の症状などでお困りの方やそのご家族に、家庭訪問などをしながら早期にかかわり、適切な医療や介護サービスの利用につなげられるよう、より専門的な視点から支援が可能となりました。

2つ目は、今まで不足していた妊娠期からの母子保健事業の充実です。不妊治療に加え、不育症治療へも助成ができる体制を整えました。助産婦による産前産後の相談、訪問事業、助産院や医療機関に委託して、母子の心身のケアや育児指導を行う宿泊型産後ケアを新規事業として実施をしています。さらには、産後健診事業については、10月からの実施に向けて準備を進めています。また、本年7月から開設する子育て世代包括支援センターのコーディネーターや子育て支援課等の関連機関との連携を図りながら、妊娠期から切れ目のない支援委体制が確立できるように、今後も整備を進めてまいります。

3つ目は、障害者総合支援法及び児童福祉法改正に伴い、白馬村でも第3期生涯計画、第5期生涯福祉計画、第1期障害児福祉計画が策定され、これに基づいて障がいのある人がみずから望む地域生活を営むことができるよう生活と就労に対する支援の一層の充実と、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用と促進と、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援各種サービスの質の確保や向上を図るための環境整備を実施をしています。

建設課関係では、国の今年度の交付金事業であります、平川オリンピック大橋の修繕と岩岳トンネル前後の舗装修繕を予定しております。義務化されています橋梁、トンネルの点検業務では、ウイング21へ向かう国道下のトンネル点検業務を進め、この診断結果に基づき補修、補強等の措置を講じてまいります。ここ数年は、神城断層地震の復旧工事を最優先として建設行政に取り組みましたので、各地区からの出されておりました道路改良等の要望に十分お応えできずにおりましたが、昨年度より測量、設計を進めていました八方地区、飯田地区、白馬町地区の道路改良工事や落石や雪崩からの安全性を高めるために、どんぐり地区入口の防災工事について既にそれぞれ発注いたしました。今後も優先度合を考慮しながら、地区要望に応えていきたいと思っております。

上下水道課関係では、公共下水道白馬村浄化センターの長寿命化計画に基づく更新事業ですが、繰り越しして進めております監視制御設備更新の実施設計については、本定例会の会期中に完了する見込みとなったことから、追加議案として日本下水道事業団との監視制御設備更新に関する協定を提出をしたいと考えております。また、公共下水道事業の公営企業会計への移行ですが、最終年度となる今年度は固定資産登録、打ち切り決算、例規整備等のための支援業務について先月発注し、次年度からの適用に向けて事務を進めております。水道施設の更新については、平成29年度において向こう10年間の更新計画を策定いたしました。これに基づき、平成31年度以降の予算に反映をすべく、更新計画に基づき実施計画の策定を進めております。

先月16日に開催された下水道担当部課長会議において、財務省が所管する財政制度等審議会の財政制度分科会において、下水道施設の改築更新費用については受益者負担が原則であり、国費は

未普及の解消、雨水対策に重点配分すべきとの議論がなされている旨の説明がありました。下水道施設の改築、更新には多額の費用を要し、当村の財政面からしても国の補助は必要不可欠なため、長野県他市町村と協同しながら改築更新費用についても国費の重点配分の対象とするよう国に働きかけてまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をいただきたいと思っております。

教育委員会関係では、教育課所管の新給食施設は4月より造成工事に着手をし、5月17日に起工式と安全祈願祭を終え、いよいよ本格的な建築工事に取りかかっております。工事に際しましては、周辺環境や隣接する中学校への配慮、また改修工事を控えている小学校への配慮について、児童・生徒はもとより教職員や保護者の皆様に対しても丁寧な対応を心がけるように主管課に指示をしたところであります。今後の工事のスケジュールですが、おおむね11月末までに本体工事を終え、その後両小学校の改修工事に着手する予定であります。

詳細な工程は、設計、施工者と打ち合わせをしながら進めてまいりますが、現時点での計画では年末年始付近に1カ月程度給食の提供ができない期間が生じる可能性があります。そうなった場合でも可能な限り各ご家庭へ負担がかからないように、弁当形式の配達型給食の対応を検討しているところであります。また、本稼働開始に伴って、学校職員の負担軽減と給食費会計の透明性確保という観点から、現在は各学校で徴収事務を行なっている給食費を公会計化し、村が賦課徴収を行えるように、保護者の皆様を始め、議会の皆様とも検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

子育て支援課関係では、昨年度から準備を進めてまいりました子育て世代包括支援センターですが、その名称を「白馬村子育て相談支援センターおひさま」として、当初予定どおり7月から開設いたします。これにより、妊娠、出産期から18歳まで、切れ目のない子育て支援を1つの窓口で対応できる体制が整うこととなります。また、新たな子育て支援策として準備を進めています遠隔健康医療相談として、子育て支援アプリの導入、また子育て情報集約をした子育てガイドブックの発行につきましても、センターの開設に合わせてスタートできるように、現在鋭意作業を進めているところであります。村といたしましては、子育て世代の方の不安や悩みに寄り添い、安心して出産、子育てができる環境を整えてまいりたいと考えております。

生涯学習スポーツ課では、南部グラウンド改修工事は、現在表土剥ぎ取りやフェンスの取り壊しが完了し、表土の搬出が行われています。グラウンドの勾配やフェンスにつきましても、よりよいグラウンドにするため、契約金額内において当初設計から一部変更設計を行いながら工事を進めており、進捗状況は30%ほどであります。今後、排水設備等の工程が梅雨時期と重なることから工程の遅れが想定されますが、工期内には完成するよう進めてまいります。

白馬ジャンプ競技場及び白馬クロスカントリー競技場につきましては、日本オリンピック委員会よりスキージャンプコンパインドの競技別ナショナルトレーニングセンターとして、長野県と白馬村が平成34年3月31日まで再指定されましたので、競技団体と協力をしながら推進してまいり

ます。

唐松沢の氷河調査につきましては、立山カルデラ砂防博物館と新潟大学に調査を委託し、積雪下において厚い氷体が存在しているか、氷体が流動しているかを、レーダー探査やGPS測量、ドローンやセスナ機での調査が始まっております。

次に、本定例会に提出をいたしました平成30年度白馬村補正予算（第2号）は、歳入歳出予算総額に1億9,116万2,000円を追加をし、予算総額を62億4,976万9,000円とする補正予算となっております。

補正の大きなものは、国の地方創生推進交付金を始めとする、各種交付金事業の採択及び事業の変更に基づく増額が主な内容です。主な内容ですが、総務費は、地球温暖化対策として補助金の決定を受けた二酸化炭素排出抑制対策委託業務費480万円の増額であります。

スキー大会推進事業では、本年2月に開催をしたワールドカップ複合白馬大会へ清算負担金として1,470万円あまりを増額するものです。これは、入場券収入の減や雪不足の影響による雪の搬入費用の増や、テレビ放映の費用の増等によるものです。

観光費は、先ほど事業執行状況でも触れましたが、多くの自治体の申請事業の中から数少ない地方創生推進交付金の先駆タイプとして採択をされた「白馬バレー世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業」として1億5,500万円の増額です。

土木費は、道路改良起債事業において、当初予定をした起債事業から有利な起債事業への組みかえが可能となったことから、これに合わせて対象事業路線を1路線ふやしたことにより1,000万円増額するものが主なものです。慎重審議をよろしく願いをいたします。

本定例会に提出します案件は、報告3件、承認10件、議案13件であります。

議案等につきましては、担当課長に説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

また、私ごとでまことに恐縮ではありますが、私の任期が8月6日で終了をいたします。引き続き2期目に挑戦をしたいと思っておりますが、よろしく願いを申し上げ、本定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** これより報告事項に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、一議員一議題につき3回まで。また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第5 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてに入ります。報告を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきまして

ご説明をいたします。損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものがあります。

めぐりまして、専決第4号の内容であります。平成30年3月2日の午前10時30分ごろ、白馬村大字北城11378番地付近の村道3146号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が、走行中に本村が管理する道路の穴に右側前後輪を落とし、右側前後輪のタイヤを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、損害賠償請求者に対して車両の修理代金9,500円を賠償したものです。

専決第5号の内容ですが、平成30年4月12日の午前11時55分ごろ、白馬村大字北城7025番地の白馬村役場駐車場において、損害賠償請求者が所有する車両が駐車中に、本村が設置をいたしましたイベント看板が突風により飛ばされ、車両の全面部分を損傷させたものです。村は管理者責任として、損害賠償請求者に対して車両の修理代金5万6,743円を賠償したものです。説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件は報告事項ですので、以上で、ちょっとお待ちください。日程第5は終了いたしました。

#### △日程第6 報告第4号 平成29年度白馬村一般会計繰越明許繰越計算書について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 報告第4号 平成29年度白馬村一般会計繰越明許繰越計算書についての報告に入ります。報告を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 報告第4号 平成29年度白馬村一般会計繰越明許繰越計算書についてご説明をいたします。これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

農林業費農業振興事業は、国の補正予算の関係による経営体育成交付金631万6,000円は、全額県支出金です。教育費、白馬村学校給食センター建設事業8億1,627万5,000円の財源は、国交付金が4,921万1,000円、地方債が6億730万円、その他としてふるさと白馬村を応援する基金及び義務教育施設整備基金の繰り入れとして3,500万円、一般財源が1億2,476万4,000円ということでございます。説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件は報告事項ですので、以上で、日程第6 報告第4号は終了いたしました。

#### △日程第7 報告第5号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

て

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第7 報告第5号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。報告を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 報告第5号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものであります。1款下水道費2項下水道建設費、浄化センター更新事業550万円は、監視制御設備更新のための設計に関する日本下水道事業団との協定に係る費用で、財源は国交付金が275万円、地方債が230万円、一般財源が45万円でございます。説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件は報告事項ですので、以上で、日程第7 報告第5号は終了いたしました。以上をもちまして報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。お諮りいたします。日程第8 承認第1号から日程第17 承認第10号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することと致したいと思っておりますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。日程第8 承認第1号から日程第17 承認第10号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第1号から承認第10号まで委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

#### △日程第8 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第8 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。横川税務課長。

**税務課長（横川辰彦君）** 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてでございます。白馬村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し承認を求めるというものでございます。地方税法等の一部改正につきましては、平成30年4月1日施行のほか、平成31年1月1日、4月1日、10月11日、平成32年4月1日、10月1日、平成33年1月1日、10月11日及び生産性向上特別措置法の施行の日から施行するものが含まれております。今回専決処分を行なったものは、平成30年4月1日施行分の部分のみでありますので、その他の改正部分については議案として後ほど提出したいというように予定しておりますので、よろしくお願いたします。

今回の改正の主なものは、法人税を課す法人の規定を整備したこと、高齢者、障がい者の利便性向上のための施設改修を行なった劇場などの固定資産減額特例の追加、固定資産税減額特例の減額率の改正と土地に対する特例措置の期間延長及び細かな字句の修正でございます。

それでは5枚ほどめくっていただきまして、新旧対照表のほうをごらんください。新旧対照表の1ページ、第20条からめくっていただきました3ページ、第47条の5までは、項ずれや言い回しなど字句の修正でございます。

3ページ下段、第48条からでございますが、法人の村民税の申告納付についての規定についての改正でございます。2項を追加いたしました。本店支店等の拠点を施行地に設ける法人を内国法人と称することを定義いたしました。また、その内国法人のうち外国に関係がある法人については、外国関係会社に課税された額を控除する規定を追加したものです。第3項について同様に、特殊関係株主等である内国法人に対する外国課税があった場合に控除する規定を追加したものでございます。第4項以降は、項番号の繰り下げと条文内の項ずれの修正でございます。

5ページ、第52条2項から6項についてですけれども、これはいずれも延滞金を課す期間を定義するものでございます。第52条の2項については、減額更正があった場合。6ページでありますけれども、第3項については増額更生があった場合。第5項については、連結法人の減額修正申告があった場合。

次のページ、第6項ですが、連結法人の増額更生があった場合の規定を追加するものです。なお第4項については、字句の修正のみでございます。

7ページの附則第3条の2と第4条については、項ずれや字句の修正のみでございます。

8ページであります。第10条の2であります。特定施設に対する固定資産税の減額を規定するもの、通称我が町特例の改正であります。どのような施設が対象になるかを御説明いたしますが、第1項の改正は水質汚濁防止法に規定する汚水排水処理施設、第3項は下水道法に規定する公共下水道使用者の設置した除外施設、第5項は特定太陽光発電施設で総務省令の規模以下のもの、第6項は特定風力発電施設で総務省令の規模以上のもの、第7項は特定水力発電施設で総務省令の規模以上のもの、第8項は特定地熱発電施設で総務省令の規模以上のもの、第9項は特定バイオマス発電施設で総務省令の規模以上、規模未満のもの、第10項は特定太陽光発電施設で第5項以外もの、第11項は特定風力発電施設で第6項以外もの、第12項は特定水力発電施設で第7項以外もの、第13項は特定地熱発電施設で第8項以外もの、第14項は特定バイオマス発電で総務省令の規模未満のもの、第16項は都市再生特別措置法に規定する認定誘導施設、第17項は政府の補助により建設された特定事業所内保育施設、第18項は高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス高齢者住宅であります。

以上の施設に対する固定資産税の減免特例の割合を改正するものであります。

第13条の3、第3項から11ページ、同条第11項5号までにつきましては、項ずれによる字

句の修正であります。

11ページ下段、第12項であります。障がい者や高齢者の利便性を向上する施設改修を行なった劇場や音楽堂について、固定資産の減額特例措置が追加されたことに伴い、申請に関する規定を追加するものであります。この特例措置により、固定資産税の3分の1に相当する額を減額するもので、減額する期間は2年間であります。

第12ページ、第11条から15ページ、第15条までにつきましては、従来からあった、土地に関する特例事項について、平成32年度まで延長をするものであります。

施行につきましては、平成30年4月1日からでありまして、適用についての経過措置を規定しております。

説明については、以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する声なし)

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第9 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。横川税務課長。

**税務課長（横川辰彦君）** 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてであります。

白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が平成30年3月31日に交付されたことに伴い、地方自治法の規定により専決処分したものを報告し、承認を求めるものでございます。

先ほどの固定資産税と同様に、課税特例に関する改正が主なものでございます。

新旧対照表により説明いたしますので、4枚目からの新旧対照表をごらんください。

附則の5項であります。固定資産税と同様に、障がい者や高齢者の利便性向上のための改修工事をした劇場や音楽堂の都市計画税を減免する特例措置が追加されたもので、それに対する申請の規定を追加するものでございます。

なお、減額については、固定資産税と同様であります。

2ページ目以降につきましては、従前からありました、土地の負担調整措置について、平成32年度まで延長するものと、項ずれによる字句の修正というものでございます。

なお、施行につきましては、平成30年4月1日からであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

**△日程第10 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第10 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に交付されたことに伴い、緊急に白馬村国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたために、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を同日付で行なったものでありまして、同条第3項の規定により本議会において報告をし、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表について説明をさせていただきますので、資料を3枚、おめくりをいただきたいと思います。

まず、第2条関係は、国保税の課税額をうたったものでありますが、このうち第2項の基礎課税額に係る課税限度額を、改正前の54万円から58万円に増額するものであります。

第23条につきましては、国保税の減額をうたった条文であります。こちらも同様に、減額措置後の課税額について、限度額を54万円から58万円に改めることとしたものであります。

裏面をお願いいたします。

第1項第2号では、5割軽減の対象となる所得算定単価が、世帯所得者1人当たり27万円から27万5,000円に引き上げとなりました。

その下、第3号は、同じく2割軽減の対象をうたったものでありまして、所得算定単価を49万円から50万円に引き上げたものであります。

その下、第24条の2の改正につきましては、特例対象被保険者等に係る申告手続において、事実を証明する書類の提示要件を「提示を求められた場合」に改めたものであります。

なお、この改正条例の施行日は、そこにおいて、平成30年4月1日としておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する声なし)

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する声なし)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第4号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第11 承認第4号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 承認第4号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が本年4月1日に施行されたことに伴い、白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので、最終ページをごらんいただきたいと思っております。

第15条第1項第2号で引用いたします「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条第9号が第11号に繰り下がりましたことから、その旨の改正を行ったものでございます。

なお、本条例の施行につきましては、平成30年4月1日でございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第4号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

**△日程第12 承認第5号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第12 承認第5号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 承認第5号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分につきましてご説明をいたします。

平成29年度白馬村一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めらるるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,829万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,421万1,000円とするものでございます。

この補正予算は、事業費の確定により不用額について計数整理をしたものであり、主なものについてご説明をさせていただきます。

11ページの歳入明細をごらんください。

2款1項1目自動車重量譲与税150万9,000円の増額、12ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金258万4,000円の増額、7款1項1目自動車取得税交付金515万8,000円の増額、13ページ、9款1項1目地方交付税7,478万5,000円の増額、11款1項1目民生費負担金は、主に14ページの保育所保育料負担金が増額となり、460万7,000円の増額、12款1項1目総務使用料は、主にジャンプ台リフト使用料430万1,000円の減額、5目観光使用料は、ナイトシャトルバス利用料155万円の減額であります。

15ページ、12款2項2目衛生費手数料は、主に雑排水汲取手数料等85万7,000円の減額であります。

16ページ、13款3項1目総務費国庫委託金は、ナショナルトレーニングセンター委託金の減額により、138万6,000円の減額であります。

17ページ、14款県支出金関係では、1項負担金を178万3,000円の減額、18ページ、2項補助金は364万8,000円の減額であります。

19ページ、15款1項1目財産貸付収入で37万7,000円の増額、20ページ、16款寄附金では、ふるさと白馬村を応援する寄付金1,117万4,000円は、ご寄附をいただいたことによる増額であります。

17款1項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金を2億926万3,000円減額し、29年度の繰入額を1億9,000万円とするものでございます。2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は886万8,000円の減額であります。

20ページから22ページにかけては、19款諸収入では、1項延滞金加算金及び過料で165万5,000円の増額、4項雑入で50万1,000円の減額であります。

22ページから23ページの20款村債は540万円の減額であります。

次に、24ページから歳出になりますが、2款1項1目一般管理事業は、職員手当や通信運搬費

などの減額が主なものです。

25ページ、6目コミュニティ推進事業は、地域づくり事業等補助金の減額によるものです。

26ページ、移住交流集落支援事業は、嘱託職員報酬、臨時職員賃金等の減額によるものです。

27ページ、9目景観形成事業は廃屋対策事業補助金の減額、2項1目税務総務事業は職員手当の減額によるものです。

28ページ、2項2目賦課徴収事業は、主に臨時職員賃金の減額によるものです。

30ページ、7項2目白馬ジャンプ競技場維持管理事業は、燃料費等の減額です。

31ページ、4目ナショナルトレーニングセンター事業は、旅費、施設使用料、過年度国庫交付金返還金の減額によるものです。

32ページ、3款1項1目社会福祉総務事業は、主に社会福祉協議会の人件費の減額、2目老人福祉事業は、主に老人福祉施設措置費の減額によるものです。

少し飛びまして、35ページ、3款1項6目住民国保事業への繰出金は、主に特別調整交付金、保険者努力支援制度分等の交付による減額です。7目福祉医療費給付事業は、医療給付費の減によるものです。

次に、37ページ、3款2項2目子育て相談支援事業は、嘱託職員報酬、職員手当の減額、3目しろうま保育園運営事業も同じく嘱託職員報酬、職員手当等の減額によるものです。

次に、39ページ、4款1項2目保健予防事業では、予防接種受診者数等の確定による減額です。

41ページ、5款1項2目農業総務費は、職員手当と職員共済組合負担金の減額によるものです。

43ページ、6款1項2目山岳観光施設維持補修事業は、主に修繕費の減額によるものです。

43ページから44ページにかけて、3目21観光戦略事業は、主に観光振興負担金等の減額によるものです。

45ページ、2項1目商工振興事業は、信用保証協会保証料の確定による減額です。

46ページ、7款2項2目除雪事業は、主に修繕費の減額によるものです。

47ページ、4項3目公共下水道事業の特別会計繰出金は、下水道使用料等の収入の増により減額となっております。

49ページ、9款1項2目教育委員会事務局一般事業は、職員手当と教職員福利厚生補助金の減額によるものです。

51ページ、3項2目中学校教育振興事業は、主に52ページの情報教育環境整備事業リース料の減額によるものです。

少し飛びまして、54ページ、10款1項2目現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助は、事業費の確定による減額です。

56ページ、12款1項3目ふるさと白馬村を応援する寄付金は、補正予算第8号後の積立金となります。なお、ふるさと白馬村を応援する寄付金の総額は6,001件、2億1,117万

5,002円のご寄附をいただき、全額、基金に積み立てを行なっております。

お戻りいただき、7ページをごらんください。

第2表の地方債の補正につきましては、各種事業債の確定によるもので、限度額の変更につきましては、それぞれごらんのとおりでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第5号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

**△日程第13 承認第6号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第13 承認第6号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 承認第6号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告につきましてご説明いたします。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告をし、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

本補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,612万7,000円を減額し、予算総額を13億9,370万4,000円とするものでありまして、国庫支出金、保険給付費など歳入歳出額が確定したことにより計数整理を行なったものであります。

7ページの歳入明細をごらんください。

2款の国庫支出金関係です。1項の国庫負担金は942万5,000円の減、その下、2項の国庫

補助金は141万5,000円の減となっております、いずれも国からの交付額が確定したことによるものであります。

8ページ、3款1項の療養給付費等交付金につきましても、国の交付額確定により1,437万9,000円の減額であります。

4款1項の前期高齢者交付金、5款1項の共同事業交付金は、それぞれ1,533万8,000円、1,027万6,000円の増額となりました。

9ページ、7款の繰入金につきましては、1項の一般会計繰入金は実績に合わせて1,192万3,000円の減額、その下、2項の基金繰入金につきましては、本年度1年間の国保会計収支を勘案の上、本年度は基金取り崩しを行わないこととし、6,800万円を改減するものであります。

10ページ、8款1項の繰越金は実績に合わせて3,271万4,000円の増額、11ページ下段から12ページにかけて、10款の県支出金であります、こちらは調整交付金の交付額確定などにより計数の整理を行ったものであります。

続きまして、13ページの歳出明細をお願いいたします。

1款1項の総務管理費は、職員手当の減額と一般会計繰入金の補正に伴う財源の振替であります。

14ページの下段から少し飛びまして19ページの上段まで、2款の保険給付費関係であります。当初の見込みより医療給付が少なくて済んだことから、総額では6,356万3,000円の減額となりました。

19ページ下段の4款後期高齢者支援金、20ページからの6款介護納付金、さらに21ページから22ページにかけての7款共同事業拠出金につきましては、財源の振替であります。

飛びまして、24ページをお願いいたします。

9款の基金積立金につきましては、昨年決算における剰余金の額を勘案して、3,100万円を給付準備金として積み立てるものであります。

その下、10款諸支出金及び11款の予備費につきましても、それぞれ実績に合わせて減額補正といたしました。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する声なし)

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第6号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第14 承認第7号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の  
専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 承認第7号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 承認第7号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告につきましてご説明いたします。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告をし、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

本補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ145万6,000円を減額し、予算総額を8,244万6,000円とするものでありまして、歳入歳出額が確定したことにより計数の整理を行ったものであります。

5ページの歳入明細をごらんください。

1款1項後期高齢者保険料につきましては、徴収実績にあわせて107万7,000円の減額、3款1項の繰入金も、実績にあわせて29万5,000円の減額となっております。

次のページに入りまして、4款繰越金は9万円の増額、5款諸収入は延滞金、還付金等を見込んだもののうち、15万3,000円を減額するものであります。

続いて、7ページの歳出であります。

主なものは、2款分担金及び負担金1,150万円の減額でありまして、これは後期高齢者医療広域連合に支払う保険料と負担金の実績によるものであります。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第7号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

△日程第15 承認第8号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 承認第8号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 承認第8号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてご説明いたします。

平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,022万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億4,350万2,000円とするものです。

6ページの歳入明細をごらんください。

1款2項1目負担金は下水道受益者負担金滞繰分を収納実績に基づき1万9,000円減額、2款1項1目下水道使用料は、収納実績に基づき、使用料現年分を300万円、使用料過年度分を60万円、それぞれ増額するものです。

4款1項1目一般会計繰入金は973万7,000円の減額であります。

6款1項1目雑入の督促手数料ほかは、排水設備指定工事店の新規登録の増加などにより23万円増額するものです。

7ページをごらんください。

7款1項1目下水道債は、公営企業会計移行業務に係る借入額の確定により430万円減額するものです。

8ページの歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業703万円の減額は、事業費の確定などにより下水道台帳作成業務委託料を112万円、公営企業会計移行業務委託料を432万円それぞれ減額するほか、人件費、消費税及び地方消費税などの不用額を減額するものであります。

2目施設管理費、浄化センター維持管理事業173万円の減額は、薬材料費、運転管理ほか委託料、汚泥処理委託料の不用額をそれぞれ減額するもので、環境維持管理事業82万円の減額につきましても、光熱費等の不用額をそれぞれ減額するものです。

9ページをごらんください。

1款2項1目公共下水道建設費、単独公共下水道事業59万6,000円の減額は、人件費のほか、未執行の原材料費を減額するもので、2款1項2目利子・公債費利子5万円の減額につきましても、未執行であったことから一時借入金利子を減額するものであります。

3ページにお戻りください。

第2表地方債の補正は、公営企業会計移行業務に係る借入額の確定によるもので、限度額の変更はごらんのとおりでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第8号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

**△日程第16 承認第9号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第16 承認第9号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 承認第9号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告につきましてご説明いたします。

平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を341万6,000円とするものであります。これは、予算を固めた最終予算でございます。

5ページの歳入明細をごらんいただきたいと思います。

1款1項1目使用料は、実績に基づき、使用料現年分を3万7,000円増額、2款1項1目一般会計繰入金は58万4,000円減額するものであります。

6ページの歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業2万4,000円の減額は、料金徴収に要する経費の不用額、未執行予算を減額するもので、2目施設維持管理費、処理場維持管理事業14万9,000円の減額は、処理場の維持管理に要する経費の不用額を減額するものであります。管渠維持管理事業35万9,000円の減額は、管渠の維持管理のための支出が29年度ございませんでしたので、予算計上しました金額を全額減額するものであります。

2款1項2目利子・公債費利子1万5,000円の減額は、未執行の一時借入金の利子を減額するものであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第9号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

**△日程第17 承認第10号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分報告について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第17 承認第10号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 承認第10号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分報告につきましてご説明いたします。

平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。この会計につきましても、予算額を固めた最終予算でございます。

1枚おめくりください。

第2条として、収益的収入の1款1項営業収益に508万3,000円を追加し、2項営業外収益は7,000円減額、3項特別利益に4,000円を追加するものです。収益的支出の1款1項営業費用を1,998万1,000円減額、2項営業外費用に300万円を追加し、3項特別損失を290万円、4項予備費を200万円それぞれ減額するものであります。

第3条として、予算第4条本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を7,678万1,000円に改め、資本的収入の1款1項負担金を174万円減額し、資本的支出の1款1項建設改良費を172万円減額するものであります。

1枚おめくりください。

第4条として、予算第6条に定めました経費のうち、職員給与費を153万円減額するものであります。

もう1枚おめくりください。

収益的収入の1款1項2目受託工事収益6万7,000円は、実績により減額をするもので、その他営業収益515万円の増額は、加入分担金の増額等によるものであります。2項4目長期前受金戻入7,000円の減額は、国庫補助金により取得した資産の除却によるもので、3項2目過年度損益修正益4,000円の増額は、還付科目の誤りにより更正したことにより、増額するものであります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

収益的支出の1款1項1目浄水費195万円の減額は、人件費のほか、二股浄水場に関する費用の不用額を減額するものです。

2目配水及び給水費は、排水給水管に関する費用で、780万円の減額は不用額を減額するもので、主なものは、12節備品消耗品費116万円、18節委託料236万円、25節動力費159万円、27節材料費184万円でございます。

3目受託工事費10万円の減額は、未執行であります工事請負費を全額減額するものであります。

4目総係費は人件費、料金徴収等に要する費用で、461万円の減額は不用額を減額するもので、主なものといたしましては、2節手当111万円、12節備品消耗品費120万円、18節委託料150万円でございます。

6目減価償却費は、資産の移動により94万5,000円増額するものであります。

3ページをごらんください。

7目資産減耗費591万6,000円は不用額、未執行額を減額するもので、8目その他営業費用は、1節資材売却原価、2節雑支出とも予算の執行がありませんでしたので、計上した予算を全て減額するものであります。

2項2目消費税及び地方消費税300万円の増額は、29年度分の消費税額及び地方消費税額の確定によるもので、3項1目過年度損益修正損は、過年度の水道料金等の還付に要する費用で290万円は不用額を減額するものであります。

4項予備費は、未執行であります200万円を減額するものであります。

4ページをごらんください。

資本的収入1款1項1目加入分担金100万円の減額及び2目工事負担金74万円の減額は、それぞれ実績に基づいての減額であります。

資本的支出1款1項1目排水設備工事費142万円の減額は、事業費の確定により不用額及び未執行額を減額するもので、2目営業設備費30万円の減額は、1節メーター費の不用額を減額するものであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第10号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

**△日程第18 議案第35号 工事請負契約の締結について**

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、議案の審議に入ります。

日程第18 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 議案第35号 工事請負契約の締結について説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものがあります。

契約の目的であります、平成30年度村営天狗山荘雪害復旧工事であります。契約金額は9,990万円。契約の相手方ですが、白馬村大字神城23287番地、株式会社宮尾建設、代表取締役宮尾英明氏であります。

この件につきましては、昨年6月、被災が確認されました村営天狗山荘につきまして、昨年度の応急復旧に続きまして、来年度の営業再開を目指して、今年度、本格復旧工事を行うために改めて結ぶ工事請負契約でございます。よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第19 議案第36号 工事委託に関する変更協定の締結について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第19 議案第36号 工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第36号 工事委託に関する変更協定の締結についてご説明いたします。

本議案は、3月定例会で議決いただきました白馬村浄化センターの更新工事に関する協定額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

協定の名称は、白馬村公共下水道白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定で、協定の期間は平成29年度から本年度までで、期間の変更はございません。

契約前の協定額は2億3,800万円、変更により減少する額は3,200万円で、変更後の協定額は2億600万円でございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団、理事長辻原俊博でございます。

協定額が減少となります理由は、汚泥脱水機機器類の積算の見直しと入札差金によるものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第37号 物品の取得について

議長(北澤禎二郎君) 日程第20 議案第37号 物品の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第37号 物品の取得につきましてご説明をいたします。

次のとおり物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

件名、平成30年度消防ポンプ車購入事業。

納入場所は白馬村。

物品名、CD-I型消防ポンプ自動車1台、全砲金製高圧3段タービンポンプ1台。

取得金額は2,268万円です。

契約の相手方、長野県長野市稲里町田牧1614番地1、株式会社北信ポンプ長野営業所、所長西沢雅弘です。

本契約につきましては、中部分団、八方地区に配備をされております消防ポンプ自動車を購入から20年が経過しており今回更新するものでありまして、議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第38号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長(北澤禎二郎君) 日程第21 議案第38号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第38号 北アルプス広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

2枚おめくりをいただき、新旧対照表をごらんください。

今回の北アルプス広域連合規約の変更につきましては、第4条広域連合の処理に関する事務について、平成30年8月1日付で本格稼働をいたします大町市平源汲の北アルプスエコパークと大町市社青島の大町市環境プラントリサイクルパークの管理運営が北アルプス広域連合に移管され、大町リサイクルパークとして開設されることに伴い、2つの施設の管理運営する事務の追加及び北ア

ルプス広域連合事務局があります大北福祉会館につきましては、会館内に福祉施設がないことと、近隣の福祉センターと間違いやすく、利用者がわかりづらいという点から、「北アルプス市町村会館」に施設の名称を変更するものでございます。また、これにより関連する条項等をあわせて改正するという内容でございます。

このため、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決をお願いするものでございます。

改め文にお戻りいただきまして、規約の執行日につきましては、平成30年8月1日とするものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第22 議案第39号 白馬村無電柱化推進条例の制定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第22 議案第39号 白馬村無電柱化推進条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第39号 白馬村無電柱化推進条例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例の制定の目的は、無電柱化の推進に関する法律の目的と同じく、第1条に規定をいたします災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し基本理念を定め、白馬村の責務等を明らかにし、村の区域における無電柱化の推進に関する計画の策定、その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策等を総合的、計画的かつ迅速に推進をするというものでございます。

条例の概要でございますが、第2条では、基本理念を定め、第3条から第5条では、村や関係事業者等の責務や役割を、第6条では、無電柱化の推進に関する法律の規定は努力目標でございますが、本村といたしましては、無電柱化推進計画策定を定めることとしてございます。

第7条及び第8条では、住民の理解や関心の増進、法律で規定をいたしております無電柱化の（ヒ）が広く周知されるよう施策等を講ずることとしてございます。

第9条では、特に無電柱化が必要と認められる道路の占用の禁止等、第10条では、設置の抑制及び撤去について、第11条では、無電柱化の迅速な推進に向けた技術開発等の推進について、第12条では、関係者相互の連携及び協力を規定しております。

第13条では、この施策の実施上に必要な措置を定めております。

この条例の施行日は、公布の日としてございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第23 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の設置に関し、村長の附属機関に新たに附属機関を追加するものでございます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

別表に、今回新たに設置をいたします白馬村図書館等複合施設に関する有識者会議につきましては、担当事務として、新しい図書館及び複合施設として備える機能について、委員数を10人以内で構成をし、村長の諮問に応じ調査・審議をするものでございます。

改め文にお戻りをいただき、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、附則第2項で、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改めることとしておりますが、これは、関連する2つの条例の施行日を同一日とすることから、この図書館等複合施設に関する有識者会議委員の報酬額を日額6,100円、半日額を3,800円と定めたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第41号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第24 議案第41号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関

する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第41号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、特別職の職員で非常勤の者の報酬について、新設に伴い報酬額を定める改正を行うものでございます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

別表、第1条関係の観光振興のための財源確保検討委員会委員の新設に伴い、日額、半日額の報酬額を定めるものでございます。

改め文にお戻りをいただきまして、この条例の施行日は公布の日から施行し、平成30年5月1日から適用したいものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第25 議案第42号 白馬村国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第25 議案第42号 白馬村国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 議案第42号 白馬村国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の改正は、本年度から国民健康保険に係る財政運営が都道府県運営となったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

最終ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、条例の題名を「白馬村国民健康保険財政調整基金条例」に改称します。

第1条では、基金の設置をうたっておりますが、改正前の「医療給付支払いの健全化」から、改正後、「財政運営の健全化」に言い回しを改めます。

第7条では、基金の処分について、改正後の第1号、国民健康保険事業に要する経費に充てる財源に不足が生じると見込まれるとき、さらに第2号で、その他国民健康保険事業の円滑な運営に必要な場合の2本に改められます。

これらの改正は国保の都道府県運営により、保険給付を原因とする財源の不足が想定し得なくな

ったことにより、必要箇所を改めるものであります。

なお、この条例の施行日は附則において、公布日からとしておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第26 議案第43号 白馬村保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第26 議案第43号 白馬村保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** 議案第43号 白馬村保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

平成30年7月に、白馬村保健福祉ふれあいセンター内に、白馬村子育て世代包括支援センターを開設するに当たり、必要な事項を定めるための一部改正でございます。

最終ページをごらんいただきたいと思います。

第2条中「地域住民の保健福祉の増進」の次に、「教育及び子育て家庭に対する支援」を加え、第4条中第6号を第8号として第5号の次に2号を加え、第6号を学校教育、社会教育、その他教育、学術、スポーツ及び文化に関すること、第7号を子育て及び児童福祉に関するものとするものでございます。

附則により、この条例の施行日は、公布の日からとするものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第27 議案第44号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第27 議案第44号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 議案第44号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、省令を参酌して定めております白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいものでございます。

改正の趣旨でございますが、1点目は、放課後児童クラブの支援員は、学校の教諭となる資格を有する者を基礎資格として規定しておりますが、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正するものでございます。

もう1点は、支援員の基礎資格に一定の実務経験があり、かつ村長が適当と認めた者に対象を拡大するものでございます。

議案書、最終ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第10条第3項では、放課後児童クラブ支援員の基礎資格を規定しておりますが、第4号を「教諭となる資格を有する者」から「教育職員免許状を有する者」に改めます。また、第10号として、「5年以上事業に従事した者であって、村長が適当と認めた者」を新たに追加したいものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行したいものでございます。

提案の説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第28 議案第45号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第28 議案第45号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 議案第45号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、ごみ処理の広域化に伴い所要の改正を行うものであります。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

第1条一般廃棄物の処理計画につきましては、改正後の条文において、北アルプス広域連合及び白馬山麓事務組合と協議をし、大町市及び小谷村と調和を保つように努める旨の内容に改めるものであります。

第14条は、一般廃棄物の処理手数料に関する改正であります。

まず、新旧対照表の裏面、最終ページをごらんください。

こちらは、廃棄物の処理手数料を明記した別表であります。このうち、指定容器、いわゆる指定ごみ袋については、本年8月以降、店舗等販売を行うことはなくなりますので、この別表から削除するものであります。

前のページにお戻りください。

第17条は、産業廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条文引用が誤っていたことから、これを第11条第2項に改めます。

また、第18条は、産業廃棄物の処理について、事業者から徴収する費用は北アルプス広域連合で定める額とする旨の改正内容とするものであります。

第19条は、手数料の減免について条文を改めるものであります。

なお、この条例の施行日は附則において、平成30年8月1日としておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第29 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,116万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,976万9,000円とするものであります。

7ページ、歳入明細をごらんください。

9款1項1目地方交付税1,400万円の増額は、特別交付税の対象となる地方創生推進交付金事業を活用するため、その経費分を増額をするものであります。

13款2項6目観光商工費国庫補助金7,750万円の増額は、地方創生推進交付金事業の内示を受けて補正をするものであります。

14款2項県補助金168万3,000円の増額は、元気づくり支援金の内示を受けて補正をするものであります。

8ページ、17款1項基金繰入金では、財政調整基金から3,578万9,000円、ふるさと白馬村を応援する基金から189万円を繰り入れる予定でございます。

9ページ、19款4項1目雑入では、二酸化炭素排出抑制対策事業に係る交付金として480万円を増額。

20款1項村債では、2目総務債400万円の減額は、庁舎3階改修工事に係るもの。

6目観光債4,950万円の増額は、地方創生推進交付金事業に係るもの。

7目土木債900万円の増額は、交付税算入のある起債への組み替えによるものでございます。

10ページの歳出明細をごらんください。

全般的に一般職給料、職員手当、共済組合の負担金、退職手当組合負担金は、4月に行いました人事異動に伴う人件費の組み替えによるもの。また、正職員の配置により、嘱託職員や臨時職員の賃金につきましても、同様に配置に伴う組み替えを行なっております。

1款1項1目議会事務事業534万4,000円の減額は、主に庁舎3階トイレの改修工事を取りやめたものです。

2款1項1目総務一般事業942万2,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の増が主なものです。

11ページ、10目地球温暖化対策事業480万円の増額は、二酸化炭素排出抑制対策事業に係る交付金を活用した二酸化炭素排出抑制対策に係る普及啓発のための委託事業に係るものでございます。

2項1目税務総務事業412万6,000円の増額、12ページ、7項1目スポーツ総務事業162万1,000円の減額も、それぞれ人事異動に伴う人件費の増と減額になります。

3目スキー大会推進事業1,479万6,000円の増額は、本年2月に開催をいたしましたワールドカップ複合白馬大会の精算負担金であります。

13ページ、3款2項2目子育て支援事業713万円の増額、3目しろうま保育園運営事業219万5,000円の減額、14ページの4款1項1目環境衛生事業254万円の減額もそれぞれ人事異動に伴う人件費の増額と減額になります。

5款1項2目農業総務費411万3,000円の減額、飛びまして16ページ、6款1項1目観光総務事業714万5,000円の減額も、それぞれ人事異動に伴う人件費の減額になります。

2目山岳観光施設維持補修事業は、八方池山荘ポンプ修繕に係る負担金139万円の増額で、特定財源といたしまして、ふるさと白馬村を応援する基金から繰り入れ、全額充てることとしてございます。

16ページから17ページにかけて、3目地方創生推進交付金事業観光は、地方創生推進交付金を活用いたしました、「白馬バレー世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化・魅力向上事業」として採択をされました1億5,500万

円の増額になります。

17ページ、4目観光安全浄化対策事業50万円の増額は、植栽事業に対する負担金で、特定財源としてふるさと白馬村を応援する基金から繰り入れ、全額充てるものとしております。

7款2項3目道路新設改良事業522万4,000円の減額も、人事異動に伴う人件費の減額です。

18ページ、道路改良起債事業は、当初予定しておりました起債事業から有利な起債事業への組み替えが可能となったことから、これにあわせて対象事業路線を1路線ふやし、1,000万円増額したものでございます。

9款1項2目教育委員会事務局一般事業270万円の減額、19ページの4項1目社会教育一般事業840万6,000円の増額、20ページ、5項1目保健体育一般事業327万9,000円の増額も、それぞれ人事異動に伴う人件費の増額と減額になります。

20ページから21ページにかけて、12款1項3目ふるさと納税基金事業は、今回、ふるさと白馬村を応援する条例に規定する事業の区分に合わせた寄附金の名目としたことにより、組み替えを行なっているものでございます。

お戻りいただき、4ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、地方創生推進事業を新たに追加をし、庁舎改修事業と道路改良起債事業につきましては、補正に伴い限度額を変更しているということでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第11番津滝俊幸議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 11番津滝俊幸です。

ただいまの補正予算の中で、ページで、16ページから17ページにかけて、6款観光商工費の中の観光宣伝振興費。地方創生交付金がついたということで、地方創生推進交付金事業が1億5,500万円で予算がもらわれているということになってはいますが、この具体的な事業内容についてお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** それでは、お答えをいたします。

先ほど、議案の説明の中でも若干触れましたけれども、この地方創生推進交付金事業の名称は「白馬バレー世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化・魅力向上事業」と申すものであります。

具体的には、今までの創生事業と若干違うのは、発端が地域未来投資促進法というものに基づいているということですが、その法律に基づき、地域経済の牽引企業に選定された企業2社が中心となって行うグリーンシーズンにおけるアクティビティ強化として、八方尾根エリアでのグランピング宿泊施設導入。あと、麓にアウトドアメーカーやカフェ、観光情報コーナー等を併設した

ベース拠点の建設。ワンストップでアクティビティ等の予約ができるシステム開発——これはソフト事業になりますが——そういったものをひっくるめて申請して、今回予算化したものでありまして、内容的には事業者への補助金負担金となっております。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

津滝議員、質疑はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** まだ、今の質問だけでは、なかなかようわからないところもあるんですけども、まず事業主体なんですけど、事業主体は、今、一般会計のほうにこれのってきているんですけど、誰がやるかというところです。白馬村なのか、その未来牽引企業と言うんですか、指定された企業がやるのか。

それから、もう一つは、この中でいきますと、地方債が発行されているんですけども、なぜゆえに地方債を発行しているか。

それから、もう一点は、この交付金がついたということで、特別交付金1,400万円が入ってくるような形になっているんですけど、その財源を使いながら、一般財源のほうに入れるというような形になるのかなと思うんですけども、それでも一般財源のほうから1,400万円は、また繰り出しになっているというような形になっています。

村の会計のところで、そういったものを使うというところの中で、なぜゆえにそのようなフレームになっているかお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** まず、事業主体でありますけど、もちろん地方創生推進交付金に申請したのは村で申請しておりますが、その具体的事業の主体というのは、先ほど申した地域経済牽引企業とされているところで、索道事業者2社であります。

ただし、地方創生推進交付金自体の採択条件といたしましては、官民連携という部分があるので、若干これハードが目立っておりますが、ソフト面におきましては、公共的な位置づけのある観光局なりのシステム構築等も含まれているということは、ご承知おきいただければと思っております。

あと、地方債でありますけれども、これにつきましては、もともと地方創生推進交付金事業については、2分の1が国の補助金、残り2分の1については、地方財政措置を措置するというふうに明記されております。

そのうちソフト面については、議員さんもおっしゃった特別交付税が措置されるんですけども、ハード面におきましては、まず地方が地方債を借りることを許可するというか、認めるということになっております。その後年度負担に対して、普通交付税を措置するというような仕組みになっておりまして、そこを称して地方財政措置と言っているかと思っておりますので、一応、こういうフレームというか、地方債をハードの裏には措置するということをご理解いただければと考えております。

あと一般財源、これも議員さんおっしゃったとおりそうです。特別交付税は一般財源に分類されますので、一番措置される特別交付税は、いわゆるこの事業を行うことによってふえる部分をかなり使うということもあります。

あと残りにつきましては、地域未来投資促進法というものが、一応そういった地域を牽引する企業に対して国が中心となって支援する及び地方自治体もそれに乗っかるというような趣旨がありますので、そういった趣旨で今回補正計上をしたということであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

津滝議員、質疑はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** やっぱり起債の部分のところについてなんですけど、白馬村が起債を起こすという形になります。そうすると、その起債は白馬村がただ起こしただけという形になるんですけども、このところは、もう村が支援したという形で終わってしまうのか、それともそうではなくて、どこかから繰入金が入ってくるのかというような形になるのか、その辺はどうなんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 地方債、財源にこの地方創生推進交付金事業に対する財源として、地方債を借り入れるのは今回初めての組み立てになっておりまして、何というか、償還に関したり、要は村が今年度負担する分に関して、どのような国の財政措置がされるかというのは、ちょっとまだ見えてこない部分がありますので、そこら辺は研究してまいりたいと考えております。

いわゆる、国のつくった仕組みにのっとって行うということを前提として考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

他に質疑はありませんか。第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 6番加藤亮輔です。

2点質問したいんですけど、まず1つ目、10ページの議会事務事業534万4,000円、これを先ほど取りやめたと言いましたが、どのような理由で取りやめたのか。それから、また2点目として、今話題になったこの地方創生推進交付金事業1億5,500万円ですけれども、この事業については、資金的に割合有利な事業と思うんです。それで、こういう事業をまずひとつ、広く、村の事業者にお知らせしたかどうかということと、お知らせして、相談はどれぐらいあって、最終的にはこの2社を村が申請したんだけど、その内容などもう少しご説明願います。

以上、2点をお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 私からは1点目の議会費の減額につきましてお答えをさせていただきます。

今回の減額予算につきましては、平成30年度一般会計予算に対する附帯決議というものを受けております。議会費に計上いたしました設計管理費、工事請負費については、庁舎の改修事業として慎重に協議するとともに、庁舎の維持事業課目へ変更するという要望を附帯決議として受けてございます。

今回、議会費といたしましては、減額をしているというものであり、前段に触れましたとおり、庁舎の改修事業につきましては、現在、協議をしているということでございます。

1点目の答えについては以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** それでは、地方創生推進交付金事業の周知等というものでありますが、先ほど申し上げたとおり、この発端は地域未来投資促進法ということで、今までの地方創生推進交付金の、村が申請したものとちょっと、若干色合いが異なるということをまずご承知ください。

要は、この地域未来投資促進法というのは、地域経済が冷え込んでいるということで、地域の企業を後押しするということが、国が、経済産業省になりますが、非常に去年、後押しを、力強くというか、かなり力を入れてかかわった法律でありまして、そこに対して、たまたまというか、昨年の頭ころにちょうど投資計画が持ち上がった企業が、その通産省の事業につきまして調べ、ただ、当時はまだ法案の段階で法律にはなっておりませんでしたけれども、そういった中で、それぞれ各自、おのおの産業経産省までヒアリングというか、事業の内容を聞きに行ったりというような、企業主導でスタートしたという側面がございます。

そういった意味で、議員おっしゃったとおり、法律ができれば、全部こういう法律ができて、手を挙げる企業ありませんかというのが理想的だと思うんですけども、今回につきましては、法案の成立と並行して準備が進められたということ、あと、国のほうが、これ、私、細かいことわからないんですが、あるデータを使って、地域経済牽引企業というのを全国で約2,000社選んでいると、そこに今回の2社が含まれているということが大きな要素になったかというふうに承知しております。そういった経過があるということで、ご認識いただければと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

加藤議員、質疑ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 最初の1点目ですけど、3月議会で附帯決議をつけて、先ほど総務課長が答弁されたような内容で附帯決議をつけました。

それで、今回、議会費から削除して、その後、今後の協議で庁舎の建設費としてまた再提出することがあるのかなのか、協議してだめだったときはやめるという、そういう代物かどうか、ちょっとその辺の見通しがわかれば教えてください。

それから、2点目の地方創生のところですけど、この事業については、私もちょっと調べたんで

すけど、資金的には国から2分の1交付されると、そうして、あと2分の1の地方負担についても、地方財政措置を講じるというふうな仕組みになっていると思うんですよね。はっきり言えば、全額補助みたいな感じになるのかなと、自分なりには理解しとるんですけど。白馬村の場合、今、お店にしても、それからいろんな大きな会社にしても、そういう公的資金で何とか活性化に向かいたいという企業は、私はたくさんいるような気がするんですけど、その辺のところは、全然、この2,000社が選ばれたから、その2,000社の枠内で決めたということで、ほかの人は全然知らなくて、1億5,000万円もの交付措置が出てきたということに対しては、私としては、村民感情から言っても、ちょっと後々わだかまりが残るんじゃないんかと思うもので、その辺うまく説明していただきたいんですけど、そういうふうな、今後、説明する予定はあるかどうか、その1点だけお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** それでは、1点目の関係のお答えをさせていただきたいと思います。

今後どうなのかというのは仮定の話ですので、現時点でということで申し上げますと、見通しは立ってはいないと、いろんなご意見も出されておりますので、庁舎全体での改修または補修等になれば、当然、全体的なものを見回さなければいけませんので、現時点では見通しは立っていないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** まず、お断りしておきたいんですが、全額補助みたいな捉え方をされたかとは思いますが、特に、ハード事業につきましては、この計画についても、もともと国に求める補助金は4分の1です。今回、うちが予算化しているハード分についても、もともと事業費の2分の1という組み立てになっておりますので、事業者のほうの負担は相当分にあるということをご認識いただきたいと思います。

それと、この地域未来投資促進法、確かに法案が成立してまだ1年弱というところであります。これからさまざまな分野で活用をしていくのは全然やぶさかではありませんので、周知には努めていかなければいけないというのは行政の務めと考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質疑ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今のふるさと創生のところでですけど、今後、やっぱり、先ほど言ったように、いろんな企業が相談に来る場合、それに対して観光課のほうで丁寧に対応していただくようお願いしたいということで、質問を締めます。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第30 議案第47号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第30 議案第47号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第47号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的支出の1款1項営業費用に23万7,000円を追加し、第3条として、当初予算第7条に定めました経費のうち、職員給与費に同額の23万7,000円を追加するものであります。

今回の補正は、4月1日付の職員の人事異動等に伴う人件費を増額するものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号から議案第47号までは、お手元に配付いたしました、平成30年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第47号までは、お手元に配付いたしました、平成30年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月7日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日6月7日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 0時26分

平成30年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成30年6月7日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

## 平成30年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成30年6月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総務課長	吉田 久夫	健康福祉課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建設課長	酒井 洋
観光課長	横山 秋一	農政課長	太田 洋一
上下水道課長	山岸 茂幸	税務課長	横川 辰彦
住民課長	矢口 俊樹	教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊
生涯学習スポーツ課長	関口 久人	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成30年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は、うち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問・答弁を含めた1時間の中で質問事項を明確・簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により一議員一議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次、一般質問を許します。

最初に、第11番、津滝俊幸議員の一般質問を許します。第11番、津滝俊幸議員。

第11番（津滝俊幸君） 11番、津滝俊幸です。

昨日からですか、関東甲信越も梅雨入りになったということで梅雨入り宣言がされましたが、近年、非常に天候不順で大雨に見舞われたりなんか、この白馬地区もありまして、特にグリーン期の観光や農業に大きな影響を与えて、経済的な減収の要因になったりなんかしているわけでございます。

当村においては、非常に天候に左右される村でございますけれども、特に梅雨明けが早く明けていただいて、よい夏のシーズンが訪れることを祈念をしたいというふうに思っています。

本日、一般質問でございますが、3問質問させていただきます。

観光振興関係、農業関係、行政組織関係というようなところになりますけれども、この8月に白馬村の村長選挙があるということで、任期満了に伴う選挙でございますが、下川村長が昨日の冒頭の挨拶でもございましたように2期目に立候補をしていくというようなこともおっしゃっておられました。

そこで、今回、4年間の総括をしていただきたいということで、その中で5つほど、村長選に対して公約を下川村長のほうがしていたわけでございますが、特に停滞から前進へという大きなスローガンを掲げて当選されたわけでございます。

その中で、今回、その公約に沿ってどれだけ実行されたかどうかと、そういったものを質問の中で検証していきたいというふうに考えております。

まず最初に、「白馬村が目指す世界水準の山岳リゾートとは」ということで、具体的にどういった内容のものを目指して言っているのかということ、これはよく村長のご挨拶、それから行政側の話の中で、世界水準の山岳リゾート、マウンテンリゾートというような言い方をしてくれております。なかなか我々には、具体的にこうだというようなものが見えていないのが実態ではないかなと思いますので、ぜひその辺のところを明らかにしていただきたい。

それから、そういったものを実現していくための政策、それから財源、推進体制、そういったものについても伺います。

それから、以前、私の質問の中で、DMOについて質問させていただきましたが、現在そのDMOの進捗状況はどのようになっているか伺います。

観光振興、村長の公約の中の観光振興が、どれだけ停滞から前進しているかというようなことを伺いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 津滝議員から、まず始めに「白馬村が目指す世界水準の山岳リゾートとは」、白馬村が目指す世界水準の山岳リゾートについて、4つの項目についてご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の村が目指す世界水準の山岳リゾートの具体像と内容は、白馬村観光地経営計画にうたっております「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残すマウンテンリゾート・白馬」であります。

北アルプス白馬連峰という類いまれな大自然の恩恵のもと、世界水準として誇れる山岳景観と、今や「ジャパウ」と賞される中でも上質な雪質に恵まれたゲレンデ、そして、昔からこの山と雪の環境下で育まれた生活・文化の魅力を活用して、観光地として発展してきた財産をさらに磨きをかけながら、世界中から来訪者を迎え入れる、訪れる人それぞれにとって居心地のよさを提供できる観光地のことだというふうに考えております。

2点目の実現をしていくための政策であります。平成25年度に、「山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり構想」の重点支援地域に指定をされ、大町市、白馬村、小谷村とともに3市村でブランド戦略「三市村エリア周遊・長期滞在プラン」を作成、掲げた施策「ブランディング」、「アウトドアレジャーの磨き上げ」、「観光地経営ベースの引き上げ」は、まさに世界水準のリゾートを目指したもので、さらにそれらを包含し、白馬村が策定をした「観光地経営計画」に掲げる4つの基本方針のもとに設定をされた10の戦略、23の施策に取り組んでいくことであると考えます。

その中でも、観光地経営の視点から課題となっているのが、客観的な数値データによる現況の把

握が十分でないことが上げられ、効率的な戦略構築のためにも重要であると認識をしているところ  
であります。

次に、財源であります。計画にある施策実現、特に観光の資産価値を高める施策や滞在環境整  
備には、ハード面の整備も含め多額の予算が必要となります。

施策推進の財源として、活用可能な現行の税を始めとする自主財源や交付税や補助金などの依存  
財源だけではない新たな財源を検討することの必要性は強く感じているところであります。この点  
に関しましては、現在、観光財源検討委員会において、観光振興のための財源確保のあり方につい  
て、調査・審議をいただいているところであります。

また、推進体制であります。経営計画推進に向けて必要な事項の検討、進捗状況と成果の把握、  
分析を行なっていくことが観光地経営会議と位置づけております。

先ほど申したデータの蓄積をもとに、観光施策の検討、分析、検証には、多面的に取り組む体制  
としてDMOは有効であるというふうに思っております。

3点目のDMO化の進捗状況について報告をいたします。

白馬村観光局は、現在もDMO候補法人のままではありますが、観光客についてのさまざまなデー  
タの集積、分析については積極的に進んでおり、その分析結果から30代を中心とした若年層の  
取り組みというテーマを掲げております。

観光地マネジメント手法や組織概要としては、国の定めるDMOとして申し分ございませんが、  
必須KPIである顧客満足度、リピート率、観光消費額、延べ宿泊者数のうち、延べ宿泊者数の算  
出に苦慮しており、その実数の正確な把握方法が確立できた際には、日本版DMO法人として登録  
が可能となります。

ご存じのとおり、白馬村内には500軒以上の宿泊施設があり、その全ての宿泊数の把握は非常  
に困難をきわめますが、観光局では指針となるデータ集めに奔走している現状です。

DMOの本登録についてはまだ至っておりませんが、白馬村観光局は既にデータを駆使し、現代  
マーケティング手法を積極的に取り入れつつ、DMOの意義である観光地域マネジメントを実行し  
ていると認識をしています。

また、白馬・小谷・大町、3市村でも、来年度から地域連携DMOがスタートしますが、白馬村  
観光局のDMOとしての事業とのすみ分けについても、各市村の行政担当者、民間事業者、観光団  
体関係者が連携をして、現在調整を進めているところであります。

最後に、私の公約の観光振興がどの程度前進したかという質問であります。一口に観光振興と  
申しましても評価が大変難しい分野であります。

観光客数は、年単位で見ますと、直近の平成29年度こそ前年を上回ったものの、この4年間は  
ほぼ横ばいといったところで厳しい現実となっております。

しかしながら、四季を通じた白馬の魅力を国内外へ発信をしながら、にぎわいのある白馬へとい

う公約のもと、さまざまな取り組みを行なってまいりました。

その第一が、戦略的観光振興を図るべく行なった「観光地経営計画」の策定であります。村が観光地として目指すべき姿を観光地経営という視点を導入をして作成をした計画であり、今後の観光振興の骨格となるものと認識をしています。

この4年間は、観光は基幹産業として常に重点施策として展開させたいという思いもあり、インバウンド受け入れ環境整備として、観光防災Wi-Fiステーションの整備、宿泊施設等への無線LAN設置補助、グリーン期の活性化にサイクルツーリズム事業、観光局を通じた閑散期のプロモーション、そして3市村の連携によるHAKUBA VALLEY統一ICカードによるフリーゲートシステム導入、北陸新幹線延伸に伴う糸魚川・大町間の冬期連絡シャトルバスの運行などに取り組みました。

その成果があらわれるまでには至っておらず、前進という言葉を使えるかわかりませんが、努力はしてきたというふうに思っております。

観光振興はゴールの見えない究極の課題でありますので、休むことなく傾注してまいりたいというふうに思っております。

1点目の「白馬村が目指す観光水準の山岳リゾート」の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 今、答弁をいただきました中の、まず一番大きな命題になっています世界水準のマウンテンリゾート、山岳リゾートというようなところの部分でございますけれども、確かに私どももいただいて、それから、概要版も村民に配られていますこの「観光地経営計画」であります。この進捗度合いがどれだけ今進んでいるかというのは非常にわかりにくいところなのかなと、やっているそのところでは、確かに経営会議等々でやられているというふうには我々も認識していますし、ですが、じゃあ、それがこういう姿であるんだというようなものがなかなか見えてこないのも実態かなというふうに思います。

よく水準という言葉の意味、何を指して水準かというところなんですけれども、ここの中で言っているのは、いわゆる金額の高いものではなくて、質を重視するというのを、たしか経営計画の中では言っているかなと思います。

そのための一つとして、DMOを活用していきましょうというような枠組みかなというふうに思っているんですけれども、そのDMOがなかなか進んでなくて候補法人のままであると、何でDMOをとらなきゃいけないのかという話なんですけど、DMOをとることによって地域創生交付金の、いわゆる後づけ予算が国からおりてくるというようなことになっているかなと思います。

白馬では、今、村長が言っていました観光局とHAKUBAプロモーションボード、3市村でやっているDMO、この2つが、今、候補法人になっているということなんですけど、もう一度、そこ

のところを聞かせていただきたいなと思うんですけども、ある種ダブリがあるんでは、DMOとしてのダブリがあるんじゃないかなというふうに思うんですが、このところの事業のすみ分けについてどうしていくかという部分と、確かにデータをいろいろ収集していかなきゃならないということで、それが意味障壁になっているということは聞いていますが、長野県の中でもう既に候補法人から3つ、我々よりも先に認定されているところがあります。

県の観光機構、それから八ヶ岳のツーリズムマネジメント、それから飯山の観光局、この飯山の観光局に関しては、白馬村の観光局をモデルにしてつくった観光局であります。本家本体のところはまだそれがとれてなくて、いわゆる見本にしたところのほうがされた、見本にしていったところのほうの先にってしまったという、その辺、非常に私はジレンマを感じるんですが、その辺のところについてお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** それでは、DMOに関してということでお答えいたします。

まず、白馬村観光局がDMOの候補法人であること、あとプロモーションボード、要はHAKUBA VALLEY、3市村で取り組んでいる組織が、また一つのDMOの候補法人であるということは、ここ1年半ほど続いている現象でありますけれども、そもそも私もそれに疑問があったんですけども、一応、例えば、長野県観光機構が一つあって、その中の県の中でそれぞれDMOがあるということで、並列型については特に制度的にも問題はないということは認識しているんですが、ただ、事、HAKUBA VALLEYと白馬村観光局という非常に密接しているというのが現実でありまして、そこで、やはり白馬村観光局については、もう肅々と私は候補法人からDMOになるべきだと考えております。

ただ、もう一つの3市村については、若干、今、事業の見直しというか、それぞれ具体的に言うと、小谷村観光連盟という組織があって、白馬村観光局という組織があって、あと大町市はアルペンルートが中心なんですけれども、一応、今、一緒にやっている部分で言うと、冬のゲレンデのところも一緒にやっているというHAKUBA VALLEYの中で、それぞれの、今、業務を洗い出しをして、局でも洗い出しする、小谷村観光連盟でも洗い出しをするということで、一回、今、業務の内容について精査しているところです。

やはりダブっているいろいろよりは、効果的にやったほうがいいたろうというのも民間のほうからは言われておりまして、そこを、今、最終で詰めているという段階でありますので、しばらくお待ちいただきたいというのが現実であります。

答弁漏れがありましたかね。

**第11番（津滝俊幸君）** いや、ないです。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** DMOの候補法人としては、今、観光課長が言うように村は村、やっぱり

広域は広域、3市村は当然広域という地域DMO、広域、ちょっとそこのところの言い方がどっちが正しいかというのはちょっと別の議論としても、今、言ったようにプロモーションボードとはかなりダブっているところはやっぱりあるので、そこのところは上手に仕分けをしながら、これはあんたどこでもってしっかり集計してねと、これはこっち側でやるよというようなところのすみ分けは、ちょっと交通整理ができてないのかなというのは我々思っているところでありますので、ぜひ、これは要望でございますけれども、うまく行政側のほうでコントロールをとっていただきたいなと思います。

最初の部分のところに話を戻しますけれども、世界水準ですが、この具体像というのが見えてこないんです。さっき言葉づらでは、こういうような形という形なんですけど、これは村長にお伺いするんですけど、例えば、ヨーロッパのどこそこの山岳リゾートだとか、北米のどこそこだとかというようなイメージがあると非常にわかりやすいのかなと私は思います。

白馬村と、いわゆる姉妹提携というか、連携協定をしているレヒですか、というようなところもあったりなんかするわけですよ、そういう具体的なイメージとしてはどこを白馬村は見ている、こういうようになりたいっていうのが多分あると思うんですけども、そこは村長どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、津滝議員からどういったイメージをしているのかという、そういった質問でありますけれども、白馬村はオーストリアのレヒと姉妹提携をしているわけでありましたが、議員の皆様の中でも行った方もいるかと思っておりますけれども、我々もああいうところへ行ってみて、確かにすばらしい景観もあるわけでありまして、白馬村といたしましては、レヒへ行っただけでああいった山岳景観を見ても、この白馬のすばらしい大自然の山岳景観は、恐らくレヒには本当にまさるといふふうに思っております。

そんな中で、大自然の山岳景観をいかにお客様が認めていただいて、そして、ここに来てくれるお客様、そしてまた滞在してよかった、来てよかった、そういった村になることが一番の目的でありまして、別にアルプスのどっかをイメージしているわけではありません。

この白馬のこの山岳景観のすばらしさをしっかりと守っていく。このことが世界水準の山岳高原だというふうに思っておりますので、そんなことも含めて、特に我々は、ここで、地で生まれた人は、この白馬の地のすばらしい環境というものは余り認識はしておりませんが、特に都会から移住された方なんかは、非常にこの山岳景観、そして爽やかな緑、空気、そして水というものを非常に評価をいただいているわけでありまして、そんなことも含めて村全体がこの白馬というこの地がすばらしい山岳観光都市だということをみんなで思ってもらうことが、世界水準の山岳高原ではないかというふうに思っております。

そしてまた、訪れる人に対しても、おもてなしの気持ちというもの是非常に大事ではないか、村が一体となって観光に迎え入れる、お客様を迎え入れる、これが世界水準の山岳高原というふうに

私は認識をしているところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 今の村長の話からすると、やっぱりこの地域にもっと誇りを持って、私たちのこの山岳景観をしっかりと後世に残していくような仕組みを我々みずからがつくっていったというような形に私は捉えました。

ぜひ観光地経営計画、先ほど言いましたように素晴らしいものができ上がっていますので、よりそれを具体性を持って、村民にわかるような形で実行に移していただければよろしいかなと。スイスでは有名なツェルマットとか、グリンデルワルト、フランスはシャモニーとかいうようなところがあります。そこに負けないように、この白馬もその世界水準と、ここが世界水準だと言われるようになっていただきたいなというふうに思います。

時間の関係で、非常に観光ということになりますと、この質問だけでも1時間ぐらいすぐ使ってしまうので、3つありますので、次の質問のほうに移らせていただきます。

次、農業政策についてです。

村長公約の中に、「優良農地の確保と新しい農業の前進について」という項目がございます。このことについて、どの程度前進したかを伺います。

それから、神城地区の農業用水の枯渇の問題についてですが、このことに関しては私の一般質問で一昨年、ちょっと記憶が曖昧で恐縮ですけれども、一昨年、たしかしたかなというふうに思っています。

このことについて、いまだ改善もされておられませんし、土地改良区のほうからこういったふうに改良していくんだというようなことの報告もなされていないわけであります。

きょうも見ると、谷地川はもうほとんど水がないような状態になっています。このままいくと優良農地を残すどころか、もう今植えた稲が枯れていってしまう、もしくは雑草が生えてしまっでなくなってしまうと、要するに収量が落ちてしまうということになります。ですので、そのことについて今現在の対応についてお伺いをします。

3つ目としては、多面的機能支払制度についてです。こちらの活用状況と今後の方針についてをお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の農業政策について答弁をさせていただきますが、1点目の村長公約の「優良農地の確保と新しい農業の前進について」、どの程度前進したかについての質問であります。私は農業振興として2つの公約を掲げてまいりました。

1つ目は「白馬ブランドを全国に情報発信」、2つ目には「圃場整備を推進し、優良農地を確保する」であります。

1つ目の「白馬ブランドを全国へ情報発信する」については、清らかな水、澄んだ空気、昼と夜

の気温差が大きいといった自然条件は、白馬という地域の特性であると思っております。その特性とこだわりを持った米の栽培は、白馬の米のブランド向上につながると思っております。

そのような中で、村長就任当初からふるさと納税の返礼品の充実に努め、全国に発信をしてまいりました。特に返礼品としての米は、多くの市町村で取り扱っておりますが、当然ながら安心安全なおいしい米をつくっていくことが重要だと思っております。そのため、ふるさと納税返礼品の出荷品質の基準を定めたのも、その取り組みの一つであります。

また、ミニトマトについては、生産者の努力により中京圏では白馬のミニトマトは大変人気があります。村といたしましても、白馬村農業再生協議会の産地づくり対策事業として後押しをしているところであります。

2つ目の「圃場整備を推進をし、優良農地を確保する」であります。北城地区は未整備の圃場が多く、狭小で不整形な農地が多く、農道の幅員も狭いため大型機械の導入が進まず、水路も未整備であり、日常管理にも苦慮している状況があります。

優良農地を確保するためにも、圃場整備を推進することが有効であると思っておりますし、ひいては田園風景の保持にもつながります。

現在、北城南部地区と新田地区の2地区の圃場整備事業が動いています。北城南部地区では、今年度から経営体育成基盤整備事業として40.8ヘクタールの圃場整備が本格的に進み、平成31年度からは面工事に入る予定となっております。

今回の事業により、水田の汎用化及び区画拡大を行い、耕作者の高齢化や後継者不足により遊休化のおそれのある農地を担い手に集積・集約化し、生産効率を高めることができると思っております。

また、新田地区の圃場につきましては、地元地区での推進体制を万全に整えていただいているところであります。

現在、国において進めております農地中間管理機構事業ですが、農地中間管理機構関連農地整備事業制度の中に農地整備事業、いわゆる圃場整備事業がメニューとして加わりました。国で推奨するこの制度に基づき整備を進めるべきか、今までどおり経営体育成基盤整備事業として進めていくべきか、大きな岐路に立たされている状態です。

従来の経営体育成基盤整備事業ですと、採択のタイミングや予算のつきぐあいが厳しくなっていくものと推測をされます。

また、国で進めている農地中間管理機構関連農地整備事業を選択しますと、有利な展開も期待することができると考えられます。しかし、採択要件の一つとして、事業対象農地の全てについて中間管理権を15年間以上設定する必要があるため、事前に自作を全てやめていただくようになるなど心配な点もあります。

このため、新しい制度に乗るか、乗ることができずに従来の制度選択するかを、新田地区圃場整

備推進協議会の皆さんと一緒に考え、将来にわたって優良農地の確保ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の神城地区の農業用水の枯渇問題につきましては、特に代掻き時期において必要な農業用水が確保できないといったご意見を地域からいただいているところでございます。

どのように対応していくべきか苦慮しているところでございますが、当該地域の農業用水は大部分が白馬村土地改良区の管理となっており、村におきましても農政課が土地改良区の事務局を担当していることから、土地改良区の組合員の皆様と農業用水の確保に努力をしているところでありますが、残念ながら目に見えるような成果が出せていないのが実情であります。

農業用水の不足が解消されない要因といたしましては、近年の農作業の機械化・大規模化に伴い、過去に比べ、短期間で大量の用水が必要とされるようになったこと、また、揚水ポンプなどの水利施設の老朽化などにより、給水能力が落ちてきていることなどが上げられていると思います。

このような用水不足の実情を把握をするため、昨年度は土地改良区におきまして、県の農業農村基盤整備事業補助金を活用し、用水路の水量調査を行いました。その結果では、入ノ宮、学校道周辺、神城圃場北部などの圃場の用水が不足していることが確認されたことで、これはおおむね地域の皆様より用水不足のお声をいただいているエリアと合致しているところであります。

用水不足の改善のためには、水源となる姫川などからの取水量を増量することが理想ですが、昨今では水利権の増量は非常に難しい情勢であることから、既存の取水量をいかに効率よく配水するかが重要だというふうに考えております。

土地改良区でも可能な限り用水の取水効率を上げるため、年度当初からポンプピットのこまめな清掃、老朽化し、能力の落ちたポンプ部品の取りかえ・更新、取水口の整備などを実施をしていることを確認をしているところであります。

なお、土地改良区では、本年度も県の補助金を活用し、昨年度の用水量調査で用水不足と判定されたエリアにおいて、既存の施設を利用した用水不足対策の調査を進めており、特に今回は入ノ宮ポンプ場の用水をより効率的に配水をする手段を検討し、事業化に結びつけていきたいと考えているところであります。

揚水ポンプを始めとした老朽化が進んでいる水利施設につきましても、土地改良事業団体連合会の補助金や小水力発電所の売電収入を活用しながら順次更新を進めていく計画で、特に老朽化が進んでいる飯田ポンプにつきましては、その重要性から早急に更新をしたいということで、土地改良事業団体連合会の土地改良施設維持管理適正化事業に昨年度応募し、5年以内の事業実現に向けて事務を進めているところであります。

村といたしましても、売電収入の活用方法の検討など、土地改良区の活動をバックアップし、農業用水不足に対し、土地改良区とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、多面的機能支払交付金制度についてであります。現在の活用状況と今後の方針につい

てですが、多面的機能支払交付金事業は、平成26年度に法制化され、本年度で5年目になります。現在は、村内において活動されている組織は、面積の大小はありますが14組織であります。

白馬村の経営耕作面積は約557ヘクタールであり、そのうち多面的機能支払交付金事業で取り組んでいる面積は404ヘクタールです。カバー率は72.5%となっており、長野県のカバー率36.2%に対して大きく上回っている状況であります。

多面的機能支払交付金事業は、農地を守り、将来につなげていくために大変有効であることは既にご承知のことと存じます。

しかし、本制度は国が50%、県が25%、村が25%の計100%の補助事業であるため、しっかりと組織の設立をしていただく必要があります。その上で、どのように農地や農用施設の維持や改修をしていくかなどの活動計画を策定し、その組織の総会で諮っていただいて、初めて組織が活動を開始することとなります。

既に活動されている組織から、事務の簡略化が求められておりますが、補助金という性質上、定められたルールの中での書類作成等が必要であることは事実であります。新たな組織を立ち上げる場合において、県や村でのサポートが必要であると考えますが、事務を組織のかわりに行うことはできないため、継続した事務の能力が求められていることも現状です。

今後の方針といたしましては、多面的機能支払交付金事業は5年ごとに更新となる事業であり、村内の各組織は平成26年度から事業が始まっておりますので、今年度が最終年度となります。

各組織において、「地域資源保全管理構想」を作成することや多額の持越金は認められていないことから、適切に事務指導を行い、最終年度を締めくくりたいというふうに考えております。

また、法制化されて5年という節目であるため、大規模な制度改正が行われることが予想されます。アンテナを高くして情報をしっかりと組織に届け、サポートをしながら、円滑に次の5年につなげていきたいというふうに考えております。

また、カバー率の向上という面では、目指すべきはカバー率100%であります。事務的な問題、作業的な問題などが地域にはあると思います。設立に当たっての相談は地域振興局や村で随時受けております。まとまった農地を組織的に維持管理していく動きがありましたら、ぜひご相談をいただきたいというふうに思います。

2点目の農業政策についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 優良農地の確保でございますけれども、今の最後の多面的機能ですか、非常にここは大きく私はリンクしていると思っています。

ことしから減反政策がなくなって、農業者にとっては厳しい状態になるわけでございますけれども、米に対して補助金がかなくなってきたというようなところの中で、多面的機能支払制度は農地全体を守っていく、それも農業者だけではなくて、地域全体、農業をやっていない人もその中に入

ってこの農地を守っていくというような制度でございます。

さらに、先ほど世界水準の山岳リゾートの話をしていただきましたが、農地だけが、山だけがきれいならいいわけではありません。やっぱり農地もしっかりと残っていかないと、よい形で整然としていかないと私はいけないと思っています。

その中で、多面的機能のカバー率が72.5%ですか、非常に白馬村はほかの地域に比べたら高い水準を保っているというようなところでございますけれども、14団体ということですが、あと、私は100%にしてほしいなというふうに思っているんです。そんなに難しい仕事ではないというふうに思っているんですけれども、大きな面積を抱えていてできないようなところの地区というのはどこになるわけですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** お答えいたします。

ほとんどのところで取り組んでいただいているわけなんですけれども、大きな面積といいますとやはりこの中部エリアになるかと思えます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 確かに、先ほど言ったように事務作業的なものが非常に大変だということ、それから、作業自体が畦畔を管理したりとかというようなことがあります。特に今度、中部、この地区では圃場整備事業が始まりますので、今からぜひ多面的機能についてしっかりと地域住民に説明をしていただいて、加盟というか、採択していただけるように努力をしていただきたいなというふうに思います。

特に中部地区は山が一番きれいに見えるところでありますので、やっぱりその里が荒廃しては、それこそ何が世界水準だというふうに私は思ってしまう。

それから、先ほど村長公約の中の新しい農業の話で、前進のところの部分について答弁がありましたけれども、米とかトマト、ミニトマトが非常にここの地域の特産品というか、主力商品であるというような話が出ておりました。また、評価も高い。

また、そういったものがふるさと納税の品物の返礼品としても一番取り上げられているというふうになっていますけれども、こちらの白馬村の観光局で発行している、年2回、冬と夏のバージョンのパンフレット、この中に白馬村の、いわゆるお土産品というものが載っています。これ、冬・夏、実は全く同じものを使っているんですね。

それで、この中に今言ったトマトやお米が入っていないんですけど、それはどうしてなんですか、自信がないんですか。それともお土産としては使えない、もしくは白馬の特産品とはならないということなんですか。この辺についてお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** パンフレットの内容と今の答弁が矛盾しているということは、ご指摘のと

おりかと思えます。

若干、景観とか大自然ばっかりにヒューチャーというか、している感があるなどというのは今聞いて実感いたしました。もう一度、再度見直しをさせていただきたいと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

白馬村でも、そちらのハピアのほうで農産物の直売所があります。それから、道の駅にも同様のものがあって、農業者の皆さんがそれぞれ出しています。

確かに、ここにパンフレットに載っているものもそこにはありますが、多くではありません。圧倒的に多く出ているのはやっぱり野菜であったり、お米であったり、ミニトマトであったりというようなものがありますので、ぜひ農政課と観光課のほうで連携をとっていただいて、対応していただきたいなというふうに思えます。

それで、もう一つなんです、荒廃地とか、それから担い手の確保とか農地の集積というのは、いわゆる村長就任した当時よりも、今はいろんな施策を打つ中で減っていたり、また、担い手がふえていたり、集積率が上がったというふうなことになるかどうかをお伺ひします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** 担い手につきましては、現在のところ27団体が認定されております。4年前に比べますと、平成26年ですと18でしたので、9件ふえておりますので、確実に担い手が育っていただいているというふうにご実感しております。

また、農地の集積につきましては、やはり担い手の方がふえてきたこともありますし、農地の集積・集約化が進んでいるということもございまして、25年度で申しますと71.3%の農地集積という状況になっております。そういったところの担い手に預けていただいて、白馬の農業を支えているということも実感しております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。

**第11番（津滝俊幸君）** もう一個、すみません。荒廃地は言ったかどうか。

**農政課長（太田洋一君）** 荒廃地につきましては、全体で申しますと、分類の仕方はA群とB群という分類の仕方があるんですけども、A類は草刈り等をして再生可能な群、B群というのは、やはりちょっと荒れ地になっていて再生がちょっと厳しい農地なんですけれども、それ全体を合わせますと、平成26年度にいたしまして比べますと、約6.5ヘクタールほど農地に戻ったという実績になっておりますので、これにつきましても、やはり担い手のほうの集約・集積が進んだ結果、こういった農地が再生されたというふうにご考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** そういうことで、いわゆる就任当時よりは、今言ったようなものがいろんな施策を打つ中で前進したというふうなことかと思えます。

やっぱりこの2番目の農業用水の枯渇の問題で、いろんな確かに弊害があって大変なことかと思  
います。やっぱり優良農地、せっかく、今、優良農地になっているので、であるんだったら、やっ  
ぱり水田は水田としてやっぱり使えるような形にしていくということなんです、確かに水の確保  
ということも大事なことだと思うんですけど、これだけ水利権でいろいろもめるのであれば、非常  
に農家の皆さんには申しわけない形になるのかもしれないけど、水田から畑地に変えるという方法  
も一つありなのかなと、畑にしたからって水が全然要らないわけではないんですけど、お米よりは  
水は必要なくなると、水田より水は必要なくなると、そういったことを大胆に考えていくこととい  
うか、そういったことをお考えではないかお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** どうしても水の必要な時期に水が不足するという中で、やはり一つの方法  
といますか、考え方として、畑地化していくというのは有効な手段だというふうに考えておりま  
す。

ただ、やはり畑地化するにも、やはりちょっとぬかるんだ圃場もありますので、そのところは  
つきましては、やはりある程度の土地改良が必要じゃないかというふうに考えておりますけれど、  
畑地化を含めることも一つの方法として農政課としては考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** ぜひ既存の常識というか、いうものだけにとらわれず、そのところは  
大胆にやっていただきたいなど、例えば、具体例を申し上げますと、佐久平ですけれども、佐久平の  
浅間のところが非常に火山灰土で水もちの悪い田んぼでした。千曲川からポンプアップして水をく  
れなければならぬようなところだったんですけど、これ、全部畑地化しまして、今はもうレタス  
の大産地になっています。

ですから、既存の、要するに、佐久のお米というのは千曲川の周辺にしかないんですね、野沢と  
言われるところにもうありません。浅間山のほうに行ってもうないという状況です。そうい  
う大胆な転換というのもありなのかなというふうに思いますので、ぜひ考慮願いたいと。

それから、多面的機能については、草地も交付の対象になっていますので、例えば、スキー場の  
中なんかだったら草地になっているようなところもあります。八方なんかは牛を放たれて牧羊組合  
なんかもありますので、そういったところも、金額は少ないです。300円台だったか、400円  
台だったかの金額だったかなというふうに思いますけれども、そういったようなところも、ぜひス  
キー場の中を管理していく一つ的手段として、草地のところも使えるかなというふうに思います  
ので、よろしくお願ひしたいとします。

それでは、時間の関係もありますので、最後の質問に移らせていただきたいというふうに思  
います。

行政組織の活性化についてです。

これも村長公約の中の一つでございまして、人材の育成、人材というのは職員のことですが、育成や住民の声を生かすシステムづくり、住民サービスについて、どの程度前進したかをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 行政組織の活性化について答弁をさせていただきますが、行政組織の活性化として、人材育成や住民の声を生かすシステムづくり、住民サービスの前進についての質問でありますけれども、まず人材育成の点であります。平成29年3月に「白馬村人材育成基本方針」を第2次改訂版として全面的に見直しをいたしました。

特に、全係長から目指すべき職員像を提案をさせ、これを5つに分類し、これに伴う職員の資質と行動についても職員から提案させるなどして、改定をしているところであります。これは、職員にも考えさせることで、目指す職員となるように位置づけをさせることを狙いとしたためであります。

このように自治体を取り巻く社会環境が大きく変化している中、職員自身も変化していかなければ自治体経営が困難な状況になっていきます。

人材育成は人事部門のみで行えるものではないことから、各職員がみずからの役割を認識するとともに、職場や人事部門が職員の取り組みを支援するなど、職員・職場・人事部門が連携をとる必要があります。

そのため、職員一人一人にこの方針について十分認識をさせ、計画的に組織全体で人事育成を推進をしております。

また、一般職職員では富山県朝日町と職員の人事交流を始めました。平成28年度は、朝日町より2名の職員にお越しをいただき、観光関係業務に従事をしていただき、平成29年度は、相互交流として2名の職員に農林水産関係と企画関係職務について研修をさせております。

朝日町からは、非常によい職員による職員間の研修ができているとの言葉もいただいており、私といたしましてもこのまま継続してまいりたいというふうに考えております。

また、小谷村とは、保育士の人事交流を昨年度までの2年間実施するなど、他の自治体の状況を体験することも進めてまいりました。本年度につきましては、人事交流はできませんでしたが、来年度からはまた再開できるよう調整をしてまいりたいと思います。また、連携自立圏の広域連携事業も活用してまいりたいというふうに考えております。

人事担当課では、多くの研修について、指名方式により新規採用職員研修を始めとする階層別研修や専門的スキルを習得するための選択研修などを通じて、高い意欲と専門性を備えた人材の育成に取り組んでいるところであります。

さらに多くの企業に採用されているインターネットやイントラネットによる研修も検討してまいりたいと思っております。

また、人事配置におきましても、毎年度、管理職以外の職員への異動希望調査を実施するなど、年齢構成や職位に偏りがないよう配慮しながら適切な配置に努めており、今後とも村政を支える優秀な人材の確保、育成に取り組んでまいります。

次に、住民の声を生かすシステムづくり、住民サービスの前進についてであります。議会開会のご挨拶でも触れましたが、新たな取り組みとしては、昨年度より導入した集落支援員には小規模集落を中心に活動するよう指示しており、地区役員からは非常に助かっている旨の言葉もいただきました。

これを充実させるために、5月からは1名増員をし、3名体制とし、地区の普請や支援や事務補助、特産品生産補助等、地区に出向く活動を通じて、課題共有、課題解決に取り組んでいるところであります。

このような点から鑑みますと、少しずつではありますが、住民の声を生かす・意見をくみ上げるシステムづくり、住民サービスの前進となっているものと思っております。

以上、3点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと5分です。

質問ありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 下川村長が就任してから庁内の中で目に見えて何が変わったか、やはり入って職員が全部、銀行の窓口や何かと同じような、金融関係ですね、窓口なんかと同じようにカウンター側に全て、フロントの部分ですけれども、顔が向いているというようなのが一番変わったところなのかなというふうに私は感じています。

それがいいか悪いかというのは、また別の判断かなというふうに思うんですけども、私はそれなりに、ああいったことは住民サービスの一環としてよくあるおもてなしというところの部分ですか、そういう自分たちの気持ちをあらわすというようなところの中で、それはそれでいいのかなというふうに評価するところです。

この組織の活性化という形の中で、やはり地域住民との意見交換、情報交換ということが、非常に大事なのかなというふうに思っているんですが、集落支援員を3人入れていろいろな情報を収集しながら対応している、または課題解決に向かっているというような、今、説明だったかなというふうに思います。

この4年間、大きな地震があって、非常にそういったことになかなか着手できない中で、始まったばかりのところなんですけれども、これが本当に地域住民との意見交換や情報交換の形になり得るのかどうなのかというところなんですけれども、やはり我々住民の側からは、見えてない部分もあったり、自分たちの声が村政に届いてないというような意見を聞いたりしています。

もう一度、その政策集団としての、この白馬村役場の職員と地域住民がしっかりとタッグを組むというか、意見交換をする場というようなのを、もう一度、どういうふうにお考えになっている

かお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの住民の声をどういうふうに反映させるのかというご質問でございますが、改めて公聴的に席を設けてやるという部分につきましては、やはり地域の役員の皆さんいらっしゃると思いますので、これまでやっているような地域との役員の皆さんとの懇談会、これについては継続していくべきというふうに考えております。

具体的に個々の住民からのご提案ということにつきましては、なかなか公聴という場を改めて持ったとしても、なかなか言いづらいという方もいらっしゃると思います。

現在は、メールにて村長に直接メールを送るということもできますし、村民ホールには、住民の声ということで紙面に書いていろんな提案をするということもできます。あとは、村長もよく申ししておりますが、村長室のドアについてはあけて、誰でも入れるようにしているという部分もございます。

それをある程度補完するような形で、集落支援員の配置ということで考えて配置をさせていただいております。もともと集落支援員につきましては、地域に出向きながらいろんな情報共有を職員とともにこなっていくというのが、もともと国が示している職務でございますので、この辺については十分活用してまいりたいというふうに考えております。

集落支援員も、基本的には小規模集落の活動の支援というところのタイプと、あとはよく言われます行政区全体にわたる自治会等の課題解決に向けた内容と、二通り、今、作業を進めているというようなところでございます。

全地区にわたるようなものにつきましては、現在、法律の専門家等とも相談をしながら、徐々にではありますが、いろんな解決に向けて作業はしているというところですが、なかなか具体的な姿として見えてきていないというのは、議員の方からもご指摘をいただきますので、その辺につきましては、活動の内容等を広報誌等で知らしめていきたいと思っておりますし、何なりといろいろの声をかけていただければ、集落支援員、どの地区にも区長・役員の皆さんにもご挨拶に伺っております。

また、ご挨拶できないところについては、改めてというようなこともとらせていただいておりますので、もう少し顔が見えるような形になれば、もう少し言葉のキャッチボールというのも安易になってこようかと思っておりますので、もう少しお時間をいただきたいというところでお願いしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第11番、津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

**第10番（田中榮一君）** 10番田中榮一です。きょうは3つのことについてお伺いをいたします。

1つ目に、健康寿命づくりについて、2つ目に、FIS公認スキー大会について、それから、県が公表した民泊について、この3点をお伺いをいたします。

始めに、健康寿命づくりについてであります。

日本社会は、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、かつて経験したことのない超高齢社会に突入すると言われており、白馬村でも同様に少子高齢化の進展が予想されています。医療費削減が政府、地域の共通課題となった今、住民の健康寿命をいかに伸ばすか、住民をいかに健康づくりに誘引するかが重要なテーマとなっています。次のことについてお伺いをいたします。

1つ、健康ポイント制度を取り入れる考えはありますか。2つ目に、地域包括ケアシステム構築に向けた村の現状と課題。この2つをお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中榮一議員から健康寿命づくりについて、2つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の健康ポイント制度を取り入れる考えについてですが、高齢化社会に伴い、医療費や介護費等の社会保障費が年々ふえていく中で、国は、日本が世界に誇れる医療制度である国民皆保険制度の維持と財政安定を図るため、平成30年度より国保財政運営の責任主体が県に移行いたしました。それに伴い、市町村格差が是正されるための施策として、保険者努力支援制度が導入をされました。

これは、医療費の削減等に努めている市町村に対し、国が費用の助成を行うもので、特定健診受診率や特定保健指導実施率のほか、市町村が行なっている予防・健康づくりの取り組みなど6つの評価指標と、保険料収納率等の国保特有の取り組みに関する6つの評価指標により点数化され、その点数によって国から助成金が配分されるというものであります。

この中に、個人へのインセンティブの提供実施に関する評価項目も含まれており、全国的にも健康ポイント制度などさまざまな取り組みが始まってきております。

白馬村でも、特定健診受診率のさらなるアップにつなげるため、平成30年度より平成28年度、平成29年度と2年連続して受診をされた方へ対し、検診費用の補助に使用できる500円クーポン券を発行しております。

平成29年7月26日に、安倍晋三首相を本部長とした政府の健康・医療戦略推進本部が開催をされ、健康・医療戦略の取り組み方針2017を決定をいたしました。その中に、新産業の創出として、個人の予防・健康づくりに向けた保険者のインセンティブ強化に取り組むことがうたわれ

ております。

これを受けて、平成29年度の調査では、予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを実施をしている市町村は328市町村で、平成28年度に比べ3倍近くに増加しております。生活習慣病が日々の生活習慣の積み重ねで生じてくるのと同様に、予防・健康づくりは、生涯を通じて継続的に行なっていくことが重要となりますので、継続のためには個々のモチベーションを高めていくことが重要になってまいります。特に、自分の体や健康に余り関心がない方に、新たに予防・健康づくりに取り組んでいただくきっかけとしても、健康ポイント制度などのインセンティブは有効であるものと考えます。

日本健康会議2017で報告された活動報告では、高知県による健康により取り組みをすることでもらえる高知県健康パスポート事業の取り組み、宮城県では企業や関係団体の協力により、ショッピングモール内に健康情報発信コーナーや電子マネーカードを使ったポイント加算への取り組みが紹介されておりました。長野県でも、第3次健康増進計画（2018から2023年度）の策定に向けた健康づくりの推進県民会議部会で、健康ポイント制度の実施を検討する考えが示されております。なお、県内では、上田市や上伊那郡の箕輪町など8市町村で実施をされております。

本村でも、ことしは、平成26年度に策定した第2期健康増進計画の中間評価に当たる年でもありますので、前期の取り組みと実績を検証・評価するとともに、健康ポイントの制度の導入について、委員の皆様のご意見を伺いながら、検討していきたいというふうに考えております。

2点目の地域包括ケアシステム構築に向けた現状と課題についてお答えをいたしますが、白馬村高齢者福祉計画では、「認め合いともに支え合うあたたかい村づくり」といった基本理念を掲げて、地域包括ケアシステムの構築を進めております。

地域包括ケアシステムとは、日常生活において支援や介護が必要な状態となっても、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援や地域支え合い活動等を連携をさせ、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みであります。住みなれた自宅で暮らしながら地域活動への参加、生活支援、介護予防に取り組み、元気で暮らし、病気になったときは地域の病院で治療をし、介護が必要となったときには自宅や施設で介護サービスを使うなど、高齢者一人一人の状況や望みに合わせて切れ目なく円滑に提供される地域を目指すというものであります。

白馬村においては、介護保険制度が開始する以前より、地域の医療、介護、福祉関係者、住民とともに、地域の課題についての検討を重ねてまいりました。その積み重ねにより、関係する多職種の間に見える関係ができ、地域で円滑に高齢者を支える体制が形成をされています。

また、村内及び近隣の医療機関、各介護サービス事業者によって、医療機関から介護サービス等への移行が円滑に行われ、病気やけがで介護が必要になった方には、退院後に速やかに介護サービス等の提供ができております。

介護予防につきましては、村内に拠点を置く介護予防に特化したNPO法人のお力をお借りをし

て、住民に親しみのある活動に多くの方に参加をしていただいております。

課題といたしましては、社会情勢により今後さらに増加が見込まれる、介護を受けるほどではないけれど、今までできていたことができなくなった、何かと不安があるという高齢者に対して、地域で安心安全に暮らすための見守り生活や支援、地域の支え合い活動の充実が挙げられます。

昨年より開始された介護予防日常生活支援総合事業により、現在、協議体を中心に支援の具体化に向けて検討を進めているところであります。

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるためには、阻害する原因を遠ざけることが必要です。白馬村の要介護認定者等の状況を見ると、骨折や足腰が弱くなること、認知症、脳血管障がいなどの生活習慣病の悪化によるものが約半数を占めており、持病の重症化予防、認知症予防、体操などを通じた筋力、体力低下予防への取り組みを強化していく必要があります。

高齢期になっても、住みなれた地域で安心して自分らしく暮らすことが、健康寿命を延ばすことにつながると考え、またこういった日常支援が、実は地域経済においても家庭においても、子育て支援と同じぐらい大事なことであるとの認識のもと、今後も関係機関と連携をし、健康づくり、介護予防、高齢者の方の社会参加を促進をまいります。

以上、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それでは、今、健康ポイント制度を前向きに検討していくということで、ぜひ、あしたからでもすぐ検討に入っていただきたいなというように思っております。

今、厚生労働省がまさに先頭に立って進めている制度でありますけれども、説明の中にありましたように、さまざまな特典がもらえる制度であるということで、この制度自体が2014年に健康無頓着な人にも運動を促すにはどんな動機づけが有効かを調べる総務省の実証実験が始まった、そこが2014年から始まったと言われております。そのときに手を挙げたのが、6市ということなことが書いてありましたけれども、その中に新潟県の見附市の取り組みということで、先日新聞紙上でも非常に成果を上げているという記事が載っておりました。

見附市は、4万人の人口で、参加した人が1,200人程度で、このポイント事業ですね。それで、3年で6,000万円以上の医療費の削減があったということで、それから900万円の経済効果というようところが載っておりました。

この効果が非常に良かったということで、先ほどの答弁もありましたように、全国でもこれがもう本当にどんどん進んでいるというようなことで、328カ所の、全国でもそういう市町村があるというようなことが今答弁にありましたので、ぜひ村としても対応をお願いをしたいところあります。

まさに、ちょっと具体的に取り入れた場合といったようなところ、人数的なのはどうなってくるのかなと、ちょっと想像する中で質問をしていきたいなというふうに思います。

現在、生涯学習スポーツ課のほうでも、特に公民館事業等でいろいろやっていて、健康づくりもやっていたり、食の大事さというところもやっているというようなところで、スポーツ課長、その参加している人数というのがわかりましたら、ちょっとお答え願いたいというように思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 公民館事業で行われている各種事業ありますけれども、全体とすれば、昨年度、29年度につきましては、延べ1,975名の方が参加し、ただ、これにつきましては、料理関係とかそういうことでもなくて、山を歩いたりとか、いろいろはくば塾の関係、ふれあい教室の関係、そして里山道中の関係、歴史紀行の関係、こちらの4つの事業について、延べ参加者数でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それと、私も今ちょっと参加しているんですけども、体力年齢向上プロジェクトというようなところを今やっているんですけども。この人数というのは、去年がわかりましたら去年の人数、今参加している人数がわかったらお願いしたいというように思いますが。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** こちらのほうにつきましては、平成28年度については延べ430名でしたが、29年度につきましては305名でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** かなりの方が参加をしていると思うんですけども、もう少し私自身も参加してほしいなというように思っているプロジェクトであります。

特に、そのところで、常に教室が始まる前に30分以上のストレッチをやっているというようなところで、その基本となる指導をさせていただく方が、名前も言ってもいいと思うんですけど、児玉雄二さんという方で、理学療法士、それからグランセローズのトレーナーもやっている方なんですけど。もう一方、NHKで夕方のテレビで出ていらっしゃる、関さんという方が講師として来ていただいて、本当にストレッチの仕方というのを教わっております。このところだけを学ぶだけでもって、大分人間の体というのは変化していくんだということが、自分でわかっているんですけども。ぜひ、ただ参加するんじゃなくて、こういうところがありますので、ポイントが、もちろんそういうことがあるんですけども、そういう非常にいいところありますので、ポイントも含めてゲットするようなところをぜひお願いしたいというように思うわけであります。

それから、次に、そのポイント制度のところをなぜ必要なのかというようなところをもう少し話すると、要はやっぱり医療費の削減ということになるかというように思います。

先ほど、地域包括ケアシステムというところが、私も先ほど質問したわけでありましてけれども、

この地域包括ケアシステム、これは第7期の介護保険計画の中で出てきているところであります。それを示されてもこのケア計画というのは一体何だろうというようなところが、村民の皆さん、どういうふうに思います。理解している村民がいるのかどうかという、まだまだその周知をされていないところだというようなところで、私もこの2つのところを質問したわけではありますが。

もう一度、ケアシステムというようなところは何なのかという、健康福祉課長になったばかりしなんでしょうけれども、このケアシステムというところを課長自身がどのように解釈しているのかとか、簡単に説明していただいてもいいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** 地域包括ケアシステムということでご質問でございますけれども、先ほど村長の答弁の中にもお話をさせていただいておりますけれども、日常生活において支援や介護が必要な状態となっても、今、自分の地域そして白馬で住めるということを目標にしておりますので、そこを皆さんとともに考えながら、お互いを支え合いながら暮らしていけるシステムというふうに私は理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** そういうことなんですよね。誰でも安心して暮らせる仕組みというところがこの地域包括システムというところなんです。

今、国もそうなんですけれども、いかに2025年ですか、に向かって、社会保障費が非常に大きくなっていくというようなところで、国が試算しているところでは、社会保障費というのは140兆円を超えるというようなところを試算しております。それから、2040年には190兆円という、何か想像もできないような数字を国は上げているわけです。

だから、私たちはどうしたらいいのかというようなところで、今、国の施策がいかにもどんどん厳しくなってくる、そういう数字が歩いている中で、国はどんどんどうしようというところで削減というようなところに方向がだんだん行きそうな、行っていると思ってもいいと思うんですけども、そんな感じになっているというようなところで、自分の体は自分で守っていく、そんなようなところでやっていかなければならないというのは、もうすぐにでも求められているところだということのように思います。

そこで、国のほうでは社会保障改革ということをやっているんですけども、特に藤本副村に聞きたいんですけども、この政府の経済財政諮問会議というところで、医療費のところも社会保障費のところもやっている諮問会議でありますけれども、この会議というのはどんな会議なのか、ちょっと簡単に説明をしていただけますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 経済財政諮問会議がどんな会議かというところのご質問でしたけれども、経済財政諮問会議自体は、経済、財政に関する重要事項について内閣総理大臣が有識者の知見等を聞

きながら、リーダーシップを持って次の政策に生かしていくというところの目的の中で、議長が内閣総理大臣ですけども、その他は有識者あるいは国務大臣というところをそのメンバーとして、経済、財政の政策について調査、審議をしていくというところであると理解しています。

当然、社会保障についても、これは財政、経済というところに密接にかかわってくる事項なので、今、議員さんがおっしゃった社会保障のところに関しても、経済財政諮問会議で調査、審議はされているんでしょうけれども、それがその先、個別具体的な政策というところになりますと、各省庁、例えば厚生労働省なんかの政策に最終的にはなってくる。そこを全体のところで、経済財政諮問会議で調査、審議が行われているということだと理解しています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それでは、私、白馬村で、もうこの地域包括ケアシステムというのをきちっと構築していくためには、やはり村民一人一人の健康管理というのが重要になってきます。

それで、現在、白馬村の要介護1、2とか支援の方の人数というのはわかりましたら、課長、お願いしたいと思いますが。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** 現在の数字を申し上げます。

要介護1が92名、要介護2が68名、要介護3が83名、要介護4が64名、要介護5が55名。要支援でございますが、要支援1が24名、要支援2が35名ということで、受給者は420名ほどになってございます。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 今、この人数の説明がありました。それで、私たちはこういう人たちをきちっと守っていくといえますか、施設が適正に運営していくためには、やはり私たちの健康づくりといえますか、我々の団塊の世代がきちっとある程度健康寿命でいることがこういう施設を維持管理していくことにつながっていくというようなところで、それぞれがやはり理解をしていかなければならないというように思います。

今、健康福祉課のほうでいろいろ介護予防というようなところで一生懸命頑張っていたいでいるんですけども、この人たちをいかに寝たきりとかそういうところへ進めていかないようにしていくというところだと思うんですけども。

その介護予防のところ、どのぐらい参加しているかというようなところがわかりましたら、課長のほうで把握をしている範囲内でいいですので、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** それでは、平成29年度に行いました介護予防の講座等についてご説明をします。

一般の介護予防講座を健學塾というところをお願いをしておりますけれども、2,375名の方

がご利用いただきました。歌声が665名、体操が1,042名、脳トレが467名、脳ソング201名、それから地区の健茶会とかサロン等をご利用いただいた方が延べで4,280名という数字になっています。そのほかに、まめった講座をメディアに委託し181名、訪問リハビリの関係、白馬診療所をお願いしてございますが、冬からでございましたが、1名利用していただいているということで、数字を掌握しておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** かなりの人が参加されているということで、こういう方々に一つポイントをゲットしていただくというようなところが、さらに健康寿命につながっていくのではないかとこのように思います。

次に、このところ、もう少し、いろいろ参加していただいている中で、もっと深くいろいろ健康寿命に対して知識を持っている方々の指導というようなところが、ぜひお願いをしたいところなんですけれども。一つは、信州大学の医学部等との連携の中に、そういう有名な方の先生がいらっしゃるんですけれども、白馬村も信州大学との連携協定を結んでいるというようなところで、先日も会議を持たれたようでありますけれども。

総務課長にお伺いをしますけれども、この健康づくりというようなところで、信州大学との連携の中にスポーツ振興に関するところというようなところもあるわけなんですけれども、信州大学とのそういうところはどうですか。連携協定を結ぶという考えはありますか、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 信州大学さんとの協定につきましては全学協定になっておりますので、今回会議を開かせていただく前段でも、どのような項目を連携事業として行なっていくのかという照会をかけさせていただいております。議員のほうからお話のありました健康寿命、健康についての項目を担当課のほうから上がってくれば、これを大学側のほうに投げかけて、大学側のほうとして協定の事業として取り組めるかどうかというテーブルにのるというようなスケジュールになろうかと思っておりますので、その辺につきましてはまた担当課のほうと調整をさせていただきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 有名なその信州大学の能勢教授ですか、インターバル速歩でかなり世界的にも有名な方でもありますので、ぜひその先生のインターバル速歩とは何ぞやみたいなのところも、これからも交渉していただきたいというふうに思います。総合的に、健康寿命づくりというようなところで、ぜひこれからもどんだん力を入れて進めていってほしいなというふうに思います。

それでは、次に移ります。

それでは、2番目のF I Sの公認スキー大会についてお伺いをいたします。

世界トップの選手が集い繰り広げられるF I Sの公認の大会は、多くの人に感動と生きる勇気を与えてくれます。ことしの白馬大会は、ジャンプ、コンバインドの世界カップの大会ですけれども、ことしの大会はきのうのこのように今でもこの記憶は薄れることはありません。競技会場となったF I S公認ジャンプ台は、国際大会開催の義務を負っている施設でもあり、常に大会開催後は速やかに検証し、次の大会に備えなければなりません。そこで、次のことについてお伺いをいたします。

ことしの大会の検証はされているのか、それから札幌、蔵王、湯沢等の開催経験のある他の会場の大会運営等の調査をしたことがあるのかどうかをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** F I S公認スキー大会について、2つの項目の質問をいただいておりますので、関連しておりますので、あわせて答弁をさせていただきます。

ノルディックコンバインドワールドカップ白馬大会につきましては、現在、資金不足が生じており、大会経費の点につきましては、本定例会に補正予算として提出をしまして、お願いするものですが、大会自体の検証とまでは至っておりません。

この大会に至る経緯としては、当時ジャンプ競技場は、競技別ナショナルトレーニングセンターの指定を受けていますし、また国民体育大会にあわせてインランのクーリングシステムを導入する計画をしておりましたが、そんな中で、協議団体よりワールドカップの開催を要請をされておりました。

さらに、平昌オリンピックのジャンプ会場に導入されるクーリングシステムが白馬村のシステムと同じものとなり、オリンピック前にワールドカップを白馬で開催をすることによって、時差の問題や同じシステムでのトレーニング、国内での休養等、選手にとっても有利に事が運ばれるため、競技団体より開催を依頼をされました。

しかし、白馬村では、国民体育大会の開催が目前で、多大な費用をかけられないと担当課では判断をしておまして、開催の正式決定もない中、長野県と相談し、当初白馬村の財政負担はない状態で計画を進めておりました。しかし、ワールドカップの予算を立てるに当たっては、スポンサー収入、県補助金、入場券収入を加えても賄えず、スポーツ振興くじの助成金では、国際大会の開催事業に対するものとして、参加国数30カ国以上、総事業費2億5,000万以上といった大会に対する助成やその他の助成金もありますが、申請期限に間に合わず申請ができない時期となりました。そこで、昨年度補正予算に負担金800万円を計上し、お認めをいただいた経過であります。

冬季のワールドカップは、白馬村での開催は15年ぶりでもあり、国際スキー連盟と連絡調整する中、当初予定より制作物も多くなり、競技役員以外にも多くの方に協力を求めてまいりました。

収入に際しては、協賛企業の協力を得るため、BS放送の導入を進めてまいりましたが、結果としてBS放送の導入によって協賛金の増額を見込んだところでありますが、目標を達成できませんでした。

しかし、BSの全国放送で2日間、合計3時間30分の間、白馬大会の盛り上がり放送できたことは、この大会の意義を広く国民に知らしめることができたことと確信をしております。

大会の予算不足の要因といたしましては、雪不足による雪運搬費や入場券の売上収入の減、BS放送に係る経費の増等要因はありますが、準備期間が少なく協賛金の調整が厳しかったことや他の助成金の活用も期間が間に合わなかったことも原因としてあります。しかし、地元出身の渡部暁斗選手を始め、日本チームの大活躍もあり、国際スキー連盟からの評価も高いことから、一定の成果が上がったものと考えるところであります。

他の会場の大会運営費の調査についてであります。白馬村として実際調査を行なってはいません。しかし、現状につきましては、開催地元負担金について、札幌市は人口が196万人で決算規模は9,300億円。蔵王を抱える山形市は25万人で決算規模は950億円、白馬村は8,900人で財政規模は60億円であります。自治体が置かれている状況は全く違って、大会運営の金額だけでは単純に比較ができないものと判断をしております。

湯沢町につきましては、人口規模では白馬村より少ないものの、2016年に苗場スキー場で開催したワールドカップアルペンを新潟県からの要請で2020年2月の大会誘致を表明しています。当然のことながら、2年前の誘致により計画的に準備することができ、協賛金、助成金等や支出に係る金額の調整ができ、スムーズな大会運営が可能となります。さらに、湯沢大会においては、全日本スキー連盟が大会運営費を捻出をしていると伺っております。

特に、競技運営面に関しては、長野オリンピック以降、白馬村での開催の国際大会は長野県スキー連盟や白馬村スキークラブに対し、国際スキー連盟からも毎回高評価を得ており、大会運営については素晴らしいとの言葉をいただいております。

今後において、国際大会が開催をされる場合、準備に湯沢町のように十分時間をかけられるよう、長野県スキー連盟や白馬村スキークラブが中心となり、計画的に進め、選手の強化や普及の観点からも同様に十分な運営費をいただけるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目のFIS公認スキー大会についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** これからFISワールドカップの開催ということも、これからも当然開催していかなければならないというように思います。常にその財源というものがなってくるわけでありませぬけれども。次回、予想される大会ということになれば北京大会の年ではないかというように思いますけれども。ある程度、これもFIS、全日本からの要請というような形になってくると予想されるんですけども、今からそういう財源確保も含め、いろいろな態勢も整えながらその4年後というところを目指していかなきゃいけないと思うんですけども。すぐに、まだ検証というのはしていないというふうなところが答弁もありましたけれども、大まかでもいいんですけども、その大会に向けてこんなふうによっぱりやっつけていかなきゃならないだろうなというふうなところで

も結構ですので答弁を願いたいと思いますが、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 大会運営につきましては、検証は進んできてはおりませんが、基本的には、村長がおっしゃっているとおり、着手が遅かったという部分が一番の要因だというふうに思っております。他のところ、札幌や蔵王等と比べても、やっぱり準備期間が少ないという部分が一番の要因だと思います。

また、白馬でやる場合につきましては、国際大会の関係というのが、国際映像を制作する部分というのが、どうしてもその費用を賄わないといけないという部分があります。札幌等でありまして、国際映像をつくっても、それを道内に放送するあるいは全国放送するという部分も準備をされている部分もありますので、やはり短期間でそういったことまで全てやるというのはかなり難しい部分、あるいは道内のほうでも、長野県と北海道の人口規模もありますので、そういった視聴者の数の問題もありますので、当然スポンサーの収入にも影響が出てくるという部分があります。ですので、できるだけ早くいろんな大会についての準備を進めなければならないのかなというふうに考えております。

また、今、白馬村自体がそれを主導するものではなくて、競技大会ですので、長野県スキー連盟、白馬村スキークラブいうところが中心となって、もうちょっと前面に出てやっていくように、スキークラブのほうにも指導をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 特に人集めのところを頑張っていたいただきたいなと思います。

私も長野オリンピックのとき、前の前の年ですか、世界選手権もちょっとノルウェーのトロンハイムというところに行ってきたんですけども、クロスカントリーの15キロコース、両側に観客がいるというようなところで、北欧の観客のすごさ、関心のすごさ、それからキングオブスキーというそのコンパインドの大会のすごさというものは実感しているわけでありまして。まだまだ、日本、マイナーな大会でありますけれども、選手は本当に観客の方々が励みになりますので、ぜひ人集めのところは特に力を入れてお願いしたいというように思います。

それから、これはワールドカップを開くということは世界に発信することでもあります。それで、単なる生涯スポーツ課だけに任せるといふんじゃなくて、観光課にしても観光局にしても、世界に発信する場所でもあるんですから、そこをもっと有効に使わなきゃいけない、一緒に協力をしてやらなきゃいけないと思うんですけども、その点、観光課長はどうですか、どう考えますか、一緒になってもう取り組むというようなところを。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** もちろん、スキーというカテゴリーは観光のメインでもあります。競技だからといって観光が関係ないということはいささかも思っておりませんので、議員さんおっしゃったとおり協力できることはしていくというのは当然かと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 長野県は、5カ年計画の観光戦略というようなところでも、これからはもう冬季オリンピックで使われた施設を積極的に観光施設として利用していくというような方針も打ち出されているようでありますので、これからもう、そういう意味合いにおいてもぜひ協力をし、やっていただきたいなというように思います。

それでは、次に移ります。

民泊新法についてであります。それでは、県が公表した民泊についてということで質問いたします。

先月、県は、今月6月15日で、もうすぐですけれども、解禁される民泊な具体的な規制案を公表をいたしました。野沢温泉村と同様に白馬村はスキー場周辺では、家主がいないタイプの民泊を冬季に禁止することになりました。村としての評価と、今後の民泊対応についての考えをお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 民泊関連の質問についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、県議会2月定例会において、長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例が成立をし、県として民泊事業実施を制限する区域と期間が示されました。

制限できる区域は、①学校等の周辺、②住居専用地域及び静穏な環境を求める者が多く滞在する別荘地等、③その他として、冬季におけるスキー場周辺など道路事情に起因する生活環境悪化のおそれがある地域など、3区分とされました。

市町村ごとの具体的な規制区域と期間は規則で定めることとし、その内容が5月25日に公表されたところです。村では、再三議会でも報告をしまいましたが、安心安全な宿の提供といった観点で、多くの関係者・組織から批判的な意見が寄せられた民泊に関し、県条例の範囲内で規制をかけることとし、柵池も含め、6つのスキー場周辺地域及び隣接をする道路幅の狭い地域と別荘地を地図上に表示をし、制限期間は降雪期である12月から3月、ただし家主居住型は規制の対象としないという内容で県へ要望をいたしました。その後、4月下旬の評価委員会での了承を経て、若干調整はあったものの、おおむね要望どおり規制内容が県の規制に盛り込まれました。

法施行まであと1週間となった段階での感想ではありますが、この民泊規制に関しては、条例にスキー場周辺という要素や周辺住民への説明を義務づけるなど、県内市町村の意見をよく聞き取っており、評価に値するものと思います。

報道によると、民泊営業の届け出も全県的に低調ということで、こうした一連の規制の動きが影

響しているかと感じています。ただし、これから法が施行される段階であり、村としては関係者の意見集約に沿い、可能な範囲で規制をかけさせていただいたところですが、まずは6月15日以降の動きを注視をしてみたいというふうに考えております。

田中議員からの3点目の質問の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。あと9分です。

**第10番（田中榮一君）** 政府は、昨年はインバウンド関係のところでは2,000万人が日本を訪れたというようなところで、20年度には4,000万、30年度は6,000万というような、そんな数字を上げているわけであります。

白馬村のことしのインバウンド関係の数字ですけれども、今定例会の冒頭の挨拶の中では数字はなかったんですけれども、プロモーションボードの集計によりますと33万4,000人ですか、その数字が出てきております。

ということは、白馬村は、これでそのインバウンドの関係というのはどのように変化していくのかというところが非常に期待もされたり不安もあったりなんかするんですけれども、その見通しというところはどうか考えているんですか。将来、これからどうなっていくのか、民泊もそれも含め、インバウンドの関係の旅行者が白馬にこれからどういう数字が出てくるのかとか、そんなところをお伺いをしたいと思いますが。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** インバウンドの動向については、今、議員さんおっしゃったとおり、日経ですか、6日付で出ていました。白馬バレーでこの冬は33万人と、45%の伸びとかいう数字がでておりました。これ、小谷も含めた白馬バレーなんですけれども。恐らく白馬村内のゲレンデで二十五、六万人は入っているというようなデータがあるようであります。ということで、インバウンドについては昨年をかなり大きく上回って入ってきているというのは事実としてあります。しかも、オーストラリア、オセアニア中心が、だんだんアジアもふえてきているというのも、私どもいろんな方々からお聞きしておまして、その流れは今後も広がっていくだろうというふうに考えております。

殊、民泊との関連であります。もともと村の議会においても規制をかけるべきという意見書が出された経過があるのは、もともと白馬村にある宿、550と言われておりますが、その施設全体の稼働率が40%にも満たないという現実がある中で、果たしてこの安心安全が担保できない民泊が必要であろうかというような論議がもととしてあったというふうに認識しています。そういった流れの中で、さらにインバウンドが民泊指向になるかどうかということは見きわめた上で考えていかなければいけないと思っております。

県の規則につきましては柔軟に対応するというので、白馬も野沢温泉もやや厳し目にスタート

はしたつもりだと思っております。そこで情勢を見ながら、規制を緩めることは全然可能であるというふうに県からもお聞きしておりますので、そういった流れの中で対応していきたいと。

ただ、今、皆さんがよく民泊がここはやっているという調べて、旅館業法の簡易宿所の許可は取っていると、ただ地元の協会に入っていなかったりして、どこの誰がやっているかわからない、イコール民泊ではないかという指摘がされているという現実もあるということで、一概に民泊とインバウンドのこの需要の関係というのは難しいのかなと、関係づけるのがなかなか難しいなというのが実感として感じております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それでは、これからどうなっていくのか、当然、違法民泊の取り締まりというのはどうなっていくのか。多分、これは保険所の関係となろうかと思えますけれども、これはもう把握をして、きちっと保健所とともにこの違法の民泊の取り締まりをしていかなきゃいけないなというように思います。

一つ、アメリカの民泊のあっせん業者でありますけれども、日本支社のアンケート調査というのがやられて、白馬村がこの民泊関係のおもてなし力というんですか、それが日本で2番目によかったと。それで、1番目が私ども姉妹提携結んでいる太地町の隣の新宮市であるというようなところが結果が出ているというようなところで、そのおもてなしのところが非常によかったというところを、これはやはりきちっと調査をして、どこがよかったのかというところがやっぱり把握していかなきゃいけないと思うんですけど、その点、観光課長、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 今の仲介サイトの評価が2番目に高かったということは、私も報道機関から知らされて知ったとこなんですけれども。

その中では、評価された点としては、白馬村は夜の交通、二次交通、ナイトシャトルバスみたいなものが毎日運行していたということがかなり高評価に結びついたということをお聞きしました。それと、やっぱり受け入れ態勢の整備みたいなのが評価されたのかなというふうには思っております。

あとは、ただ、ベストテンに入った観光地がいま一つちょっとインバウンドと結びつかない、私からするとインバウンドに結びつかない地名が多かったんで、そこら辺がどういう内容で評価されたということは、またちょっと調べられたら調べたいなというふうには思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。あと3分です。

**第10番（田中榮一君）** それでは、どんどん、かなりこれからもインバウンド関係の方は、お客様、白馬にいらっしゃるといようなところで、大手の旅行者もここに参入していく、民泊のとも参

入していくというようなところで、特に体験型のところを商品としてどんどん売っていくというところも出てはいます。ということは、スキーでもあり、特にスキーというのは体験型ですのでふえてくるんだというふうに思います。それから、山菜とりとかそういう着物の着つけだとか、そういうことまで旅行社の方々は考えてみえると思います。

村長の冒頭の、定例会がありましたように、美しい村と快適な生活環境を守る条例のさらなる周知活動、態勢整備についてというようなところを述べられておりますけれども、このところもさらにきちっと検証し、ある程度の、罰則まではわかりませんが、このところをやっぱり周知活動、態勢整備というのをやっていかなきゃいけないと思うんですけど、具体的などころがありましたら最後にお聞きをしたいと思いますのですが、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 答弁で申し上げましたとおり、マナー条例が施行したわけでありまして、まだまだ犯罪があるという形でありますので、飲食店そういったところも今度対象にしながら、マナー条例を守っていただけるような、そういった取り組みをしていく予定でおりますので、また皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。

**第10番（田中榮一君）** 特に、これからも観光産業というのが白馬の一番の税収源でもあり、一番大事なところでもあります。いい意味でのインバウンドの関係がなっていければいいかな、民泊関係のほうがよくないければいいかなというようなところを期待したいというように思います。

おもてなし力、さらに、それぞれ皆さん強めていただきたいというように思います。

以上です。終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 6番加藤亮輔です。質問の前に、今の世相について一言発言させていただきます。

日大のアメフト問題で少し影を潜めましたが、この2カ月国会で森・加計問題などで野党と政府の答弁を聞いていると、私自身、嘘と誤魔化しと都合が悪くなったら知らない、そして、挙句の果てには文書を改ざんすると、そういうことをたびたびテレビの中で見ました。そういうことを、あのテレビというものは、今の小学生、中学生の方も見えています。今後、あの今見た子供たちが10年

後、20年後、嘘をつくということに対して、麻痺をしてしまう、そういうことにならないように本当に心を痛めています。70のおじいさんから一言言いますが、人間は正直者が一番です。嘘は人間関係を壊します。嘘をつかないでもらいたいと言述べて質問に入らせていただきます。

今回2問の質問を用意しました。

1問目の障がい者の村職員雇用の拡大についてです。

障がい者の自立と社会参加の拡大を促進するためには、就労は重要な課題です。国も、障害者の雇用の促進等に関する法律を改正するなど整備を進めています。しかし、本村は、障害者雇用促進法で決められた法定雇用率2.3%に達していません。障がい者雇用の拡大については、今回で3回目の質問となりますが、今回は、障がい者枠を設けて実施した職員募集についてです。この29年職員募集に当たり、障がい者を対象にした募集要綱と募集応募人数及び採用人数、職種を伺います。よろしくをお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員からは障がい者の職員雇用の拡大についてを質問を受けておりますので、答弁をさせていただきます。

障がい者の自立と社会参加の拡大を促進するためには、就労は重要な課題であり、本村の29年度職員募集の中で、障がい者を対象にした募集要綱と応募数及び採用人数、職種についての質問ですが、障がい者枠として、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を条件とし、職種は、一般事務及び庁舎等清掃業務、フルタイムでの臨時職員としての募集をしております。

これによりまして、1名の応募があり、面積試験を行い、1名を採用をしております。現在の具体的な業務につきましては、午前中は庁舎の清掃業務を行い、午後は各課からの依頼された事務（書類の印刷、製本、封筒詰め、簡単な通知文の作成など）を行なっているところであります。

1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今、村長のほうから臨時ですけど1名雇用したということ、一步前進だと思えます。

しかし、法定雇用率の関係からいいますと、0.79から1.58に拡大したということです。法定雇用率は、30年度雇用から2.5%が目標値になっています。それで、30年度の職員募集にも、障がい者枠を設けてこの雇用率を早く達成すべきと考えます。

また、臨時という形で職員雇用をしましたが、一般職員としての車椅子に乗っている方、身体の障がいの方とか、そういうものを含めて雇用できるような体制づくりが庁内にも求められていると思います。厚労省も雇用促進に当たっては、合理的配慮をなさいと。また、そのことについては、具体的にホームページなどで載っています。この30年の雇用について、また、今回と同じように、

障がい者枠を設けて募集するのかどうか伺います。

**課長（吉田久夫君）** 平成31年度に向けての募集についての障がい者枠というご質問でございますが、まず、一般職の職員につきましては、障がい者枠というよりも、一般的に募集をかけて、障がい者の方が合理的配慮を必要とする場合には、そのような体制というのを当然整えますので、一般職の中では可能というふうに理解をしております。

今のところ、人事担当課としての考えといたしましては、やはり、ここ数年、ご指摘をいただいているように、なかなか進まないという状況を見ながら、ことしようやく1名の応募があり、1名を臨時職員として採用させていただきました。

今後も、臨時職員でいろいろとご本人と合理的配慮を進めながら、年間を通じて雇用、業務のほうが続くようになりますと、今、村の例規上でいくと、1年間の雇用の後には嘱託という方法もございますので、そこら辺を見ながら、できるだけ待遇改善に向けて進めていきたいというふうに考えております。

また、31年度に向けた職員の募集という部分について、詳細な詰めはしておりません。一般的に必要な事務職等の募集を行うというところは、既に就職サイト等を活用して流してはおりますが、具体的などころについては、また庁内で詰める作業というのをさせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今、まだ方針が定まっていないということですが、村の中でもある事業者が、岩岳のほうで障がい者のソフトボールをやるとか、それから、または、障がい者の方でも山のハイキングができるようにするとか、民間ではそういう形で障がい者も楽しめるような事業といおうか、活動をやっています。

だから、そういうことも受けて、庁内でも、やはり来年も障がい者枠を設けて、障がい者の方が本当に自立できるように少しでも拡大していくと、そういうことは重要と思いますので、ぜひとも来年も続けてほしいとお願いします。

次に、2番目の質問に移ります。

村の財政状況と財政運営についてです。

昨年の12月議会において、6対5の際どい賛成で成立した観光振興財源を考える第1回の検討会が5月15日に開催されました。委員会のスケジュールは、7月に2回目を行い、10月の5回目で答申案をまとめてパブリックコメントを行うというスピードスケジュールが予定されています。

私としては、人口9,000人の小さな村が、新たな財源をつくるという大きな挑戦をするには、もう少し時間をかけて、多角的な視点で議論をすべきと考えます。3月議会では、住民、観光客に新たな負担を求めるのではなく、事業者の懐を温める事業を実施して、その成果を村税の拡大につなげることが先だと提案しました。

新たな財源の確保については、検討委員会が今やっていますから、その答申を待つことにしますけれども、今回は、現在の白馬村の財政状況と財政運営について、以下の5点の質問をお伺いします。

1点目、白馬村の歳入額は、類似団体及び人口8,000人以上、1万人未満の他の自治体と比べて少ないのか多いのか、どのような判断をしているのか伺います。

2番目、村の歳入をふやすにはどのような方法がまずありますか。今までどのような努力を実施してきたか伺います。

3番目、30年度の観光商工予算は4億8,000万で、構成比率は7.9%です。類似団体と比較しても、額、構成比とも上位です。村は、今新しい財源ができれば、観光振興事業として最優先に計画している事業は何か伺います。

4番目、財政運営についてです。2点伺います。

1点目は、旧ノルウェービレッジの土地、建物4棟の賃貸契約についてです。本契約は、平成26年に白馬村と株式会社ヤフーとの間において、不動産賃貸借契約を結び、賃貸料として年43万円をいただいておりますが、白馬村は、土地の所有者に年額152万円支払っています。毎年109万円の税金の持ち出しで、この5年間で545万円の持ち出しになります。

2番目として、白馬山麓清掃センターのある土地の賃貸借契約です。本契約は、昭和58年、1983年7月に借地料及び迷惑料込みで年額569万6,000円、60年契約を結びました。現在まで35年間で1億9,936万円になります。この2点のような不合理な財政運営を今後も続けるのか、また、どのような改善策を考えているのか伺います。

5点目、内国法人の28年度、29年度の法定村民税の均等割、法人別々及び固定資産税滞納件数と滞納額、また、村内になる別荘地の固定資産税の滞納件数と滞納額を伺います。

以上、5点よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の村の財政状況と財政運営についてを5項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の白馬村の収入額が、類似団体と比べてどのような判断をしているのかについてでありますけれども、地方税につきましては、市町村税収は、類似団体並みであります。固定資産税の収入が多いため、地方税収入全体では、類似団体より比較的多いと判断をいたします。これは、白馬村が観光地という背景から、各観光関連施設や宿泊施設、索道関係の固定資産が多いといったところが反映をされていると考えます。

一方、地方交付税につきましては、税収が大きい分、地方交付税の交付額は少ない現状です。徴収率が悪いと見かけた上、財政上損をしているということになります。また、白馬村は過疎地域には指定されておらず、山村振興地域にも指定をされていないため、国からの手厚い財政支援の対象

外となっております。このため住民1人当たりの歳入額で比較をすると、類似団体と比べ少ないものと判断をしております。

2点目の村の歳入をふやすための方法や、今までどのような努力を実施してきたとの質問ですが、国の施策によります平成の大合併時に、本村といたしましても、小谷村との合併を進めておりましたが不調に終わり、自立をしていくこととなったことや、当時の国の三位一体改革での補助金や国庫負担金、地方交付税の削減による減収などもあり、平成17年度に行政改革大綱集中改革プランを策定をし、新たな決意で行政改革に取り組んでまいりました。これは、当時策定をした計画期間が終了しても継続をして取り組むべき内容であることから、現在でも同様に取り組んでおります。

その一つとして、財政の健全化があり、自主財源の増収対策として、税の徴収対策である差し押さえ物件の公売や徴収の強化、使用料・手数料の見直し、未利用財産の売り払いなどあります。現在は、このほかにふるさと納税制度が始まり、本村といたしましても、毎年返礼品を充実をさせ、寄附をしていただけるよう活用している各種事業など、積極的にPRをしているところですし、企業版ふるさと納税にも力を入れているところです。また、当然のことではありますが、事業を行う上で財源確保が必須であり、各職員がアンテナを高く張り、国・県の補助金や各種財団法人等の交付金・助成金などを積極的に活用しているところです。

3点目の新しい財源ができたなら最優先に計画をしている事業とはとの質問ですが、まずは、議員がおっしゃる観光商工予算は今年度約4億8,000万円ですが、これには、天狗山荘の雪害復旧工事という臨時的経費に約1億円を計上しておりますし、期間が限られている地方創生推進交付金事業にも1億円以上の支出を計上していて、通常ベースより大きな金額になっていることを、まずお断りさせていただきます。

ただし、実際のところ、5月の観光財源検討委員会の資料にもあるとおり、観光商工のうち、商工経費より観光経費の割合が多いのは事実であり、観光で成り立つ白馬村の特徴が出ている予算・決算数値となっております。

観光財源はできたらという仮定を前提とした質問には回答しづらいのが正直なところでありますが、今の時点でこの事業を最優先に計画をしているというものはございません。ただ、これも財源確保検討委員会の資料ですが、資料名「今後の取組み」の中の「今後の方向性」の事業としてさまざまな事業を載せさせていただきました。

まだまだ大ざっぱな内容ではありますが、観光の資産価値の最大化や滞在価値の多様化といった戦略に基づく施策には、景観や滞在空間の魅力向上が挙げられており、かなりの規模の金額がかかることも示されております。今後の検討会の中でも、財源として最優先すべき使い道は当然議論されていくと思いますので、その議論を踏まえて考えてまいります。

4点目の土地の賃貸借関係については、最初にヤフー株式会社との不動産賃貸借の本契約は、平

成26年に契約を締結をし、その後、賃借料の変更経緯については、3月議会の田中麻乃議員への答弁をしたとおり、現行は62万3,000円となっています。

土地所有者との契約については、長野オリンピックの開催の平成10年にさかのぼりますが、基本的に3年ごとに賃借料の見直しを行っており、現在は150万円となっています。

土地や施設の貸し借りについては、その当時の相手方、また、双方の事情があり現在に至っております。

議員の指摘のとおり、長期的な視野に立ちますと、財政的に不合理な面はありますが、相手方の交渉事でもありますので、すぐに貸し借りの差額を埋めることは困難ですが、持ち出しを少なくするよう努力していくことは当然であります。

先ほども述べましたが、この当時の時代的背景や交渉の経緯など、民事上の事情もありますので、抜本的な改善策とはいきませんが、今年度より本格稼働している施設を活用したテレワーク事業やふるさと納税事業により、徐々にではありますが、施設に活気も戻りつつあります。今後、雇用や税収面等でも効果が発揮できるよう官民連携し、最終的にはその効果が村への収入となるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、白馬山麓の清掃センターの敷地に係る賃貸借契約についてであります。加藤議員からは、35年間にわたる賃貸借契約が不合理な財政運営であるのご指摘をいただいておりますが、そもそも公共事業における土地の確保に当たっては、その使用目的や築造される施設の内容によって、一元的な対応はできないと思います。

特に、現在のごみ焼却施設は、まさに迷惑施設でありながら、村民生活上はなくてはならないものでありまして、地権者や地元住民の皆様のご理解をいただきながら、30年以上にわたって適切に運営がなされてきた実績から見ても、この土地の賃貸借については、決して村民益を損なうものではなく、清掃センター敷地ということだけで生じる不動産取引価格の減価とか、当時の地上権・借地権といった権利の考え方からいっても、一言で不合理と位置づけ両断することも適切ではないと考えます。

今後の対応といたしましては、新たなリサイクルセンターの建設を視野に、現在、地権者において裁判手続を進めていただいていることは、ご承知のとおりであります。

村といたしましては、この動向を見守っている状況の中で、具体的に契約変更などについて詰めている状況ではありません。

本県に関しましては、今後、裁判の方向性が見えてきましたら、地権者や白馬山麓事務組合の構成団体である小谷村とも相談をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、お願いをいたします。

最後に、税に関する質問にお答えをいたします。

まず、法人村民税ですが、平成28年度の滞納繰越額は430万2,541円で91法人、平成

29年度の滞納繰越額は235万1,677円、56法人で、全てが均等割の法人住民税であります。

納税義務者が法人である固定資産税の滞納額であります。現在までに収納した金額や不納欠損した部分もあり、28年度、29年度当初の滞納繰越額の正確な内訳をお示しするのが困難でありますので、直近の金額でお答えをいたします。

滞納額は1億2,925万3,039円で30法人です。別荘地の滞納額についてであります。別荘地という抽出が困難でありますので、村外に住所がある納税義務者ということでお答えをいたします。滞納額は2,776万1,828円で31人といた状況であります。

加藤議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** どうもありがとうございます。まず、歳入のところについては、大体私もそんな見解です。地方税、それから、地方交付税についても、この前検討委員会で述べられたような感じだと思います。だから、歳入的には、額としてはあると、少ないなりにあるとうことだと思えます。

それで、一つだけ歳入のところで、村民税が一つあって、それから、あと地方交付税が大きくまた割合を占めています。その地方交付税について、どういうふうかということで、先ほど聞いた中でも、三位一体改革が出ていました。それで、この三位一体改革は小泉内閣が行なって、地方交付税を5兆1,000億円減らしたと、私はそういうふう認識しています。

それから、今の安倍内閣についても、社会保障を改善するといいいながら、どんどん保障が狭まっているというのが現状だと思います。社会保障が国のほうから出し渋りが起これば、地方自治体、白馬村みたいところは、住民とじかに接していますから、そう簡単には減らすことはできないと。そうすると、おのずから地方公共団体は、無理してでもそのところの住民要望をかなえるために、非常に四苦八苦しているというのが、私はそういう現状だと思います。

それで、この前の新聞を見たらちょっと驚いたんですけど、この5月29日の新聞報道を見ました。それで、政府与党は、自民党安全保障調査会、防衛費を1%から2%を目指す。要は、今の防衛費を5兆円から10兆円にすると、すぐとは、そういうことはできないと思うけども、そういうふう目指していくと。そのしわ寄せは、結局また地方交付税が減額というところに絶対跳ね返ってくるということなんですけど、そこでちょっと村長にお伺いしたいんですけど、村のリーダーとして、東京とかほかの都市、それから、長野市へ行ったりして、町村会長会議とか、長野市町村会とか、そういう会合があると思うんです。この三位一体改革できたときは、知事会とか地方6団体がこぞって反対しました。それで、今、そういう団体で、地方交付税についてどのような話をされているのか、また、村長自身、この地方交付税が減ってくるということについてどのように考えているのか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員の地方交付税に対しての村長の考え方がどうかという質問でありますけれども、町村会のほうでも、地方交付税の削減に対しては、全長野県77市町村がこぞって反対ということで声明を出しているわけでありまして、国のほうでも、全国の市町村会のほうでもそういった運動を起こしているわけでありまして、国のほうでもなるべく地方交付税には影響がないようにというようなことを言っているわけでありまして、当然、財布は1つでありますので、地方交付税を減らした分については、特別交付税というような形の中で対応をいただいているというような状況であります。

白馬村は、どちらかというと、先ほどの答弁にもありましたが、割合財政規模が高い45%、6%という数字は、長野県の町村の中でも、割合高い位置にいますけれども、先ほど答弁したように、その分滞納がありますと、その分減らされているというようなことで、非常に交付税に影響が出ているというのが現状でありますけれども、我々もそんな税収をカバーするために、ふるさと納税、そしてまた、いろいろなアンテナを高くしながら、国の交付金等々を狙って活動をしているわけでありまして、いずれにいたしましても、白馬村は、当時は自主財源で26億円くらいあったときがあります。今は、13億円、14億円にも満たない状況で、非常に減ってきているというのが現状であります。

そういった中で、過疎債も使えない、そしてまた、小谷村との合併も不調に終わったという、そんな説明もしていただいたわけでありまして、合併特例債も使えないというようなことで、何とか自分のこの村で生きていく方向を模索をしながら、最低限村民の期待に応えるべく、また、観光振興もしなきゃいけない、農業振興もしなきゃいけない、そしてまた、道路、水路といったこともしていかなければいけないわけでありまして、そんなことも財政を見ながら取り組んでいる状況であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** どうも。それで、村長自身も、地方交付税については減らさないようにということを、声を挙げて言っているということはよくわかりました。なら、これからも、地方交付税については、村の大きな財源ですから、そこを手をつけてもらうというのは、村の死活問題にもなりますから、今後とも声を挙げていってほしいと思います。

それで、それでも、やはり、白馬村の場合、財源が足りないということで検討委員会を立ち上げたわけですが、答弁の中で、ふるさと納税とか、税金の徴収を強化するとか、そういうようなことを言われていました。

私はたびたび、小水力発電を使って、その売電価格とか、そういうものをもっと活用すべきだということを述べています。それで、4,000万円の売電価格になっているんですけど、この土地改良区ですか、ここで使っている総事業費というのは、どれぐらいのもんですか。今の補助金をもらって小水力発電を建設した場合は、土地改良区の事業しかやれないというような、そういうちょっ

と都合の悪い枠がはめられていますから、それも取っ払えばいいと思うんですけど、今現在、土地改良区が行う総事業費というのはどのぐらいの額ですか、教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 土地改良区自体の運営にかかわる総事業費というご質問でしょうか。すみません。今、数値を持ち合わせておりませんので、後日……

第6番（加藤亮輔君） 大体でいいです。

農政課長（太田洋一君） すみません、ちょっと大体の枠も今、調べて回答させていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） そしたら、またそれは後日ということで、それで、今、4,000万円の売電価格と、そういうことで、土地改良区全体の総事業費までは達していないと私は思っています。だから、まだ、農水省ですか、そこから50%ぐらいの補助をいただいて、小水力発電を村内に建設することは、大きさにもよりますが可能だと思います。

それと、もう一つ、村単独事業で小水力発電をやっても、村の中には、概略設計が5件、案件形成のほうは5件で、概略設計が2件もうでき上がっています。その5つの中から何か1つ選んで着手すべきだと思うんですけども、その財政を、新たな事業を起こすことができるということにつながりますから、前回の3月議会で同僚議員も小水力発電について、大分長く粘って質問していましたが、なぜやらないのか、そこのところをちょっとお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員、通告にちょっとないんですけど。答えられますか。農政課長。

農政課長（太田洋一君） 確かに導入可能の調査というのは実施しまして、今加藤議員おっしゃられたとおり、5施設についての概略というものは調査しております。その中で、やはり、平川の小水力発電が平成27年とか稼働したということの中で、その稼働した後に、タービンの軸が切れてしまったというようなこともありましたが、やはり、導入した後のその後の状況を見るということも非常に大切かという中で、実際にまだ取り組んでいないわけなんですけども、ただ、自然エネルギーという観点から、やはり、今の時代、そういったところは検討していくべき事業だというふうに思いますので、これにつきましては、引き続き検討していかなければいけないことだというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） ちょっとお断りしますが、小水力発電は、財源確保の上からいって、私は重要な財源だと思うんです。それで、先ほど村長のほうからは、財源をふやすための方法として、ふるさと納税とか徴収強化ということを言われましたけど、私は、この小水力発電は重要な鍵を握っておるということで、これでまた、こういう質問をするということ、農政課長のほうにも一言断っておりますから、そんなに質問通告してないものでは、私はないと思うものです。

そういうことでちょっと続けていきますけど、今後、この白馬村もどんどん暑くなる。小学校、

中学校も、それから、この庁舎も含めて、もうすぐエアコンを導入をせにゃあかん時期を迎えると思うんです。それから、また、スキー場、スキー観光地で生きておるこの白馬村にとって、この前のこれ3月に発表された気象庁の地球温暖化予測情報と、この情報の中で降雪量が減ると、それから、また、特に東日本の日本海側、ここが極端に減るといふことも予測されています。だから、降雪機のフル稼働みたいなことも今後始まってくるんじゃないかなと。それは、10年後になるか20年後になるかは、そこはわからないけども、そういう時代を迎えてくるということで、白馬村の自前の電力を確保するということは、この村にとっても非常に重要な課題だと思うんです。だから、その辺をもっと真剣に考えてもらって、水力発電に、私は自前でもいいと思うんです。そのかわり、自前でつくれば、この照明器具とか、ほかの箇所に自由に使えますから、そういうことを考えてもらいたい。

ちょっと質問ですけど、今白馬村の地方債現在高が57億7,000万円あります。それで、類似団体比較で見ますと、白馬村は1人当たり65万5,000円で、それで、類似団体平均で見ますと、70万5,000円ぐらいに、白馬村よりも借金が多いというような状況なんですけど、私自身も地方債現在高57億円は高いんかどうか、それから、村ですから、投資的決算もしていかにゃあかんと思うもんで、その辺の幅、57億7,000万円をどのように考えて、これ以上借金をしてはいけないと思っておるんか、まだ少し余裕があると思っておるんか、その辺はどういう判断しているんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの地方債の考え方ではありますが、地方債には、国のいわゆる元利償還に対するの交付税算入をするというような起債もありますし、一般的に何も国の手当がないというような起債もあります。ですので、起債の残高だけを見て一概に判断するということは非常に難しいとは思いますが、さすが、財政担当課といたしましては、やはり、起債制限比率であったり、将来負担比率、そこら辺を見ながら当然判断するべきものはございますが、平成26年に発生をいたしました神城断層地震、これによる起債の発行額というのも非常に大きいということで、先般の観光財源の検討委員会の資料も直近の年度ではなく、通常の平成25年度ベースで類似市町村と比較させていただいたというようなこともありますので、ちょっと計数的にどここと部分については、今細かい資料を持ち合わせておりませんので、考え方として有利なものを使用しながら、または、有利なものに借りがえができれば借りがえをしていくと、そのような考えで財政担当課としては考えているというところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** そしたら、次の質問に変わります。

4番目でしたか、財政運営のこのまず旧ノルウェービレッジのほうのことですけども、私自身

ちょっと勉強不足で48万円というような形で出したことなんですけど、その150万円に契約が変わったというのは、これはいつどのように変わったのか、その年月を教えてください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 村長の答弁にもございましたが、3年に一遍、価格についての見直しというものをさせていただいております。ちょっと契約の年月については、ちょっと今資料ございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思いますが、3年に1回については、地権者との交渉で、当然のことながら、税額であったり、課税標準額というものが下がるようになりますと、できれば、賃借料については下げることをお願いしたいというような交渉をこれまでも努めているというところでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今のノルウェービレッジですけど、たしか去年の暮れに860万円ぐらいかけて、今度テレワーク事業をやれるように、4者が加入したと思うんです。だから、この1者のソフトバンクから150万だけいただくというのはちょっとおかしいかなど。ソフトバンクドライブとか、もちろん白馬村の長野県も入っているんですけど、その辺も含めて、やっぱりもうちょっと公正にしたほうが良いような気がしますけど、その辺はいかがなんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 賃借料につきましては、契約については、白馬村が地権者と契約をしているという部分がございます。現時点でこの施設の貸出については、ヤフー株式会社と、いわゆる賃貸借契約、村と建物と土地の賃貸借契約を行なっているということです。

コンソーシアムにつきましては、事業に対するコンソーシアムを組んでいるという部分でありますので、その運営といいますか、コンソーシアムを組んで、サテライトオフィス等を運営していくという部分でございますから、賃借料とは別に考えているということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** では、次に移ります。

もう一つの清掃センターのところですけど、村長の答弁によりますと、あの契約でも合理的だと、大まかにいえば、そんな答え、答弁に聞こえたんですけど、契約をやって35年間たっていると。途中で国体のために白馬大橋という大きな橋をかけて、新田と八方が行き来できるようになったと。そのときに、道路としてああいうふうにつくっちゃって、固定物というんか、そういうものにしちゃった中でも、そのまま続けちゃったというのが、どう考えても、私は合理的という考えにはならないんだけど、そういうことがあっても、いや、あの契約は合理的だと言うおつもりですか。

それと、もう一つ、契約の中の半分は迷惑料となっている。迷惑料というものは何なのかという2点をちょっとお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** それでは、加藤議員から、清掃センターの敷地に係るその契約自体が合理的かどうかという部分のご質問、それから、迷惑料という内容についてのご質問でありますけれども、まず、先ほど村長答弁でもお答えしておりますけれども、そこに土地をお借りをして、そして、そこに建設をする事業の内容によって、当然賃貸借契約、場合によっては土地を買収するというケースもあるかもしれませんけれども、その内容も当然変わってくるというふうに思います。

今回、特に清掃センターという周辺地域の皆さんにとっては、迷惑施設という、捉えられているものでありますし、その施設を建設してから35年間にわたって適切に運営されてきているという実績から見ても、その契約内容だけをとり、それが、じゃあ逆にいうと、どうして不合理だと言えるのかという考えもあります。それが、村民益にかなわないものであれば、当然そういう考え方もできるかもしれませんけれども、30年以上にわたって適切にごみ処理をしてきた、私はまさに重要なインフラだと思っておりますので、先ほど村長の答弁にありましたように、決して不合理な運営とは言えないのではないかというのが、私の考えであります。

それから、もう一点、迷惑料の関係でありますけれども、確かに契約の中では、地代の部分とプラスして迷惑料の部分というのが明記をされておりますけれども、当然、土地に係る部分でありますので、迷惑施設ということで、土地自体にやっぱり減価というものが想定されます。土地自体の価値が下がってしまうということも考えられます。そういったものも含めて、昭和58年当時締結した契約でありますけれども、双方合意の上で交わさせていただいた賃貸借契約であるという認識をしておりますので、ぜひご理解のほうをお願いをしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと9分です。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今回の答弁についてはちょっと反論があるんですけど、まずは、契約をして、先ほども言いましたように、ヤフーの契約もそうだけど、普通だったら、3年か5年ぐらいに料金の見直しをやるということを行うのが当然だと思うんです。それがやられてきたのか、やらなかったのか、そこはちょっとわかりませんが、答弁ありませんけど、余りお互いに協議するということが何となく少なかったんかなという想像は私はしています。

その中で、大きな出来事として、あっこに今まではどんづまりだったというところを、新田と八方向けるように道路を開いたと。道路を開いたことによって、先ほど迷惑料でお金が下がるといいますが、今度は反対に、そのことによって地価が上がったということも考えられます。そして、道路をつくって、橋をつくったということは、半永久的にあっこを使用するということです。そのものに対して、賃貸借で置いておくこと自体が、私はまだそこも合理的ではないと、不合理だという見解です。

それから、もう一つの迷惑料についても、迷惑施設ができたから、あすこの土地が下がったのが迷惑料だということも考えられますけど、普通迷惑料というと、やっぱりごみを運ぶ、騒音とか車の数が多くなるとか、煤煙問題とか、いろんなことが考えられる。私はそういうようなことも考えながら、ずっとこれからもそういうことを続けていくんかどうか。煤煙関係にいけば、はっきりいけば、12名だけじゃなくて、ちょっと離れたどんぐり村とか、それから、八方の集落にも、多くの人がもしそういうことで迷惑なんだというんだしたら、そこに対しても今度ははっきりいって補償せにゃあかん義務が生じるということになるから、ちょっと余りにもその迷惑料の捉え方が、私はおかしいと。

以上、2点ですけど、どのような見解でしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** まず、1点目のご質問の契約の中の改定の有無という部分でございますけれども、契約の中では、双方の協議の上、改定することができるという現在の契約内容になっております。ただ、昭和58年当時、契約した以降、村内の地価だけを見ても、平成10年のオリンピック開催当時を一つピークとしまして、地価は1回上がって、また下がってきていると思えますけれども、それに合わせて、賃貸借の金額の内容を改定してきたという経過はございません。当初の契約のまま現在まで至っているという状況でございます。

それから、2点目の道路の関係でございますけれども、まさに今回裁判という話も先ほど出ましたけれども、加藤議員おっしゃるように、永久構造物でありますから、賃貸借契約ではなくて、しっかり所有権をいただくような形で登記ができれば、それは間違いのない一番理想な形だと思いますけれども、現実問題として、共有地、未所属の共有地、あの中で登記ができずに賃貸借の状態で現在まで至ってきているという状況だと思います。まず、これを改善する方策としましては、まず、地権者の皆さんに今お願いしています、まずメニューを整理していただくという部分をやっていただいた段階で、また、地元の皆さん、そして、地権者の皆さんと、次の段階のしっかりした話し合いをしていくような形になろうかと思っておりますので、今そういう状況だということをぜひご理解をお願いをしたいというふうに思います。

それから、3点目の迷惑料に関連しまして、例えば、騒音だったり、あと煤煙だったりといった、いわゆる公害関係の補償はどうかというご指摘でございますけれども、確かにそういった部分の補償というのは、それは、個人の土地に対するものは別に、地域に対する補償として対応していかないといけないという部分が当然あるわけですが、今、清掃センター、白馬山麓事務組合では、毎年環境調査というのを行なっておりますので、基準値を超えるか超えないかというまず調査をしております。ですから、先ほど言った煤煙とか、まさに騒音とかって公害の部分に関しましては、お金で補償するという部分というよりは、ちゃんと調査をした上で基準を超える場合には、それを基準をクリアするだけのまた対策を講じていかなければいけない、私はそういうふうに考え

ておりますので、結局、それをお金で補償という部分だけで解決できる部分ではないというふうに、まさにそこに住まわれる方の生命にもかかわってくる問題でありますから、私はそういった形で対応していくべきものなのかなと、そういうふうに考えております。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 時間がないものですから、最後の質問の再質問をしたいと思います。

それで、これ時間がありませんからもう簡単に言いますが、このような内国法人とか、それから、外国法人とか、それから、個人事業主が営業しているとか、そういういろんな多様な営業形態がこの白馬村にはあります。そして、ここで住んでいる人もいれば、全く住んでない人、遠い人は外国まで帰っちゃう人もいます。そういう中で、言葉が話せない、それから、聞けないということで、村民の中に納税がどうなっているんだいと、ちゃんともらっているんかいということを、私にも質問を投げかけられると。そういうときに、ようやく答えられない状況なんです。

だから、今度の県のホームページの大町が管轄する宿泊施設の一覧表で640件ぐらいの簡易宿泊所からホテルまで名前が出ていましたけど、そここのところが、内国法人であるか外国法人であるか個人事業主なのか、それとも、届け出してないのか、それと、白馬村税条例による納税管理者をちゃんと設置してあるかとか、その辺なんかは点検をするように、私たちもわかるようにしてもらいたいんだけど、そういうことは可能でしょうか。これは税務課になるか、ちょっとお答え願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横川税務課長。

**税務課長（横川辰彦君）** ただいまの課税の件についてお答えしたいと思います。税務課サイドとしては、課税すべきものに対する区分しかしてないものですから、議員おっしゃるほどの細かい区分はしていないというところが現状であります。

ただ、外国の方もいらっしゃるということで、その中には国民健康保険税、住民税、固定資産税、それぞれ白馬村の税がかかっております。税務課といたしましては、外国人対応の臨時の方を雇用いたしまして、例えば、白馬村から出るときの税の清算ですとか、固定資産税をお持ちの方については、アポイントをとって日本国内に納税管理人を設けていただくような手続をしてもらうとか、そういったことの取り組みをしまして、ここ一、二年でかなり成果は上がってきているというように、ちょっと今それがどのぐらいという細かい数字は持ち合わせておりませんが、税務課としてもそういうような努力をしているということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 加藤議員、質問時間が終了しましたので、先ほどの質問の中で答弁漏れがありましたので、2点ご説明したいと思います。最初に土地改良区のことをお願いします。

**農政課長（太田洋一君）** 先ほどの改良区の件なんですが、通常総代会の資料の予算規模で申し上げますが、30年度の予算規模で4,894万6,000円の予算規模であります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、ヤフーの契約のことで、総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 先ほどの答弁漏れでありました契約日ではありますが、平成29年3月31日ということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 第6番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時08分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第9番太田伸子議員の一般質問を許します。第9番太田伸子議員。

**第9番（太田伸子君）** 9番太田伸子でございます。

今定例会は、村長ご自身の1期目の最後の議会であります。この4年間を振り返ってみて、さまざまな思いが脳裏を駆けめぐっていることと思います。また、5月27日に2期目出馬を表明されて以来、向こう4年間への強い思いをはせておられることと存じます。そこで、私は、1期目の検証と2期目にかかる思いを通告に従いお尋ねいたしますので、ご自身のお考えをご自身のお言葉でわかりやすいご答弁をいただければと思います。

まず始めに、学校給食センター建設に伺います。

1番目に、給食センター新設について、土地の取得及び建設費用の総額をお伺いいたします。

2番目に、平成27年度当初予算に、建設の監理委託料として2,000万円を計上しましたが、その時点でのそのときの根拠をお尋ねいたします。

3番目に、今までに、過去、補助金について、給食施設検討委員会などでの議会での説明で、いろんな補助金、こういうのがあるとかというのをいろいろお伺いしてきて、今、ここに使われる、現在活用する補助金の名称及びその補助金をいただいたときに課せられる縛りを教えていただきたいと思います。お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 学校給食センターの建設について、3つの項目について通告をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の現在工事を進めております給食センター建設事業にかかわる現時点での事業費総額についてですが、補償費を含めた用地取得に要した費用が3,023万円です。また、用地の測量や地盤調査を含めた設計に要した費用が1,955万9,880円であります。さらに、3月の定例会で契約をお認めいただきました工事請負費とそれに伴います施工監理の委託料が8億1,345万6,000円でありますので、現在までに支出負担行為を行なった総額は8億6,324万

5,880円となっています。これ以外に、平成30年度予算として計上しております舗装工事や、コンテナ車、厨房器具等の購入に係る費用6,020万4,000円を加えますと、現時点での総額は9億2,344万9,880円となります。

2点目の平成27年度当初予算に計上した本事業にかかわる設計監理委託料2,000万円の算出根拠であります。平成28年第1回定例会の予算特別委員会の議事録より引用する形で答弁をさせていただきますが、議事録によりますと、太田伸子議員より、「設計監理委託料の計上ということは、事業が具体的にになっているということか」という旨の質問があり、村としては、「新しい共同調理場はどこにどのような施設をつくるのか」という点はこれから議論をするところであるが、県内の同規模の施設を調べたところ、新しい共同調理場を建設するにはおおむね5億円程度を要するという見込みから、工事費を4%に当たる2,000万円を計上した」という旨の答弁をしております。

また、最後に、補助金の名称及び課せられる条件につきましてのご質問でありますけれども、現在、交付決定を受けている補助金の名称は、学校施設環境改善交付金であります。また、この補助金を用いた事業に課せられる制約とのお尋ねであります。事業趣旨には、「学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設の整備に要する経費の一部を国庫補助とし、その促進を図る」とあります。つまり、この補助金の制度設計にかかわる趣旨だけを読むと、この補助金の交付を受けると、これができなくなるといったような、いわば命令的行政行為のような言い回しはございません。

しかしながら、「公立の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設の整備」というくだりを裏返しますと、公立の義務教育諸学校以外の学校給食の実施に必要な施設の整備には、この補助金は使えないという解釈にもなります。あくまでも一般論ではありますが、太田議員の言われる縛りについては、この補助事業は、あくまでも公立の義務教育諸学校について、学校給食の普及充実及び安全な実施を図ること以外には活用できないものと解しているところであります。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 私は、学校給食のお話が出たところは総務委員会のほうにおりましたので、検討委員会のところから出させていただきました。そのときからいろいろと話を聞いたりしていたんですけども、いろいろと補助金が規模を、今の共同調理場というか、共同給食のものをもう少し大きくすれば、もう少し補助金が大きくなるとか、それから、福祉のほうと複合的なものにすれば、そちらのほうからも補助金が出るとか、今、補助金の制度、いろんなものが活用できるようなお話もありました。その辺が全部消えて、今はこれ一本になったというところの、国のほうでの方針が変わったということでしょうか。お尋ねします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 今の質問にお答えします。

補助金の関係につきましては、当初より、今、村長が説明申し上げましたこの補助金の活用を考えております。太田議員がおっしゃっておりますのは、この補助金ではなくて、地方債の関係かと恐らく思うんですが、地方債につきましては、検討の中で、もっと有利な地方債がないかというところが財政当局からございまして、公共施設最適化事業債というような、これはいわゆる公共施設等総合管理計画に基づいて、既存の公共施設の集約化、あるいは複合化、こういったことによって有利な起債が使えると——ちなみに、充当率が90%、交付税算定率が50%、こういったものが使えるということで、今、太田議員がおっしゃいましたような、例えば、子育て支援ルーム、こういった機能が一緒にできないかですとか、そういった検討をしてきた経過はございます。

ただし、補助金につきましては、当初より、この補助金を使う、逆に言えば、もうこの補助金しか文科省のほうでは使えないということで、この交付金を考えていったところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 当初より、この補助金を使うという今の課長のお言葉なんですけれども、一番初めのころに、たしか、2,000万円がどこの場所にどの規模でできるかわからないのに2,000万というのはと言ったときに、確かに、ここにおられる課長も、近隣のところを見て、白馬村の規模から考えた場合に、法自治からの算出をして2,000万円を上げましたということでした。それから、そのときは5億ぐらいと言っていたのが、オリンピックなどの資材の高騰で5億ではとてもできない、村長のほうで8億を考えてもらっているのもう少し大きな規模になるというお話も聞いています。8億で入札を試みたけれども、1回不落になっていますよね、去年。それで、もう一度入札をし直して、いろんなどころを見直して入札が行われ、現在の8億ちょっとで入札は終わったんです。そのときに、初めの入札、8億円のときの入札のときは、補助金が7,163万4,000円という予算のところになっています。それが、入札をするために見直した結果、今度は補助金が4,921万余りに減っています。入札のお金はちょっと増額になって、建設の金額が上がっているんですけれども、この補助金の補助額が下がったというところはどこでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** この交付金の経緯から申し上げますと、まず最初、平成28年3月16日の議会全員協議会のときの記録を見ておきますと、このときに、3校の給食施設を統合した場合の交付金の見込みは、およそ5,670万円だというような形で議会のほうに説明をさせていただいていました。その後、平成29年度に交付申請をいたしました。この金額につきましては、先ほど太田議員おっしゃいましたように、7,163万4,000円というものでございます。さらに、交付決定いただきました金額につきましては6,748万2,000円、この額が交

付決定いただいた金額です。6,748万2,000円でございます。それから入札を行いまして、これが不調になったというところで、根本的に施設のほうの見直しを図ったと、実施設計で10億円だったものを8億まで落とすということで、根本的な見直しを図りました。

その中で、国庫補助金も減ってきたわけですが、具体的に申し上げますと、この交付金の仕組みといいますのが、児童・生徒当たりの基準面積というものがございます。うちの場合、501人から1,000人という枠の中、実際、申請時は778名、児童・生徒の総数ですが、これもございまして、465平米というのが国のほうで決まった基準面積でございます。それと、新たに作りますアレルギー室、これが7平米、これが基準面積でございます。合計しますと472平米でございます。この472平米に、国が定めております1平米当たりの建築単価、これを掛けまして、一つ金額が出てきます。

それと、もう一つは、附帯施設といまして、釜ですとか、流しですとか、調理台ですとか、そういう調理器具、こういったものも人数によって決まっております。これが501名から1,000人の枠で見えていきますと、1,380万円ということになります。そのほかに当初予定したのが厨芥処理機、要は生ごみの処理機、こういったものですとか、排水処理施設、こういったものも工事の対象になってきます。

それで、また、当初は、今使っております共同調理場を解体するという予定でございましたので、解体につきましても交付金が充てられるということになっておりました。

ところが、2億削減するという中で、今言いました厨芥処理機、あるいは排水処理施設、あと、現在の共同調理場の解体、こういったものを見送ったことによりまして、もともとこの交付金のベースとなっておりますこの3つのものが減ったということでございます。

なお、今言いましたそういった額に、新築ですと2分の1、改築ですと3分の1、この比率を掛けたものが実際の交付金額になります。したがって、南小の人数分につきましては新築扱い、現在の共同調理場は、新しい共同調理場ができて、現在の共同調理場ではないということから、改築扱いの3分の1というのが補助の割合でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** すいません、いろいろどんと聞いたのでちょっとわからないです。

それでは、この補助金が減った中には、南小、北小の解体を見送った分が減ったということですね。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 現在の共同調理場の解体でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 現在の共同調理場と南小の調理場を解体することをやめたので、補助金が減

ったというふうに理解してよろしいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 現在の共同調理場の解体撤去費、これが国の定めた額でいいますと2,000万になっております。この2,000万の3分の1の分が減っております。そのほかに、先ほど申し上げました厨芥処理機、あるいは排水処理施設、この分も減っております。以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** でも、それでも、今、今回は入札するために減らしたかもしれませんけれども、これで今度、調理場がことしじゅうにできますよね。その後はもう解体しないということですか。またこれ、金額が予算か何かで出てくるということでしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 南小の現在の給食室は、もともと解体する予定はございませんでした。現在の白馬村学校給食共同調理場は、当初の計画ですと、とりあえず仮設で新しい給食センターから運ぶ。その仮設をつくっている間に、現在の古い調理場を完全に解体する。解体して、そこに運び入れる場所をつくるという計画だったんですけれども、解体を取りやめまして、また、仮設ということも取りやめまして、今の給食調理場のところに直接搬入するというようにしております。したがって、当面、解体するという予定はございません。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** それでは、当面、今の大体総額、あと、まだもう少し出てくるであろう備品などのお金からで、9億2,000万ぐらいで今の共同調理場ができるというふうに理解しているのかなというふうに思うんですけれども、そこで、村長にお伺いします。

今、大体総額9億2,000万円の費用をかけて、もちろん今まで子供たちの安全な、安心な食事を提供するので、こういう調理場をつくっていただくというのはとてもありがたいんですけれども、今、先ほどからちょっとしつこいように聞いていた補助金ですよね。学校施設環境改善補助金、これ、今、9億ぐらいの建物をつくるというところで、4,900万円ぐらいの補助金しか来ない。来ないという言い方は変ですけど、いただけない。それで何かあるかという、法律の義務教育の子供たちの給食しか提供できないというふうに、私は今、課長の説明からそういうふうに理解したんですけれども、今、少子化で子供たちがどんどん減ってくる。減らないように努力していかなきゃいけないんですけれども、今、子供たちが減ってきた中で、今、幼稚園や、それから白馬高校、白馬の中では公立でも義務教育ではないので、この共同調理場、給食センターを使うわけにはいきません。また、先ほど来、高齢者の話も出ていますが、高齢者の配食というんですか、宅配みたいなそういうサービスにもこの調理場は使えるのではないかと思います。

たったというか、大きなお金ですけども、9億幾らのお金を使って建てる建物の5,000万弱

しか来ない補助金を返納するというんですか、返上して、ここはそこを少し村費を見て、この縛りを全部解いて、給食センターというか、縛りのない給食センターをつくるというふうなお考えはないでしょうか。私はすごく広く活用していけると思うんですけれども、村長のお考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田議員から、前からそういうお話を、提案をされておりました。くどいような話になるわけでありましてけれども、初めは、両方の共同調理場、それから南小の給食、その施設よりも小さいものだったら該当になるよという、そういった国の施策があったわけでありましてけれども、その中で、白馬村でも、何かいろいろ子育て支援センターをそこへ入れりゃあどうだとか、いろいろな検討をした結果がありましたけれども、最終的には、給食センターの2階に子育て支援センターをつくるなんていうことは、ちょっと現実的には無理だというようなことで、結局、断念をした経過がありますけれども、そんな中で、国の補助金は減らされたということでありましてけれども、最低限、国のほうまで行ってお願いをしてもらってきた。そういったのを今返上してという、そういったことは作業上、ちょっと無理だというふうに思っておりますし、また、これから今後、先ほど言われたような保育園の給食とか、それから幼稚園の給食、そして、もしくは白馬高校の今、寮のお弁当を出しているわけでありましてけれども、そういったことも含めて、今後は検討していくことは十分必要だというふうに思っておりますけれども、じゃあ、すぐにそういうことができるかどうかということはまだできませんけれども、将来的にはそんなことも視野に入れながら、せっかくこれだけの大きなお金をかけるものですから、なるべくそんな経費もそこで給食ができるような、そして、ここにいる学校へ行っている子供たちの安心・安全、小学校・中学校ばかりではなくて、幼稚園・保育園、そして、また、高校の子供たちにもそんな提供ができればというふうに思っておりますが、そんなことも今後検討をしていく必要があろうかと思っておりますが、すぐにはちょっと無理だということでありまして。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** すぐには無理だというのもわかりますし、ただ、この4,900万円の補助金を活用したのために何も使えなくなってしまうようなことはないように、ぜひ、まだそれでも検討する余地、時間はあると思いますので、研究していただきたいと思っております。なるべく広い範囲で使えるような活用をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に行きます。

観光振興のための財源確保検討委員会について伺います。

観光振興のための財源確保であります。現在観光地として白馬村の観光振興に充てている財源費用額をお尋ねします。

また、この委員会の委員の選定方法はどのようにされたのでしょうか。

3番目に、会議は公開で行うというふうに前の同僚議員も聞いておりましたが、私も傍聴に行っ

てみたんですけれども、会議の途中から撮影はここまでにしてくださいというお話があり、ユーテレも来ていたんですけれども、そこからはユーテレも放送をやめた経緯があります。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 観光振興のための財源確保検討委員会についてを、3つの項目で質問をいただいておりますので、順次説明を申し上げます。

1点目の現在観光地として白馬村の観光振興に充てている財源額についてであります。直近の公表されている数値にお答えをいたします。

まず、平成30年度予算における観光商工費のうち、観光費は歳出予算4億3,400万円余りのところ、特定財源が約2億7,500万円で、一般財源は1億5,900万円余りとなっております。ただし、特定財源には今年度、村負担が生じる地方債が4,000万円と村のふるさと白馬村を応援する基金からの繰入金3,000万円余りが含まれております。

同様に、28年度決算数値で申し上げますと、観光費は歳出予算1億9,900万円余りのところ、特定財源が3,400万円余りで、一般財源は約1億6,500万円となっており、特定財源には地方債が140万円、白馬村を応援する基金からの繰入金240万円余りが含まれております。

2点目の委員選定方法についてお答えを申し上げます。

委員については、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例において、委員数は8名以内、構成は学識経験を有する者、関係団体を代表する者、その他村長が適当と認める者とされていることを踏まえ、できる限り多様な知見を得られるよう、観光分野や地方税分野を専門とする学識経験者、村内で観光業に携わっておられる各団体の代表者や事業者の方々の中から選任しております。

最後に、会議は公開で行うと聞いていたが、会議の途中から撮影・テレビ放送が断られた理由についてであります。テレビでの取材は、会議の冒頭の映像のみとあらかじめ決めさせていただいておりました。これは、一般論ではありますが、委員の自由な意見が出にくいなどと言われるケースが多いことから、今回の検討委員会での議論がより活発な意見を出していただけるよう、カメラ撮りは冒頭のみとさせていただいたところでありました。

以上で、2点目の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** まず、委員の選出のところでありましてけれども、委員の構成を見させていただいたところ、学識経験者の先生たちが3名、それから、あとの8名のうち、3名はその先生方で、あとの3名は村内の観光の観光財源の恩恵を受ける方、また、ありきではないですけれども、宿泊税の論議をするときの費用というのを出さなきゃいけないというか、負担していただく方というふうな、何となく徴収する側の委員の人もいなくて、生む話ばかりが出るのではないかというふうに、私はちょっと審査的に公平にできるのかなというふうに思って拝見したんですけれども、その辺は、

委員のバランスというのはお考えになったんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 8名のうち、今言われたように、学校の先生が3名、そして、各営業しているような方、そして、また、観光協会というような方たちも出ておりますし、それから、商工会も入っているわけでありましてけれども、総じて平均に分散というか、いろいろな団体から選んだというふうに思っております。いろいろな意見はあろうかと思っておりますけれども、総じて広く委員を選定したということでありまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 皆さんで、公開でされるので、委員の方がどうこうという不公平感は、皆さんがまた傍聴なり、みんなで見ても、拝見していけばいいかなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

村長の答弁、3月の定例会の答弁のときに、観光財源が足りないというようなところから、私は先ほど、同僚議員も、本当は村税が上がれば、村税で皆さんが払っていただければ、村の財源がもうとにかくだんだんとなくなってきたからという気持ちはあります。村税のほうが多ければ、観光に回るお金もふえるんだから、観光だけに特化したこういうことをしなくても、財源確保の検討委員会をしなくても、村内の村税というか、村税の財源確保の検討委員会をしてもいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

でも、もう観光振興のための財源確保検討委員会というのが始まっていますので、今、ここでどれだけぐらいのお金というの、村長は1億から2億ぐらい欲しいというか、そういう財源確保ができたらというふうにもお話しされています。なので、村としては、1億から2億ぐらいを確保して、どのようなところに充てていくかというのは、まず姿勢として示していただければ、みんながどういうふうに財源を確保できることができるのか、もう少し検討委員会も絞って検討しやすくなると思うんですけれども、村長はその辺をどのようにお考えになりますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田議員が言うとおりの、そういう意見もごもっともであります。これからじゃあ、どういうところに使っていくかという、やっぱりそういうことを示していかないと、なかなか理解も得られない。そういった部分もある。その前提として、議会の皆さんからも、一般財源を観光事業に使っていいものかどうかという意見もございました。そんなことも含めて、観光にかかわる財源はどういったことから財源を確保し、そして、また、どういうところへ使っていくか、こういうところをちゃんとしっかり議論していかないと、先ほど言ったような理解が得られないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、白馬村は観光立村ということで、観光で使われるお金については、割合、理解いただきながら支出をしてきたという部分もありますけれども、これからはやっぱり、先

ほど言ったように、議会の皆さんからも、本当に一般財源を観光の財源に使っていいのかどうかという意見もありましたことは、太田議員も十分承知なことだというふうに思っております。そんなことも含めて、これからどういうふうにしていくか、そういうことはしっかりと議論していかねければいけないというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** それで、先ほどのケーブルテレビなどが入っていると、委員の中で話しばら面もあるので、冒頭だけで遠慮していただいたというふうな、遠慮することに決めたというか、やめてもらうことに決めましたとおっしゃいました。私が思うに、今、いろんなところに傍聴に行きたくても、結構、こういう委員会とかがあった、それから、傍聴もこの検討委員会には、皆さん、興味があって、すごく大勢の皆さん、村民の方が来ておられました。なので、その委員会がどういうふうになんか話をしてる。それをいろんな人、村民であれ、よそから来ている人であれ、万人に理解を得るという必要があると思うんですね。財源確保という、財源をどうやってやるか、それはどういうものになるのか、まだ影も形もわかりませんけれども。なので、私は、審議会というものを公開で行うとおっしゃっている、公開はいいんですよと言うならば、これからはケーブルテレビも入れていただきたいと思えますが、どのようにお考えになりますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 第1回のところで、村長の答弁のとおり、自由な意見を出していただくということで、冒頭のカメラ撮りのみとさせていただきます。今回の財源のお話につきましては、いろんなご意見があるということは、事務局としても承知をしているところです。直接伺ったわけではありませんが、それを賛成することによっていろんなこと、今はやりのSNS等でも流れているというようなこともございますので、事務局とすれば、議事録をできる限り早目に公開しておりますので、映像でなく、議事録として公開するのを早めるということで、今回と同様のスタンスでいきたいとは考えてはおります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 事務局のお考えがそういうふうになっているのであれば、私としては、希望は申し上げておきます。それから、議事録は曲げないようにぜひお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

先日、観光局の総会がありました。私は、観光局の社員ではないんですけども、総会に出させていただいて、白馬村のほうからも観光局に、観光局の財源として大きな負担金が行っています。それは皆さんご存じだと思います。

観光局の総会が今ごろであって、予算をつけるのは3月であるので、大変、私たち議会のほうもいつも悩ましいところがあるんですけども、今回、最後のところで、観光局の代表理事が観光局

事務局長の留任を発表されました。そのとき、同時に、報酬を560万円から増額するお話をされました。この総会では、観光局の14期の決算も報告されています。そこでは940万円赤字になっているんですね。観光局の財源が940万円赤字になっていて、それでも事務局長の報酬が上がる。それで、私たちもちよっと、昨日ですが、観光局の方からもお話をお伺いしたんですけれども、観光局の職員も少しずつ報酬を上げている。平均すると、大体2.1%程度は上げているというふうに聞きました。今回、事務局長に大体7%強の増額になるというところ、その増額の算出根拠を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田議員、観光局のことです。私が答弁ということは差し控えさせていただきますというふうに思います。

**第9番（太田伸子君）** すいません、そこに代表理事がおられるので、ぜひ出していただきたいです。

**議長（北澤禎二郎君）** 太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 私、代表理事と、それと副村長を兼ねている状況ですが、理事として観光局にいますので、その中で代表理事を仰せつかったわけです。

観光局の社員総会で、最後のほうで自分が、今、太田議員が言われたことについて言及したことは確かでございます。

なぜかということですが、それにつきましては、事務局長は常務理事の職にもついておりまして、それ相当の責任を負っているところでもあります。これは、単に事務局長というところだけでなく、そういうところにもついているところでもあります。

それから、これからの2年という任期の中で、十分職責と、いわゆる給与といえますか、それに見合った活動をしていただきたいということでもあります。

算定根拠はというところでもありますけれども、いわゆる赤字ということで、自己資金を取り崩して経営しているところではあるわけなんです。取り崩しの関係も、当初の予算よりははるかに少ないところで経営しているということもありまして、算定根拠ということではないわけなんです。十分それに足りるところはあるというふうに理事会で検討し、判断し、決定したと、そういうことから社員総会で報告申し上げたというところでもありますので、よろしく願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。

**第9番（太田伸子君）** 村長、ここで観光局のことはとおっしゃって、もちろん、村長の言われることはもう重々わかっていました。でも、今、ここは、観光財源がなくて、観光財源を村でどうやってつくるか、それを検討して、村が職員の報酬というものは全て見ているんですよ。観光局の職員の分は、私たち、3月に予算をつけているんです。では、予算のときに80万円の管理費、報酬のところはふえていたけれども、その中身まで私たちはそんなに詳しく聞きませんでした。そうすると、80万ほどの報酬が上がっていて、それは職員の報酬が何人もいて上がるという

ふうな話はありませんけれども、その半分が事務局長で上げるというふうな説明がなかったので、ここでみんな、いろんな人たちが、村の人たちが頑張って観光財源をつくっていくと言っているところでこういう話が出てきたので、伺いました。お答えしておきますが、そういうことですので、よろしくをお願いします。

それでは、3番目の質問に入ります。

村長任期満了についてであります。

8月6日をもって任期満了を迎えられますが、任期4年間で振り返り、4年間の検証と2期目への政策をお聞きいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 3点目の村長任期満了について、8月6日をもって任期満了を迎えられるが、任期4年を振り返り、4年間の検証と2期目への政策についてをお答え申し上げたいというふうに思います。

平成26年8月7日、職員に出迎えられて初登庁し、職員・議会に挨拶をし、すぐその足で、砂防事業の陳情で東京の国土交通省のほうへ上京をするなど、慌ただしいスタートをいたしました。

挨拶回りをしながら、緊張の連続から若干雰囲気になれ始め、就任から3カ月が過ぎた平成26年11月22日午後10時8分、今まで経験をしたことのない白馬村の歴史に残る大震災が発生をし、被害家屋241戸、全壊住宅42戸、農地15ヘクタール、上下水道など、甚大な被害でありました。幸いにも犠牲者が出なかったことは不幸中の幸いであります。そして、震災の関係で忘れてはならないことは、全国各地から見舞金、そして、また、義援金、物資の提供、ボランティアなど、大変支援をいただきました。お世話になったわけでありますが、この場を借りて感謝を申し上げるところであります。

私は、被災された方々の避難先の確保や時間的な余裕のない中での仮設住宅の方針の決定、そして、また、建物の倒壊等に伴う瓦れきの撤去、被災の認定等、手続きに必要な住宅の被害の判定、道路、上下水道、農地などの生活基盤や産業基盤の復旧に、昼夜を問わず、全力で対応をしてまいりました。

被災後には、国からは、安倍総理大臣を始め、各政党の代表者、そして、また、阿部長野県知事など、各方面からの視察にも奔走する中から対応をさせていただきました。国・県に、支援のお願いに何度も上京いたしました。

また、自立再建が難しい方を対象に、住みなれた地域に戻ることができるように、公営住宅を18戸建設するなど、おかげさまで被災から3年でほぼ復旧が終了いたしました。

これまでの間、ご支援をいただきました全ての皆様方に感謝を申し上げるところであります。とりわけ、村民の皆さんには大変ご苦勞をいただきましたし、職員にはよく頑張ってくださいました。自分なりに、地域に寄り添う形で復興を最優先に全力で取り組むことができたと感じているとこ

ろであります。

予期せぬ災害の発生により、元気な白馬村を取り戻すことができたかどうかわかりませんが、私としては緊張の連続でありましたが、この災害への対応につきましては、一定の評価はしていただけるものというふうに思っております。

そして、世界水準の山岳リゾート・スキーリゾートを標榜する白馬村にとって、先人の方々のおかげで、また、オリンピックを開催した村として、多くのメディアから大きく取り上げられ、注目されたと思います。

震災もありましたが、振り返ると、白馬村合併60周年記念式典、そして、また、秋篠宮殿下をお迎えし、全国植物園総会の開催、そして、また、サマーグランプリ、トレイルラン、マウンテンバイク、30年ぶりに開催をされた冬季銀嶺国体、世界16カ国から参加をいただいたIVSI世界スキー指導者講習会、ジャパンパラリンピックのアルペン・クロスカントリー大会の開催、そして、また、ワールドカップコンパインド白馬大会、そして、また、平昌冬季オリンピックでの渡部選手の銀メダルの活躍もあり、全国・全世界に白馬ブランドを発信でき、元気な白馬をある面ではPRできたものというふうに感じているところであります。

そして、また、白馬高校の魅力化にも全力で取り組んでまいりました。小谷村・白馬村の両村が支援することで白馬高校が存続をするよう、長野県教育委員会に認めていただき、現在は、公営塾と寮を整備・設置し、210名の生徒が登校をさせていただいているところであります。

また、2期目の政策につきましては、今まで取り組んできている部分もあるわけでありますけれども、新図書館の建設につきましては、検討を進め、図書館検討委員会を中心に進めて、児童館が併設できればというふうに考えており、平成34年度の建設を目指し、ワークショップ、講演会などを開催することにより、村民の意見集約を図るとともに、平成30年度は、図書館の基本構想策定業務を実施してまいりたいというふうに思っております。

また、子育て相談の支援の関係では、妊娠から出産期まで、18歳までの子育てに関する相談や療育等、切れ目のない支援を実現するために、ふれあいセンター内に子育て世代包括支援センターを開設いたします。また、センターには、母子保健コーディネーター、療育コーディネーター、相談員を配置し、専門的な支援と関係機関との連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、子育て家庭に対する支援策として、平日夜間にスマートフォンやタブレットの端末を利用して、医療相談や健康相談が小児科医と直接お話しができる、そういった取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、高齢者対策としては、住みなれた地域で人間らしく生活ができるように地域包括支援センターを構築し、社協とともに連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、優良な農地の確保といたしましては、先ほども答弁で申し上げましたけれども、圃場整備、北城南部の40.8ヘクタールの設計に着手をし、平成31年度工事への着工を目指すことと

し、引き続き、北城の新田地区を調査してまいりたいというふうに思っております。

そして、また、地方創生交付金事業では、世界ナンバーワンリゾートと通年マウンテンリゾートを見据えた観光促進事業と、北アルプスエリア、世界から選ばれる山岳観光地構築事業を展開してまいりたいというふうに思っておりますし、また、先般、新聞にも報道されましたけれども、氷河の調査事業として、唐松沢が氷河である可能性が非常に高いというような状況の中で、立山砂防カルデラ博物館及び新潟大学に調査を依頼いたしますが、本村にとって新たな観光資源になることを期待しているところであります。

また、さらに、北アルプス3市村のDMOの関係につきましても、白馬村、小谷村、大町市と3市村がDMOを推進するというので、今、担当課のほうで進めているわけでございますけれども、これからの観光は、どうしても広域ということが欠かせない、そんな状況の中で、近隣の市町村と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っておりますし、それから、昨年からはじめましたサイクルツーリズム事業として、白馬村の新しいグリーンシーズンの観光コンテンツの創出のために、関係機関と連携を図りながら、自転車環境整備に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、体育施設の事業といたしましても、村営の南部グラウンドを全面改修し、多くの方に利用しやすい施設を目指してまいりたいというふうに思っております。この8月には、全国の女子の学生のソフトボール大会があるわけでありましてけれども、そのこけら落としに間に合うような、そんな取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

それから、地域の公共交通事業として、子供や高齢者などの移動支援や、住民や観光客のために、二次交通を含めた村内の公共交通の再構築について話し合い、アンケートなど、住民ニーズを把握したいと思っております。また、地域公共交通体系等に伴う公共交通計画の策定については、国の支援をいただき、進めてまいりたいというふうに思っております。

また、道の駅の建設につきましても、今回実施した国土交通省の先導的官民連携事業により、地元経済の活性化に向けて、村内事業者と村外事業者との官民連携システムを目指すこととし、まずは、このようなノウハウを持った事業者による連携の可能性について、検討・討議が必要であることが調査結果からわかりましたので、これらを参考にしながら、事業全体の組み立てについて調査・検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

3問目の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含め、あと4分です。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 4年間、ご苦労さまでした。それから、今の2期目にかける思い、いろいろ聞かせていただきました。いろんなことをやりたいというか、手がけておられる図書館のこと、道の駅のこと、いろいろお聞きいたしています。

大変な災害があって、基金というものが本当に減ったと思います。それで、村の借金というか、起債もふえてきています。施策に「健全財政」という言葉がなかったんです。

それで、今、道の駅のお話も、村長おっしゃいましたが、県下のランキングで、41道の駅がある中の29位なんですよね。それがそれだから、もっと新しいものをつくればいいというものなのか、新しい道の駅構想に入る前に、今の道の駅がもう少し人気が出るような、私、駐車場が狭いだけが理由じゃないと思います。その辺の検証もされているのか、その辺のところも伺いたいですし、1期4年間、村政の運営をされてきて、2期目には、やはり村のトップセールスマン、営業本部長です。白馬の。そういう取り組みを最後に伺いたいです。よろしくお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど、基金の関係につきましては、震災で非常に大きなお金を使ったということもありますが、平成28年の基金の残高6億8,000万、そして、29年度、これから詰めるわけでありすけれども、29年度には8億8,000万という、幾らか回復してきたわけでありすけれども、また、30年度には、まだこれからでありますけれども、非常にまた基金を取り崩してというような状況であります。いろいろな基金とも相談をしながら、いろいろやりたいことはあるわけでありすけれども、じゃあ、何でもできるかというよりは、財政とちゃんとしっかりと計画を立てていかなければできないというふうに思っております。

そして、また、今の道の駅構想でありますけれども、先ほど若干述べましたけれども、じゃあ、すぐにそういったものができるかどうかということは、非常にまだ難しい状況であります。図書館の建設等々もありますし、そういった中で、財政状況を勘案しながら、そして、また、そういったものが国からの支援を受けられるのか、しっかりと計画を立てていきたいというふうに思っておりますけれども、道の駅の関係につきましては、先ほど言ったような状況でありますし、今の道の駅は、道路が前と違って3本にもう分かれちゃってきている。長野線、国道、そして、また、オリンピック道路というようなことで、非常にあそこを通る車が少なくなっているというような状況の中で、何とか地域を活性化するためには、大勢の皆さんが集まれるところ、そういった施設がいいのではないかという、そんな思いをしているわけでありすけれども、いずれにいたしましても、今、言われたように、もうちょっとあその今の現状の道の駅を、もっと知恵を出して活性化するようにしろという意見は重々、私も認識をしているところでありますが、いずれにしても、すぐできるわけではありませぬので、そういったことも含めて、公社の道の駅の職員にも頑張ってもらってという、そんな思いは常々しているところであります。

そんなことでよろしいでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** いや、まだ時間はあります。

**村長（下川正剛君）** トップセールスの関係につきましては、最も言われるとおりであります。私も最近、「白馬」というネーミングの中で、この間の大相撲の栃ノ心ではありませぬけれども、グル

ジア、今のジョージアですか、ジョージアの大使に来て、ぜひ白馬村と交流をしていただきたいと、そんな話もございまして、ぜひジョージアへ来てくれと、そんな話もあつたり、いろいろな話があるわけでございますけれども、私も、いろいろな学校の例えば武蔵野中学校、今、第六中学校があるようでありますけれども、その4つの中学校が神城のほうへ来ていただいている、そういったこと、それから、JICEとか、いろんなところで東南アジアのお客様の元締めをしている、そういったところがあるわけでございますけれども、きょうも、この後、そういった子供たちがここに来るようになってきているわけでありまして、そういったところにも、東京へ行くようなときにはそんなところにも顔を出して、まさに……

**議長（北澤禎二郎君）** 村長、時間終わりです。

**村長（下川正剛君）** トップセールスをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第9番太田伸子議員の一般質問を終了といたします。

以上で、日程第1 一般質問を終了といたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月8日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日6月8日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分

平成30年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成30年6月8日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成30年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成30年6月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総務課長	吉田 久夫	健康福祉課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建設課長	酒井 洋
観光課長	横山 秋一	農政課長	太田 洋一
上下水道課長	山岸 茂幸	税務課長	横川 辰彦
住民課長	矢口 俊樹	教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊
生涯学習スポーツ課長	関口 久人	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成30年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。時間も限られておりますので、通告してあります1つ目の質問に入りたいと思います。

1つ目、新・道の駅についてであります。

2月中旬に結果報告があると言われておりました日本経済研究所の「新・道の駅」調査は、3月定例会の時点では3月末に、そしてその後5月中旬、下旬になるなど、次々と先延ばしされてきました。

報告書自体は2月中に届いていたはずと思われませんが、このように情報の開示が遅れた原因と報告内容についてお聞きいたします。

1つ目、前回3月定例会の一般質問で、調査結果は国交省の検収があるため3月下旬との回答でした。国交省の検収が終わらないと開示してはいけないという判断はどなたがされたのかを伺います。

2つ目、この調査結果は誰のものであるのか、誰に所有の権利があるのかを伺いたいと思います。

3つ目、村長は8月に行われる村長選挙への出馬表明をされた際、図書館建設も道の駅も前に進めるとコメントされております。今回の道の駅の調査結果は厳しいものと聞いておりますが、その結果を踏まえてもなお計画を進める方針であるのかを伺います。

以上、よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 伊藤議員から新・道の駅について、3つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、3月定例会の一般質問で、調査結果は国交省の検収があるため3月下旬との回答でした。国交省の検収が終わらないと開示はしてはいけないという判断は誰がされたのかという質問がありますが、3月議会でも説明いたしました。当初契約では、2月末の調査完了を予定をしておりましたが、国土交通省や委託業者と調整をする中で、変更契約をし、3月30日付で委託業者より業務完了報告を受けました。

その後、国土交通省との今回の調査事業の公表に向け、PPP/PFIを検討する他の地方自治体団体等の参考となるよう、支援案件における事業発案に至った経緯や目的、事業採算性、今後の事業の進め方などについての調整を行い、5月29日に国土交通省ホームページに公表されました。現在は村のホームページでもごらんをいただけます。

調査結果は2月中に届いていたはずと思われませんがとのご指摘は、国交省の検収が終わらないと開示をしてはいけないという判断は誰がされたのかという質問に関連すると思いますが、村が事業発注した場合、受注業者との打ち合わせや、途中経過の報告は業務進捗により随時行います。

経過報告は正式な成果物ではありませんので、事務的に受理するわけにはいきませんし、開示については白馬村情報公開条例第6条第1項第5号により担当課が事務的に判断したものです。

詳細については、条例をごらんいただきたいと思いますが、条文の規定については、村と国等との間における調査等において、事務もしくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生じるおそれがあるものについては非公開とすることができるというものであり、今回の件も国との調整が済み次第公開となる案件であるので、いわゆる時限公開に当たるものであります。

また、今回、この調査事業を実施するに当たり、建設候補地を仮に選定する必要があるため、関係する地権者や地元地区につきましては、公表に先立ち報告を済ませております。

2点目の、この調査結果は誰のものか、誰に所有の権利があるのかとの質問ですが、地域経済の活性化のために村民はもちろんですが、村に対してあらゆる方面からご支援や応援をしてくれる全ての人のものであります。また、国の補助事業で先導的な位置づけで事業の実施をしておりますので、今後において、国内で同様な手法を用い、公共施設整備を考えている地方公共団体のためであるとも言えます。

したがって、調査結果の所有権については、事業主である白馬村に帰属されるものであります。

最後に、村長は8月に行われる村長選挙への出馬表明をされた際、図書館建設も道の駅も前に進めるコメントをされており、今回の道の駅の調査結果は厳しいものと聞いているが、その結果を踏まえて、なお計画を進める方針であるのかのご質問ですが、現実的に図書館と道の駅を同時

に進めることは財政的に非常に困難であり、すぐというわけにはいかないことは重々承知しております。

今後は、調査結果を検証することはもちろんであります、道の駅は官民連携手法の調査を実施をしましたので、協力をしていただける民間事業者がいることが前提となります。その後、初めて事業費や財源をどうするかということになりますので、改めてそのようなところから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1点目の道の駅の関係については、以上答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 初日は、本定例会の初日の村長挨拶の中で、道の駅のことが触れられておりませんでした。1,600万もの調査費を税金で出したわけでありますから、村長の口からその結果を村民に知らせてもらうのが筋ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 冒頭の挨拶の中で、そういった発言がなかったというご指摘でありますけども、今道の駅の関係については、一般質問で伊藤議員から質問が出されておりましたので、あえてそこには触れませんでしたので、ご理解を願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そういうふうに一般質問であるからということでありましたら、グランピングアウトドアメーカーの出店の1億5,000万円の補正のことも、同じように同僚議員が質問しておりますので、同様の扱いではないかと私は思っております。

ですので、ぜひともこういった税金を支出しているという場面におきましては、どのような結果になったか、やはり住民の皆さんに知っていただくこと、このことが一番大切ではないかと思っております。

そうしましたら、情報開示の判断、あと所有のあたりから質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどいただいた答弁ですと、2月末ということでしたが、変更契約をしたというような趣旨のご答弁だったかと思いますが、工期があるはずですが、その工期が3月末だったということでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 今のご質問の件ですけども、工事ではありませんので、委託期間が3月まで延びたということの解釈で結構です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 私、5月29日の日に、国交省のホームページに載ったということで、そちらも見てみました。そうしましたところ、国交省のホームページのフロントのページですね、こちらは平成30年2月となっております。それで、そちらから情報開示の請求をいたしまして、

いただいたこの報告書は、平成30年3月になっているんですが、この違いはどうして起こったんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** あくまでも想像の範囲であります。国交省のほうと検収の作業を随時進めていたということは事実であります。

最終的にその国交省と開示に向けた補正の作業を進めており、その補正の作業を終えた成果物については、白馬村のものについては3月という月で報告をいただいているということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうしましたら、国交省の検収ということなんですが、国交省の指示でどのようなことが、内容が変わったんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 国交省からの指示につきましては、先ほどの村長の答弁にもありましており、先導的な官民連携の事業ということで、この今回の道の駅を軸とした調査事業のどういうところが官民連携のところなのかというところが、もう少しわかりやすく、またもう少し広い視野の中で報告書を補正をしてほしいという指示がございましたので、そこら辺を最終的に補正をさせていただいたということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 私、国交省の担当の方にお電話でお聞きしました。内容に関してですけれども、担当の方がおっしゃるには、検収というのはちょっと何かびんどこられなかったみたいなんですけれども、国交省の方が言うには、ホームページに出したときに、読みにくいところがあったら困るので、ちゃんとしたものを出したいということの内容でした。

ですから、開示する、しないというのはあくまでの所有者である白馬村にあると、私どもはその内容に関しては何も申し上げません、関知しておりませんというふうに言われました。ちょっとそこから伺っている内容と違うんですが、その辺はどのようにお考えになりますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** これも想定のことと答弁をさせていただきますが、わかりやすいというのは、先導的としてわかりやすいということで捉えていただいたほうがよいかと思います。

その辺が我々も再三にわたり指示を受けた部分でありますので、これがほかの他の自治体にとっても先導的ということがわかりやすい。その内容に補正をさせていただいたというものでございます。

なお、国の検収という言い方は、誰がされたのかちょっとわかりませんが、我々も補助金を受けている交付団体として、国の検査を受けなければ補助金の交付をいただけないということがありま

すので、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、その補正の作業が終わった後に公開をするということでもありますので、情報公開条例上、時限公開ということでそれが終わったら公開をする予定でございました。

したがって、議員が恐らく電話をかけて質問をされたときには、まだ補正の作業が終わっていませんので、いわゆる時限公開の公開時期に当たるのかどうかというところを判断していただければと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうすると、当然ではありますけれども、調査報告書の内容自体は変わっていないということによろしいですね。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** どこまでが変わっていないのかという趣旨がちょっとわかりませんが、補正をかけているということについては間違いございません。どれがどこの部分をどの時期に指示を受けて書いたのかという部分については、毎回私つぶさにその中身を見ているわけではございませんので、指示を受けたところについては補正を行なっているということでご理解をいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 先ほどのいただいたご答弁で、公開することにより国等との協力関係を著しく害するおそれのあるものという判断をされたのは、当然国交省のほうでなくて、こちらの白馬村のサイドだったということによろしいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 国は国でありますので、この開示をするものに当たって判断をしているのは白馬村、ご質問のとおりでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 工期といいますか、納品が終わった時点で、納品されているものであれば情報開示請求した場合に、もし不都合なところがあれば黒塗りにするという形で出していただくのは当然かと思えます。ですので、これ明らかにこの非開示の理由にならないかと思えますので、今後は注意していただきたいと思っております。

やはりいただいたのが5月29日ということで、かなり遅れてまいりました。でもやはりこういった、これは私にという意味ではなくて、村民に対する情報隠しという形に捉えかねませんので、ぜひ注意していただきたいと思っております。

そうしましたら次ですけれども、内容のほうに移らせていただきたいと思えます。

今回の調査報告書でありますけれども、後半のほうで通常のPFIじゃなく、RFPの方式の採

用をすべきというふうにあったかと思いますが、RFPとはどういうことなのか、ご説明いただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** RFPにつきましては、リクエスト・フォー・プロポーザルということで、PPP、今回の調査はPPP/PFIの手法ということでありますので、その手法の中の一つとして、今回の白馬村が官民連携としてこの事業をするためにはリクエスト・フォー・プロポーザルが一番よいのではないかということでございます。いわゆるPPP/PFIの種類、手法の中の一つということでご理解をいただければと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 具体的にどのようなことがPFIと——PFIといってもちょっと皆さんなじみがないのであれかと思うんですが、PFIの中にいろいろな方式があつて、ちょっと覚えるのは大変ですが、それじゃなくてRFPですか、こちらどのように、何が具体的に違うのか、ご説明いただきたいんですけども。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 今回、このリクエスト・フォー・プロポーザルにつきましては、特に、PFI方式は発注者となる官側の明確な募集条件をもとに、民間事業者等を選定する必要があることから、施設コンセプトの検討段階にある行政側、情報不足の事業者側の双方にとっても負担感が強い点は否めない。

そのため、ここではPPPの手法の一つであり、PFI方式にも親和性のあるRFP（リクエスト・フォー・プロポーザル）方式について、その可能性を整理するということでもあります。

いわゆる事業者と村と事業者となるべき者と白馬村がどういう形で官民連携をするのかという話し合い、いわゆる条件提示だけではなく、お互いにこの部分を補完する、その話し合いのやりとりをしていながら、このPPPの手法の一つを見出すということでご理解をしているところがございます。

これは報告書の中の文章を引用させていただきました。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** この調査報告書を読ませていただいた限り、この新しい道の駅の構想ですけども、事業として成り立つのは厳しいのではないかと、そんなような印象を受けました。

それで、やはりRFPですか、こちらのほうを採用するように村内事業者だけでなく、村民の理解も得なさいというようなことを言ってかと思いますが、これを採用しましたら、大体どのくらい時間がかかるものなのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 期間についても報告書の中にロードマップというところがございます。こちらのほうでというか、発注、受注者側の中で当初の目的、目標、これは総合戦略であり、総合計画の中に記載されている32年の整備という直接的なお話をしておりませんでした。受託側のほうでそれをロードマップとして考えたときに、スケジュール的には無理であろうと。早くても2022年での開業となるというのが報告書で出されておりますので、スケジュール感から申しますと、村長の答弁にもありましたとおり、事業者との先ほど言ったリクエスト・フォー・プロポーザル、これをどういうふうにやっていくのかという考え方の整理というのがございますので、早くても先ほどの報告書のと通りの期間になろうかなというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） この日本経済研究所がこの方式を採用しなさいと言ってきたというのには理由があるかと思うんですね。というのは、課題があるというふうにありました。報告書の109ページでありますけれども、村内事業者が参加するにはハードルが高いということですね、まずこれを解消しなさいと。

で、もう一つが、施設整備だけでなく、事業計画や運営ノウハウの十分な民間活力の反映、多分恐らく私説明を受けたわけではありませんが、この難しい、できないんじゃないかと。

それともう一つなんですが、小規模自治体に特有の人的資源の課題の解消とあるんですが、この辺をどのようにお考えなのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） これも想定のことということで答弁をさせていただきますが、やはりこのPPP/PFIの手法をしていくには、小規模自治体では専門性が高いという部分があるかと思えます。

当然、本来の業務と兼務というような形にもなってくるかもしれませんが、その知見として中規模自治体に行くと、おそらく専門家、いわゆる公共施設管理の専門家というふうになるところがあるかと思いますが、こちら今、小規模自治体の中では村の中にいろんなものを法的に兼務をしておりますので、その辺が人的な不足ということで理解をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 今のご答弁ですと、公共施設の管理とおっしゃいましたが、そうではなくて、こちらはもっと、今現在は担当課が総務課の企画ということでもありますけれども、むしろ産業関係、そういった方たちが中心になってやるべきことではないかというふうなことを、こちら研究所の担当者の方おっしゃっておりました。

やはりちょっとこれやっていくには、かなり専門知識が要すると思うんですね。まず、村のほうでちゃんとした計画を立てなさいと言っていると思います。自治体の精度の高い事業計画を立てると、それで、要するにどんな計画かという、民間事業者が作成する事業提案書のようなものだとやっているんですね。

なので、これとてもハードル高いなど、やはり事業をやっている方でないとなかなかできないようなことを要求してきているわけでありまして。それをやるに当たって村内事業者や村民向けの勉強をなささいというような内容だったかと思えます。

これをやるのに、恐らく、私のちょっと見た感じですと2年ぐらいかかるんじゃないかなというふうに思います。こういった今の庁内体制でこのことができると思われませんか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、伊藤議員からいろんな懸念の質問をされているわけでございますけども、今そういった経済研究所から出てきた、そういった調査のことについて、これからどういうふうに進めていくか、これからいろいろ検討していくということでありまして、じゃあ、これはどうだ、これはどうだと今ここで言われても、すぐにそういった答弁はできないわけでありまして、いろんな課題、問題等々あるわけでありまして、そういったものをどういうふうにして取り除いていくか、そういうことがこれから検討の材料になるということをご理解いただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 今はまだ計画段階といえますか、その前段といえますか、そういう段階でありますので、まず、ちょっと私の感じていることを申し上げますと、これからどういうお客様が求めるかというところなんですけれども、「モノ」から「コト」だというふうに言われています。

きのうの中日新聞なんですけど、観光産業への支援、コト消費の例紹介ということで、金融機関向けセミナーというのを、名古屋市でありますけど、こちらでやったら、地銀や信金などから64人が参加したということでもあります。

主催した財務局の局長は、観光への支援というと旅館の再生やインフラ整備などのハード面に視点が偏りがちだと指摘、体験を求めるコト消費が重視される最近の変化を踏まえ、支援のあり方に知恵を絞るように求めた、このようにあります。

言ってみれば、商品として何を売っていくかという、モノではなくてコトだというふうになっているんですね。この地の利を生かしたアクティビティー、これを商品として出していくべきだというような内容だったかと思えます。

すみません、これちょっと研究所の方とお話ししたときにそのようなニュアンスのことを言っていたら良かったです。白馬の場合、売る商品が少ないと、そういうことで、やっぱりこういったものを中心にしたほうがいいんじゃないですかねというふうなことをおっしゃっていました。

そうすると、この前、交付金の内示があった「『HAKUBA VALLEY』世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業」と、内容がかなり重なるように思うんですが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、内容が重なるということも含めて、いろいろなことを検討していくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

道の駅の関係につきましては、あくまでも道の駅ありきではなくて、道の駅を核としたコミュニティの場所だということも含めたり、それから防災拠点、いろんな部分で並行しながら進めていくということで、第5次総合計画に載せさせていただきました。

いろんなそういったことをクリアをしながら、これから村民の理解もいただいたり、それから、それぞれの方々のご意見を頂戴をしながら、どういった道の駅を核としたコミュニティセンターがいいのか、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、今の個別のあれとこれとどうだという、そういったご指摘はあろうかと思えますけど、そこら辺も含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 今あるところを充実させるということも視野に入れて、検討していただきたいかと思えます。

それでは、2つ目に移らせていただきます。観光振興のための財源検討についてであります。

先日行われました「観光振興のための財源検討委員会」では、「白馬村における観光の現状と課題」、「白馬村における財政の現状と課題」、そして「観光財源の確保策」の3つの資料で、行政からの説明がありました。

この委員会を設置し、観光財源の確保を検討する理由は、新たな観光事業を創出するためというより、むしろ、人口減少等により財源確保が難しくなるためとの印象を私は受けました。

そこで、以下の点について伺いたいと思えます。

1番目、観光振興のための財源を検討しなければいけないとの判断に至ったのは、今後、人口減少、交付税の減少などから、今現在の観光予算の規模を維持できなくなる。その対応のためということでもいいかを伺いたいと思えます。

2つ目、収入が少なくなったときに、あるいはそういった見通しのあるときに、まずやることといえば——普通の家庭でありますけれども、会社とか、出費を減らすことと考えます。行政も全体的な経費、歳出の見直しをすところから始めるべきと思えますが、事業仕分けなど、事業の見直しを積極的に行い、財源確保に努めたのかを伺います。

3番目、前回の委員会で、外国人所有の冬期のみの営業している施設に対して、「不公平感がある」との意見が委員の方から出されました。この意見を踏まえての財源案等を検討しているのか、

伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 観光振興のための財源の検討についてということで、3つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、観光振興のための財源を検討しなければいけないとの判断に至った経緯についてですが、今回の財源検討委員会は、白馬村観光地経営計画で定められた検討事項の一つとして、観光振興のための新規財源の検討を行うものであり、宿泊拠点や山岳域の環境保全、観光地全体の景観整備など、目的に即して柔軟に対応できる新たな財源のあり方について検討するために設置したものであります。

白馬村の文化を守りつつ、より快適に観光客を受け入れ、白馬村を活性化していくため、今後の人口減少、財政状況の変化等も踏まえながら、世界に通用する、魅力ある「山岳国際リゾート白馬」を実現するための観光施策を今後も行なっていく必要があります、このような観点から、今回、検討委員会で財源のあり方について調査・審議をしていただくものであります。

2点目の、事業仕分け等、事業の見直しを積極的に行い、財源確保に努めたかとの質問ですが、昨日の加藤議員の答弁と多少重複する部分もありますが、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、平成30年度の予算編成についてであります、11月に全職員を対象に当初予算編成事務説明会を行なって、今後も厳しい財政経営が続く中での予算編成になるという意識を統一をさせました。

その上で、新規事業及び拡充事業につきましては、村民の視点に立ち、現状を踏襲することなく、全ての事業を検証し、実施の必要性を厳しく見きわめ、その財源の確保に努めるとともに、これまでの慣例にとらわれることなく、新たな観点から総合的な見直しを行い、類似の事業の廃止、縮小など既存事業のスクラップにより、一層の経費の削減を図るとともに、効率的・効果的な業務遂行に取り組むことといたしました。

各課からの予算要求の後、予算査定を3回行い、1次査定では、総務課が予算要求書や添付書類の書類での査定を実施しており、2次査定に入り各課からのヒアリングを行い、3次査定では理事者査定を実施をし、予算要求のあった事業内容を再精査をし、積極的に事業の見直しや取捨選択を行いました。

また、これまで深刻な財政難に陥ったころの平成17年度に策定をした「行政改革大綱集中改革プラン」に基づき、行政改革に取り組んでまいりました。この改革プランには、職員数の削減についても触れており、一定期間をかけて財政難の脱却と効率的な行政推進のために取り組んでおります。

なお、計画期間が終了しても継続して取り組むべき内容であることから、各施策については現在でも同様に扱っております。

その中には、インターネット公売を行い、差し押さえや搜索を強化して税の徴収率の上昇に努めること、未利用財産の売り払い等で自主財源の増加を図ることなど、当然のことではありますが、補助金や交付金、交付税措置のある有利な起債を活用して、財源確保に努めているところであります。

最後に、前回の委員会で、外国人所有の冬期のみ営業している施設に関しまして、「不公平感がある」との意見が委員から出され、この意見を踏まえて、財源案等を検討しているのかについてでありますけれども、検討委員会では、宿泊拠点や山岳域の環境保全、観光地全体の景観整備など、目的に即して柔軟に活用できる新たな財源のあり方について調査・審議をするため設置をいたしました。

委員会の設置目的のとおり、委員から出された意見については、今後において、議論を重ねていく中から、最終的に新たな財源の方向性を示していただくことを期待をしているところであります。

以上、観光振興のための財源の検討についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 財源確保の検討委員会1回目なんですが、私こちらのほうに傍聴に伺ってまいりました。

これ前回の定例会で住民の関心が高いので、ぜひとも参加してもらって絶好の機会だと、村づくりに参加してもらってチャンスではないかというふうに述べまして、今までと同じことをやっているとは違う結果が出ないので、ぜひともケーブルテレビを入れてほしいと、それで皆さんに見ていただくと、どんな意見が出ているかを見ていただくのはよろしいのではないかとというふうに申しました。

それで、その傍聴に行ったときにケーブルの方がいらして、すごく、わあ、さすがに中央官庁から来た人が中心になってやると、情報開示も変わるのかなあなんてすごい期待をした、嬉しく思ったわけではありますが、途中から撮影をやめてしまいまして、やっぱり何も変わらなかったんだと、とてもがっかりいたしました。

昨日の同僚議員の質問で、議事録で対応するというふうに総務課長がおっしゃっていましたが、5月15日の委員会の議事録というのは、ホームページにアップされていますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 5月15日の委員会の議事録ですけれども、現時点ではまだアップされていないというふうに認識しております。議事録についてですけれども、現状総務課のほうで作成中ということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 遅らせたり、ホームページに出したり出さなかったり、こういった行政サ

イドの思惑で、先ほどの報告書もそうですけれども、行政サイドの思惑で運用されている、そういった感じがやっぱり否めないわけであります。

こういうことで、やっぱり住民との良好な関係を保ちたいというのは、ちょっと違うんじゃないかなって私、そういう気がいたします。ぜひとも、テレビで映さない、議事録を見なさいというのであれば、翌日に出せるぐらいな、そういった気概を持ってやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほど聞きました財源確保の理由でありますけれども、なぜ財源を確保しなければいけないかっていう理由が、本当に皆さんに伝わっていなかったと私は思います。

それで傍聴に行きまして、傍聴の中で資料を見て、あっこういうことだったんだ、交付税も減るし、人口も減るし、だから今までどおりのことができないんじゃないかなということ、だから、財源が必要になるんだなというふうに私は感じました。

新しい財源が確保できたときに、最優先事業はというのを昨日の同僚議員の質問があったんですが、最優先に検討しているものはない、検討委員会で検討する。これおかしくないですか。あの委員会は財源をどう確保するかの委員会であります。

どんな事業を最優先するかを決める委員会ではないと思います、私。優先順位を決める委員会なんですか、あれ、そういう学識経験者がいらっしゃるんですか、お答え願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** すみません、まず、お答えする前に、先ほどの議事録のことについてですけども、議事録については、終了後、速やかに総務課のほうで作成するよう既に作業は当然しております。

ただ、その中で、当然、まず起こすのに当然時間がかかるということもありますけれども、我々録音はしておりますけれども、その中で委員さんの各発言の中で、どうしても聞き取れないところ、そういったところもございます。そのような点に関しましては、各委員さんに発言について確認するという作業も必要でございまして、その作業に今時間をどうしても要してしまっているということもございまして。

もちろんなるべく早目に公開できるよう努めてまいりますけれども、そういったところで一定程度時間がかかるということをご理解をいただければというふうに思います。

それからその次の、先ほどご質問いただきました財源の使い道について優先順位を決めるのはその委員会かというところでもございますけれども、我々事務局のほうでこういったこれからの観光施策、こういったところにこれからの財源というのは使っていくというところの、まずたたき台としての案は資料と出させていただいております。

そのことに関して、その裏づけとしての財源を考えるのが当然今回の検討委員会でありますけども、ただ、財源を考えていく中で、その財源、例えばこういった方法であれば、こういった使い道

について使えるだろうといったところもございますので、当然ながら財源の確保のあり方というのと、その使い道というのは密接にリンクしてくるところかと思えます。

ですので、必ずしもこの使い方で行くということが現時点では当然ながら確定できないですし、それは当然ながらこれまでの観光地経営計画にのっとりやっていくことですが、今後の財源確保の検討委員会の議論の中でこういった財源使えるのだろうか——こういった使い道に使えるのだろうかというところも踏まえて、当然ながら検討していただくということだというふうに理解しております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 今、議事録の作成中ということで、わからないところを委員の皆さんに聞いているというなお話がありました。

私、耳が悪くて、あの中で何言っているか、マイクを使っていたんですが、何を言っているかわからない、私の自己責任と言われればそれまででありますけれども、ですが、やはり専門用語とかわからないんですね、何かをおっしゃる、もごもごっていう感じで、ですから、それであるならば、ケーブルでやっぱり流すべきだと私は思います。

それと、今お答えいただきました最優先にする事業ですね、それを検討していないという点であります。これ何を最優先するかで、財源を確保すべきか否かも変わってくると私は思っております。

というのは、例えば観光局の代表理事がおっしゃっていました、今年からインバウンドの予約サイトを立ち上げるような計画であるとおっしゃっていました。

これによって、手数料が発生いたします。私、宿泊施設をやっておりますけれども、15%という手数料を村外——当然村外ですが、ブッキングドットコムというところなんです、払っております。これ結構なお金になります。

それで、例えばこれを10万単位で払っているわけですが、皆さんも一緒だと思います。例えば、30万円1軒払っているとしたら、今500軒あると言われている中でも350軒が、そのうちの30万円をそちらの予約サイトのほうに予約することで流れていますか、そちらのほうに、白馬村の中にとどまれば大体約1億500万円の収入が見込めるわけがあります。

これは観光客の計画にも入っているものなので、早急に私やるべきことだと思いますが、これをまず最優先するという考えはないでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 我々、村として財源確保をどのようにやっていくかということを今回考えております。観光客の中で、今回そういうふうな予約サイトというふうな話は聞いておりますし、当然そういった情報も入れながらやっていかないといけないというふうには思っておりますけれども、まず、村としてやるべきことというのを肅々と検討していくということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） しかし、観光局には7,150万円、これ村から出ております。それで予約サイトを立ち上げることで、自主財源ができればこれは払わなくてもよくなるのではないのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 観光局への負担金に関しましては、予約サイトの件だけではなくて、今後、観光局の収入がどういったふうに推移していくのかということも踏まえながら、毎回の村の予算のその中で幾ら出していくのかということが決まっていくということかと思えます。

ですので、当然ながら新たな財源の検討を進めていくに当たっては、先ほど申し上げましたように、そういった観光局の負担金ということも参考にしながら議論は進めていきますけれども、ただ、あくまで申し上げておきたいのは、我々としては村としてどういうふうなことが必要なのかという観点で考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 予約サイトを立ち上げたほうがいいのかというのは、私だけの意見だけではなくて、ほかの宿泊事業者の方もおっしゃっていました。

なぜかといいますと、今、村外での国際的な予約サイトですと、ここの旅館とか宿泊業者だけしか予約できないわけなんです。でも、お客様は空港からここまで来る、どうやってらいいのか。

例えばここでスキーレンタルしたい、どこに行けばいいのか、そういったことが、ほかのサイトを見ないとわからないわけなんです。ですけれども、この観光局に一手で引き受ける、ここのこと白馬のことは私ども観光局に全部お任せくださいといったようなサイトを立ち上げると、これでもう一つで終わってしまうわけなんです。

そうすると、お客様にとっても利便性がある、やはりそういうことで観光局に登録していると、こういったメリットがあるなということにはなるし、そこに集まったお金で村の税収に――税収とはならないかもしれませんが、そういう形になる。私は、これはぜひともやっていただくべきだと思っております。これはやはりほかの海外、レヒとかでもやっていると言っていましたので、ぜひ検討していただきたい、これはまずはやっていただきたいと思っております。

それですけれども、事業仕分けとか事業の見直しをやっているかという点でありますけれども、査定をやっているというふうにおっしゃいましたが、これは前、以前の前の一般質問でも言いましたが、その査定がどこでどんな予算が出ていて、どこで却下されているのかというのをインターネットで見られるように我孫子市ではやっております。そういった透明性は、残念ながら白馬村にはありません。

ですので、私が知るところによりますと、兵庫県の加古川市の公開事業評価というんであります

けれども、皆さんにお配りしてありますこちらの資料であります、こちらでは昨年で4年連続公開事業評価をやっております。これは市の職員にも定着しております、非常に前向きだそうです。

それと、市の職員が資料をつくるんですが、この資料の完成度の高さは全国自治体の中でもトップクラスだそうです。評価を踏まえての予算措置、実施内容や方法の見直し等を次年度の事業に反映します。反映状況はホームページで公開しております。ぜひともこちらの加古川市の公開事業評価ですね、こちらのほう見ていただきたい、私の用意したのは抜粋でありますので、当然これだけでは十分ではありません。

1ページの左のほうにありますこういった事業を、1年間、2日かけてやるんですが、1日4事業見直しをするそうです。で、右のほうのアンケート結果なんですが、この評価をするのは市民なんです、質問をするのは有識経験者なんです。それで市民評価員は議論に参加できませんでしたが、いかがでしたかというふうに問3で言っていますが、「この方法でよい」という方が21人、大体58%ですか、参加させたほうがよいという方もいらっしゃいますけれども、大体の方はこれでいいと。

問14で、今後も公開事業評価を実施したほうがよいと思われませんかということに関しては、「実施したほうがよい」という方が89%—90%近くおります。

それで、この委員の方たちにアンケートをとっているんですね。そのアンケートはその裏のページ2ページにありますけれども、かなり高評価を得ております。

赤線で引いてありますところなんですけれども、外部審議委員の進行・質問も適切で、疑問点が多く解明されたように思います。お話の内容もとても共感でき、代弁していただいたと思います。

その下ですけれども、外部審議委員の方々の質問に鋭さを感じました。議論に参加したかったのですが、全く代弁してもらい不満はありません、そのように言っていますね。

右のページですけれども、加古川の取り組みへの姿勢がよくわかりました。大変意義のある討論会でした。それと、その下、初めての参加でしたが、市税の使い道の大切さを考える大切な1日になりました。もっと多くの方が市民評価員に参加してほしいなと思いました。

その一番下ですけれども、市民意識、納税者意識の向上に役立っているものと思います。

それと、その下ですけれども、情報公開になっていると考えます。これは先ほどもお話ししたかと思いますが—あっ、お話ししていないのかな、これ無作為抽出で選んでおります。ですから、全く関心のない方に評価していただくということで、市のやっていることに興味を持っていただけるんですね。それがすごくいいなって私思います。やはり住民との関係を築く上では、関係のない方にきていただく、関心のない方に参加していただく。ですから、無作為抽出を今後はもうぜひやっていただきたいなって思っております。

先ほども申しましたけれども、観光局のこれ事業を評価していただくのは、こういった形で評価

していただくのはどうかになって私思うんですが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまのご質問、観光局内部のこういった事業評価のことかというふうに思っています。

いわゆる観光局もこれまでの全員協議会、それから本会議等々でお話し申し上げているとおり、財政関係はかなり厳しい状況であるわけでございまして、その中で予算編成、いわゆる観光局の予算編成は村への負担金の使う関係がありますので、かなり早く予算編成の作業に入っているわけなんです。そういった喫緊の重要な課題がありますので、常日ごろそういう事業仕分け的なこういった評価的なところは行っているところであります。

ただそれは、外部評価というところまでは行なっていないわけなんですけれども、これについては、いろんな方面の方々から評価的なところをご意見いただいているところでありますので、そういったところは実に重要視して予算編成をしているところであります。そこら辺のところはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 行政のほうでのこちらの評価、いわゆるこの表でいくと事務事業評価という捉え方かと思えます。

これにつきましては、かつて白馬村も外部評価ということで、外部の方がやっていた時期もございました。ただし、そのときには、いろんな各自自治体の判断もありまして、翌年度の予算に反映するパターンというのと、予算の執行自体について評価をするのと2パターン分かれていたということがございました。

現在は、なかなかそれがうまく機能しないということで、総合計画の各施策であったり、総合戦略に上げている施策、これが効果が上がっているのかどうなのかということについて、目標年次に向けてこれがちゃんと事業執行によって、施策の展開になっているかどうかというものを計画審議会の委員の皆様から、これはだから外部評価になりますけれども、毎年評価をいただいているというところに今シフトしているところです。

当然のことながら、29年度の事業につきましても、現在、庁内評価の作業を進めておりまして、今後において、計画審議の皆様から外部評価をいただき、施策がしっかりと進行しているのかという進行管理を行なっていただいているということで、ちょっと名称は違いますが、行政として事務事業に対する検証については、そのような形でとらせていただいております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含め、あと5分です。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** なぜこういう観光局の事業評価をしていただいたらどうかというのは、やっぱり観光局要るのか要らないのかというような議論もあるわけでありまして、それをすっきりさせるためにやったらいかかかなと思っております。

この内訳は、観光局、例えば負担金が全部で7,150万円なんですけど、イベントに1,580万円、今回営業費と云々ということで830万円、パンフレットに810万円、職員費3,900万と、この内訳は金額妥当なのかという判断するのは、やはり税金の恩恵を受けるべき住民が判断すべきことだと思います。役場の職員や外部評価といっても、内容を知らない方がよくわからないのに評価するのはいかかかなと思っておりますので、ぜひとも加古川市研究していただきまして、やっていただければと思います。

機能しないというふうにおっしゃいましたけれども、どのようなふうには機能しないのか、なぜ機能しないのか、その辺も検証していただければと思います。

ちょっと時間がないので、次に移らせていただきます。

ほかの財源の検討でありますけれども、ふるさと納税というようなことも以前出ていたかと思っております。それはちょっと置いといてなんですが、すみません、そのほかにもどんなものがあるのかなっていうのをちょっと私なりに考えてみたんですけども、意見が出たときにですね、そのときにこちらにいただいた資料の中に静岡県熱海市の別荘等所有税というのがありました。

熱海市の場合ですが、人口は3万7,500人、1平方メートル当たり650円の課税をしているわけでありまして。それで、別荘の軒数が9,354、床面積が84万ヘクタール、調定額が5億4,500万円くらい、これ平成27年度のものであります。

大体、白馬村もこれができないかなということで、ちょっと見てみたんですけども、税務課のほうから資料といえますか、軒数で割合——軒数といえますか、面積出していただきまして、白馬村の面積、床面積が6万5,600平方メートルということで、これに650円、1平方メートル当たり掛けますと、4,250万円になるんですね。

そうすると、こういうことをすることによって、村内居住の同業者のある程度不満の解消になる。それと税収も確保できる。それと、ある、ちょっとこれはどのくらいできるかわかりませんが、違法民泊への歯止めもある程度かかるのではないかと、そのように思いますが、これへの検討はいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太郎君）** 熱海市で別荘等所有税というところがあるというのは、我々としても承知しているところなんです。財源に関しては、今後、委員会で検討が進んでいくものということで理解しておりますけども、先日の第1回委員会を見ましても、財源の確保の必要性というところは大方の委員さんはそれに関しては必要だということでしたけれども、一方で、オプションというところはバリエーションをいろいろ考えていかないといけないという意見が多数であったかというふうには思

われます。

といったところから、こういったところに関しても、別荘等所有税というのをそっくりそのまま同じ形でいうところからいかどうかというのは別として、そういったことも含めて幅広く今後検討がなされていくのではないだろうかというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁を含め、あと1分です。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** まず、課税ありきでなくて、先ほど申しましたように予約サイトですね、こちらのほうをつくっていただき、まず自主財源を観光局はつくっていただく。

それと、行政のほうは経費削減、それとふるさと納税の拡充、これをぜひやっていただきたい。その後に課税という形ですね。課税でも先ほど申しましたように、なるべく住民に負担がかからないような別荘等所有税ですか、こちらのほうをまず考えていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第8番篠崎久美子議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 8番篠崎久美子でございます。

村内では田植えも一段落いたしまして、視線を上を上げますと、一層濃さを増した山の緑が鮮やかな季節となりました。残雪と、この緑のコントラストが印象的で、本当に美しい季節だと思っております。早苗の水田にも、残雪も鮮やかな山並みが、その雄姿を映している、その景色を見れるのも、ほんの少しの時間ですが、非常にすばらしい景色だなと私は思っております。

ぜひ多くのお客様にも、真冬や真夏とは違った、この時期の白馬の美しさと、空気のすがすがしさを知っていただくことができれば、通年観光にもつながるかなと思いますし、そんな中、スポーツ祭が750人という大勢の方、村民が集まって開催されました。村民もまた、白馬のこの自然を大いに満喫して、最後まで楽しく、家族あるいは地域それぞれのつながりの中で生きていく村をつくれたらいいなというふうに、私、議員という立場で、さらに思った次第でございます。

さて、本日は通告に従いまして、3つの内容に分けて質問をさせていただきます。

最初に地方創生事業につきまして、次に受動喫煙防止対策につきまして、3番目に、地域おこし協力隊員のあり方について、以上の3つについて質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、最初の質問に入ります。

地方創生事業といたしまして、平成29年度より、「世界No. 1 スノーリゾート」「通年マウンテンリゾート」を見据えた観光促進事業が、国からの交付金など充てながら、これ当初計画5年間でございましたが、今は、実際は3年間という計画のもとで実施をされております。

主に3つの事業があったわけでございますけれども、1番はやはりフリーライドというものの大い、これにつきましては、村から5,000万円の負担金と国からの交付金5,000万円を充てまして、1億という、総額1億円の事業として実施されているところです。

そこで、次のことをお伺いしたいと思います。

まず始めに、1年目を終えまして、この事業の効果と課題をどのように捉えているかをお伺いしたいと思います。

2番目に、この予算の執行につきまして、どのようにチェックしていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

3番目に、事業計画時のKPI、これ言葉が横文字で、よくわからない方もいらっしゃいますし、私たちもよくなれないんですが、事業計画時に提出しております、重要業績評価指標というものがございまして、一応目的とする指標があるわけですが、それに照らしての事業検証について、その方法とスケジュールをお伺いしたいと思います。

最後に、今回6月議会に補正予算として上がってきておりますが、予定されている新たな地方創生事業、これにつきましては、村長のご挨拶の中で、「白馬バレー世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けた、グランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業」ということで名前が出てまいりましたが、その取り組み内容、財源の組み立て、目指す地域への効果などの詳細についてお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 地方創生事業について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の「世界No. 1 スノーリゾート」と「通年マウンテンリゾート」を見据えた観光促進事業の1年目を終えての効果と課題をどう捉えているかとの質問にお答えをいたします。

現在、ウインターシーズンを中心に、国内外からたくさんのお客様が白馬村にお越しをいただいている一方、国外の有名スキーリゾートとの競争も激しくなっているところでもあります。

この苛烈な競争を乗り越え、「世界No. 1 スノーリゾート」として白馬ブランドを確立させるべく、フリーライドワールドツアーの誘致を行いました。

開催期間中、日本人を中心とした予選大会やバックカントリー安全講習会、インストラクターに向けたフリーライドアカデミー講習会が無事行うことができましたが、悪天候による安全管理上の理由から、本大会の白馬での開催は中止となり、次戦の開催地であるカナダでの代替開催となりま

した。

残念ながら、本大会開催はかないませんでした。期間中は世界中から集まったトップアスリートがSNSを通じて白馬の魅力を発信し、取材に訪れた各国メディアも、白馬の上質なパウダースノーと世界トップレベルのスキーフィールド、日本独自の文化を発信をいたしました。

第三者機関の調査によると、大会開催中による広告換算価値は1億5,000万円を超え、期間中の宿泊経済効果も約2,500万円と、白馬村の価値をはるかに高める結果となりました。

来年に向けての課題といたしましては、安全に大会を開催ができる斜面オプションの追加、バックカントリー安全啓発のさらなる充実、フリーライドを安全に楽しめるアカデミープログラムの推奨等が挙げられます。

また、グリーン期のプロモーションにつきましては、主に首都圏を中心とした紙媒体、電子媒体での宣伝、楽天トラベルでの白馬特集を行いました。

昨年の7月、8月は長雨の影響もあり、集客が伸び悩みましたが、広告宣伝効果もあり、9月には真夏の減収大幅を補うほどの集客に恵まれました。

また、楽天トラベルの白馬特集では、予約販売額が昨年同期に比べ、プラス900万円以上という好結果となりました。

マウンテンバイクの実証調査も、岩岳スキー場で実際にコースを造成をしながら行い、完成されたコースは大きな話題を呼び、集客においても目標5,000人に対し6,000人と、予想以上の好結果となりました。このマウンテンバイクの実証調査は、今後の観光施策の方向を示すものと考えております。

2点目の予算執行のチェックについてであります。この「世界No.1スノーリゾート」事業の予算執行については、FWT開催、トレイルラン関連については各実行委員会へ、グリーン期のプロモーションやバックカントリー関連調査等は、観光局への白馬村からの負担金として、実施予算計画に沿って支出をしております。

事業執行中は、担当課である総務課や観光課が事業実施者から事業の進捗状況を聞き取るなど、適正執行を指導し、最終的には交付金の実績報告時において、その使用目的及び内容について正しく支出をされていたかをチェックをしています。結果、昨年6月の補正予算計上時は1億3,650万円でありましたが、実績をチェックし、決算ベースでは1億2,750万円となっております。

3点目の重要業績評価指標の事業検証についてであります。この夏に1年目の事業検証報告の取りまとめが予定をされておりますので、問い合わせ実施を行い、あわせて実施を行います。交付金申請時に設定したKPIの達成状況を含め、1年目の事業の内容検証と、次年度の計画へのフィードバックを行えばというふうに考えております。

また、9月の決算の委員会の中で、議会からの検証をいただく予定としております。

最後に、本定例会に補正予算として計上しております、新たな地方創生推進交付金事業であります、「HAKUBA VALLEY」世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けた、グランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業として、地域未来投資促進法にかかわる特別枠事業につきましては、通常の市町村枠とは異なる採択事業となっております。

地域未来投資促進法は、地域経済を牽引する事業を促進するため、牽引事業の担い手候補として、国が地域未来牽引企業を全国で2,000社程度選定をし、地域ごとに策定した基本計画に沿い、事業展開する企業を支援をするものであります。

内容については、地域未来牽引企業に選定された企業2社が中心となっていく、グリーンシーズンにおけるアクティビティ強化としてのグランピングの施設の導入、あわせて雨天対策や観光のワンストップ窓口や地場製品の付加価値をつけて販売をする、通称「白馬マルシェ」等の施設整備、ワンストップを実現するべく実施をする予約システムなど、システム開発などに対する補助として、初年度のことは1億5,500万円の事業費を計上させていただいております。

今年度については、国庫補助金が7,550万円で、補助残のうちソフト事業分については特別交付税が措置をされ、ハード事業分については村が起債借入れを行い、翌年度から発生する償還分については普通交付税が措置される制度となっております。

本事業は民間会社への補助事業となりますが、近年、国が推し進める観光振興に関して、ここ数年、各省庁からいろいろなメニューが出されてきております。本件も、観光関連事業への交付金が使えるということで、地元の地域未来牽引企業を中心となって策定をした計画であります。

白馬村といたしましても、グリーン期の観光への平準化や消費誘導、既存店舗等を含めた中での商業ラインの形成、雨対策や地場製品の振興、イベント等の開催など多彩なアプローチを持った観光地経営計画にのっとりした事業として、白馬村の観光振興を支えてくれるものになることを大いに期待をするものであります。

1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** ご答弁をいただいたところなのですが、まず最初に、昨年29年度から行なっているほうの観光促進事業について、少しだけお伺いをしたいと思います。

効果と課題というところをいただきましたけれども、こういう課題、特に安全面であるとか、あるいはこの斜面オプションの拡大であるとか、そういったことが出てきておりますけれども、こういったものは当然、この2年目に生かされていくというふうに解釈してよろしいかということをお伺いしたいと思います。

あと、もう一点ですが、予算執行につきましても、村としてもきちんとチェックしているということですが、このチェック後の公表というものがあるのかということをお伺いし、この2点について最初にお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 答弁いたします。

最初のご質問でありますけれども、安全啓発に関することであります。

FWTというか、バックカントリーを使った大会ということで、当初から庁舎内でも非常にかんかんがくがくというか、賛否が分かれるというところがあったのでありますけれども、最終的に村も後援するような形、あと地方創生交付金事業にのった事業とするという中では、やはりバックカントリーへの安全啓発、安全なものであるということを広めることが最低条件ではないかということで、これもう条件づけみたいな形で開始になったというふうに私は認識しております。

ということで、1年目につきましては、地元のガイドさん等への研修会を行なっております。2年目、ことしにつきましては、さらに強化をして、今のまだ予定でありますけれども、できたら本場であるところに、実際のパトロールさんあたりを派遣をして研修を受けるみたいなことを、今、構想としては持っております。そういったことで充実をしていきたいというふうに考えております。

あと、検証後の公表でありますけれども、ちょっと今のところ、そこまでは考えていなかったんですけれども、今こういう皆さん、透明性を求めているわけありますので、何らかの形では公表していくということで考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第8番（篠崎久美子君） 特に、このフリーライドにつきましては、結局カナダ、天候が悪いこともあって、カナダに行って「Freeride in Hakuba」という名前でやっていただいたわけなんですけれども、実際は1億円というお金が入っているわけなんです。

これ、計画では3年間ということなんです、安全性の問題、いろいろな斜面の問題等ともあるわけなんですけれども、いろいろな検証をしながら、この3年間が終わった後については、このフリーライドの大会についてはどのようにしていくというところを、もう考えていかないといけないと思うんですが、そこについてはどのように検討されているのかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 直接、私どもというより、実行委員会体制でありますので、意向としては、ぜひ始めているものである、3年間で終わったら、いかにも、その財源があるときしかできなかった大会という評価になるので、どうしても続けたいという意向は、実行委員会側は持っております。

ただ、それが最大の課題だと思っております。地方創生交付金事業が切れたとき、その後の運営資金、その確保が今、最大の課題ではないかと。これ、ちょっと個人的な意見かもしれませんが、私はそう思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第8番（篠崎久美子君） お伺いしますと、世界に向けての発信力は非常に強いということだそうで

すので、ぜひその辺も含めて、庁舎内でも検討されていくことをお願いしたいと思います。

続きまして、新たな地方創生事業について、少しお伺いしたいと思います。

今、財源の組み立てのほうもお伺いしたところなんですが、全体は1億5,500万というところで、国からは7,500万余りが出てくるということですが、これ、ソフト分とハード分という言葉が出てきましたが、ソフトとハードの割合をお伺いしたいと思います。

また、計画が、村長のご挨拶いただいたところを見ますと、1年目の事業展開に関する予算の提案ということまでいただいております。計画全体は何年間であり、そしてまた、その場合の予算の配分を年度ごと、また、あるいは全体の合計ということがわかればお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** すみません、まず、ソフトとハードの割合であります、初年度1年目1億5,500万のうち、ソフトは4,500万円、ハードは1億1,000万円となっております。

5年間計画という、先駆タイプというもので採択されましたので、5年間計画であります。

あくまで、当初1年目の前段階で出した計画に沿って言いますと、初年度は1億5,500万円、2年目につきましては2億6,500万円、3年目2億4,500万円、4年目1億2,000万円、5年目、同様に1億2,000万円ということになっております。総額で9億程度の大規模な投資という形になっております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 5年間で9億という非常に大きな事業であるということが今わかったわけなんですが、当然KPI、先ほども申し上げました、重要業績評価指標というものが出されているかと思いますが、例えば経済効果というのは非常に難しいところかと思いますが、これ通年の地方創生事業での一環であるということもありますので、地域に仕事をつくり、人を呼び、人の流れを呼び、そこに移住・定住もということまで結局含んでいる交付金を使うということになるわけなんですが、5年間で雇用の確保についての目標というのはどれぐらいになっているのか、具体的にお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** これもKPIの4項目の中の一つにはなっておりまして、トータルで5年間で95名の雇用を生み出すという目標値になっております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** もしそれが本当に実現すればすばらしいことだなと思いますので、期待は高まる場所なんですが。

ところで、この交付金の実際手挙げをして牽引企業として認められた、現在は2社に対して、この交付金の対象ということになっているということですが、実際、事業を推進していく主体、それ

はどこになるのか、それについてお伺いをしたいと思います。実際に施設を建設したり、あるいは運営を担っていくという会社はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 実際に運営を行っていく会社でございますけれども、まず、この交付金事業ですけれども、幾つかの事業に分かれておりまして、グランピングと、それからマルシェ等の複合施設ということでいきますと、先ほど申し上げた地域未来牽引企業2社が中心となって、当然その2社というのが運営にかかわるわけですけれども、そのほかの村内の事業者等も出資した企業、運営企業、運営会社というのが新たにつくられる予定でして、その企業が運営をやっていくという部分も、下の複合施設に関してはあるということで理解しております。

その他観光局等の事業もございますので、観光局が実際に事業を行なっていくという部分も、この事業の中にはあるということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 今お伺いすると、運営の企業を新しくつくるということですが、それは一体いつごろの予定で、また、そのところに実際、村は今回の場合、地方債を起こしてまで補助金、補助裏をつけて当然やっていくということなんですが、村は運営する企業体の中に入って行くのか、その辺についてお伺いしたいと思います。いつごろ立ち上げ、また、村の立ち位置はどうなるのかお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 立ち上げの時期ですけれども、運営の企業に関しては、今年度中の立ち上げというふうに理解をしております。

村の出資に関してですけれども、現時点で出資という形で、村がそこに参画していくということまでは考えてはおりません。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それでは、白馬村は実際どのような部分を担い、かかわっていくのかお伺いしたいと思います。

補正予算を見ますと、村の負担金は4,500万円と出ております。また、国から出されております「地方創生推進交付金における地域未来投資促進法と連携する事業の取り扱いについて」という資料がございますが、それを見ますと、個別事業者への支援のみの事業ではなく、地方公共団体がみずから行う取り組みとあわせて実施され、地域への高い経済波及効果が認められるものであることとございますので、村が果たす役割、村が担う部分というのは、具体的にはどういうところであるのかお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 村がかかわる部分というのは、今回これを予算計上したとき、ちょっとハード面がかなり注目されたわけでありますが、ソフトの事業がかなり盛り込まれている計画でもあります。

今回につきましては、先ほど前の質問にもちょっとありましたけれども、いわゆる観光のワンストップサービスというのは、非常に今、求められているところでありまして、そういったシステムの構築、この2企業が携わっているアクティビティに限らず、村内白馬バレー全てにあるアクティビティを一堂に網羅した中でのワンストップ予約サービスとか、あと食事施設等々のものが1カ所で手配できるようなシステム構築等を今年度行いたいということでもあります。

これについては、観光局や村が携わっていきいたいということで、そういったソフト事業について、村がかかわっていきいたいというふうに予定をしております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それでは、今おっしゃる中で、先ほど副村長のご答弁の中にもありましたが、観光局という言葉がたびたび出てきておりますが、観光局内部での検討は、これについてはなされてきたのでしょうか。

このごろ、第15期の方針について、議会としては説明を受けておりますが、その際には、ちょっとお伺いしていないかなと思います。

また、このソフト事業、観光局がワンストップのサービスなり情報提供をするということと私は解釈しておりますが、それらについては、この各観光事業者の要望、こういうものがあつたらいいというような要望が反映される形となっていくのか。また、それについての、観光局にそこ頼んでいく部分の予算についてはどれぐらいと見ているのかお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 観光局内部の議論というか意思統一につきましては、一応こういう申請時に、観光局にも打診はしております。

ただ、採択を受けて、今回、村の予算を計上して、それが議決ならなければ、正式なものにはならないという認識のもと、一応ゼロ予算で地方創生交付金事業という形で、今回15期の予算に上げさせていただいております。

村の予算が通りましたら、改めて局の予算を補正対応していきたいというふうに考えております。

もちろん、先ほども言いましたとおり、白馬バレー全体をカバーするシステムということでもありますので、それぞれの観光団体の意向等も十分酌みながら構築していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** ごめんなさいね。ゼロ予算で上がっているということですが、観光局、もし議決がされた場合には、観光局にはその部分はお幾らぐらいということをお願いをしていくということなんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** すみません。答弁漏れでした。予定としては3,000万円であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 国では、地域未来投資促進法においては、課税などの特例措置は認めているわけなんですけど、村としては、その部分については何らかの検討がなされているのか、あるいは何らかの方針があるのか、そこについてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** この地域未来投資促進法が国で審議されているときに、内容について内部で検討した折には、この事業は、全く想定はしていなくて、当時ありました、ゲレンデの降雪機導入等にこの法律が活用できないかということを議論した経過があります。ということで、ゲレンデ側にもこういう法律があるよということはお話した経過もあります。

そうした中では、もし対象というか、地方創生交付金事業に申請できるだけが、この特典ではありません。やはり、もともとは投資する資産、償却資産等に減免がある、減免というか、税の軽減措置があるというのが大きな売りでしたので、そういった側面からは、もちろん可能かと。

当然、税務のほうの、税の条例改正等も伴いますけれども、それは全然取り入れていくのは可能だというふうに考えています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それでは、ちょっと今回、村のほうで地方債起こしていくわけなんですけど、これについては、償還については大体何年間ぐらいを想定されているのか。

また、先ほどお伺いしますと、5年間の事業であるということですので、事業が完了するまでの間、結局5年間ということですね。毎年こういう形をとって、村は補助していくという形になるということで、そういう理解でよろしいのか、そこについてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** まず、地方債の返済期間でありますけど、この補助裏に国が地方に対して認めている起債は、一般補助施設等整備事業債という種類のものです。これ、現在でもほかの事業には活用している地方債でありますけど、これは原則3年据え置き、全体で20年償還という起債となっております。

あと、5カ年計画で同様の補助をしていくかというものでありますけど、あくまでまだ計画でありますけれども、ハードについては、ことし、来年、再来年、来年がピークであります。3年間でハード整備は終了いたします。残りは全てソフト事業ということになりますので、それぞれの支援の仕

方は、ソフト、ハードで若干異なりますけれども、原則はハード、ソフトによって、それぞれの積み重ねになるということで考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** そうすると、今年度のところに重なっていくという考え方でよろしいかなというふうに、今、お伺いをしました。

地方債を起こすということは、将来の村民にとっても、当然、そのときの村民益があり、それに応じて応分に負担していくという、いわゆる世代間の不公平の是正、あるいは中立性の観点からというふうに言われておりますが、今回につきましては、国の制度の枠組みとはいいいましても、民間事業への個別支援の部分を非常に多く含むものであると私は思います。

例えば、目指す効果が20年間ということでは地方債を起こすということですが、事業については、もしかしたら途中で終わるとすることも想定されてしまうのかなという、そういう事態になってほしくはないと思いますけれども、目指す効果が長期的に地域に持たされていくことが望ましいわけなんです。自治体として、地方債を起こして、こういう形で支援をしていくということについては、どのようにお考えになっているのか、できれば、ここ村長にお伺いができればと思っております。お願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、20年間もというような、そんな話が質問されているわけでありましてけれども、この制度が国の地方創生交付金というような形の中で、地域未来投資促進法に基づいて国が認めたというようなことであります。

当初、2業者が手を挙げていたわけでありましてけれども、ちょっと難しいんじゃないというふうには思っていたのは事実でありますけれども、国のほうで採択をされたということでもありますので、こういった法律を使いながら、この地域が元気になるような、そういった取り組みを村も後押しをしていければというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 地域で頑張る企業をいずれかの方法で支援するという事は、もちろんよいことであると思っておりますし、決して異論を唱えるものではございません。

しかしながら、国の制度の枠組みとはいえ、自治体は今後縮小してまいります。

その縮小していく、この小さな自治体の中におきまして、決して少なくない地方債の負担など、将来、住民の大切な税金を将来にわたって使っていくということになります。それも、しかも今年度だけではなく、重なっていくということであれば、そこについてはやはり住民に対しても、この制度や事業について丁寧な説明を行なっていただき、村民の理解を進めてもらい、意識の共有を図っていくことを希望したいと思いますし、それが事業の成功に結びついていくのではないかと思います。

また、一言苦言を呈させていただくとしますが、これだけの大型予算をいきなり議案の場所で出してくるという、こういう形になっているわけなんです、もう少し計画の段階で、少しでも議会のほうにもお話をいただいたりとかしながら、お互いによりよい方法を考えながら、地元の企業を応援していくということについて検討ができればよかったですのではないかなと思ひまして、一言最後に苦言を呈させていただきます、次の質問に移りたいと思ひます。

2番目の質問に移ります。

受動喫煙防止対策についてお伺いをいたします。

本年3月に閣議決定されました健康増進法の改正案では、望まない受動喫煙対策のさらなる強化がうたわれておひまして、今国会でも成立の見通しとなっております。

改正の基本的な考え方としましては、「望まない受動喫煙をなくす」「受動喫煙による健康影響が大きい子供や患者等に特に配慮をする」「施設の類型や場所ごとに対策を実施する」、この3つとなっております。

そして、国及び地方公共団体の責務といたしまして、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止のための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めることが掲げられておひます。

受動喫煙は、さまざまな病気のリスクになり得るとおひまされておひますし、また、乳幼児などは受ける影響も大きいとおひまされておひます。

また、年間1万5,000人近く、これは交通事故死亡者数の約4倍だそうですが、受動喫煙を受けなければ、がんなどで死亡せずに済んだと推計されておひまして、医療費の抑制にもつながっていくものではないかと思ひます。

そこで、次についてお伺いをしたいと思ひます。

村内の教育・保育施設や福祉施設、社会体育施設や役場庁舎など多くの人が利用する一般的な公共施設における状況、受動喫煙対策についてお伺いをしたいと思ひます。

改正と書いておひますが、すみません、健康増進法の改正案におきましては、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関などでは禁煙、原則敷地内禁煙がうたわれておひます。

文部科学省が昨年5月に公立幼稚園や小中高校などを対象に行なった調査におきましては、長野県は学校敷地内を全面禁煙にしている割合が全国最低だったそうです。40.1%。これを受けまして県の教育委員会では、児童生徒の受動喫煙防止の観点から、公立の中高、特別支援学校の敷地内の全面禁煙を来年3月までに実施するよう、この5月に各対象校に通知をしたとお伺いをしておひます。

また、行政施設においても、多くの不特定多数の世代を問わない、あるいは状況を問わない方たちが訪れる場所であり、また多くの職員の職場でもあります。ですので、村として、この辺の同様の対策についてのお考えを伺いたいと思ひます。

次に、世界水準の観光地を目指す村として、受動喫煙防止についてはどのように考えていらっし

やるかをお伺いしたいと思います。

2010年にIOC——国際オリンピック委員会とWHO——世界保健機関が、たばこのない五輪を推進することを目指すことで合意してまいりました。2020年に開催される予定の東京オリンピックも、当然その中で行われていくわけです。

白馬村はオリンピックを開催した地でもありますし、世界水準の山岳観光都市を目指している中、国内外から多くのお客様がお見えになっておりますので、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、やはり対策を進めるには、住民への啓発が大事だと思います。この啓発の状況についてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 受動喫煙防止対策について質問をいただいておりますので、答弁を順次させていただきます。

本年3月に閣議決定された健康増進法の一部を改正する法律案では、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、該当する施設等の一定の場所を除いての喫煙が禁止をされ、その施設の管理する者が講じなければならない措置等が定められました。

改正法案の基本的な考え方は、「望まない受動喫煙をなくす」「受動喫煙による健康被害が大きい子供・患者等に特に配慮する」「施設の類型・場所ごとに対策を実施をする」という3つになっております。

これらを受けましてお答えをいたしますが、1点目の村内施設における状況、受動喫煙対策についてお答えをいたしますが、役場庁舎では喫煙専用室以外は禁煙としております。保育園、幼稚園、支援ルーム、小学校、中学校など乳幼児や児童生徒が集まる施設においては、敷地内全面禁煙としております。ふれあいセンターにおいては、屋内全面禁煙としております。また、社会体育施設等につきましては、屋内は全面禁煙としておりますが、屋外に喫煙場所を設けております。

それぞれの対策を施してはいるものの、全ての公共施設が改正法案で公共施設に求める受動喫煙防止対策の水準を満たすには至っていないという状況ですので、順次改善をいたします。

2点目の今回の改正を踏まえた、村としての受動喫煙対策に関する考えについてであります。改正法の全面施行は2020年4月とされていますが、2019年夏ごろには一部が施行され、学校、病院、児童福祉施設等行政機関は敷地内禁煙が義務づけられます。

村では、法律の定めるところにより、受動喫煙防止対策を推進する考えですし、あわせて、改正案のルールに基づきながら、望まない受動喫煙が生じないよう、村民の皆様や事業主・飲食店等への周知、受動喫煙を防止するための措置準備を、関係機関との連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

3点目の世界水準の観光地を目指す村としての受動喫煙防止についてであります。WHO——世界保健機関が調査をした世界の受動喫煙規制状況を見ますと、世界の186カ国中、公衆の集ま

る場8種類全てに屋内禁煙法律があるのは、イギリス、カナダ、ロシア等の55カ国で、6から7種類が23カ国、3から5種類が47カ国、ゼロから2種類が61カ国で、現時点の日本は屋内禁煙義務の法律がなく、最低区分に属しております。

白馬村は観光立村であり、多くの外国人のお客様をお迎えをしている状況にあることを鑑みますと、より受動喫煙防止対策が充実した国からのお客様がお見えになることも考えられますので、世界の観光客をお迎えする村としての受動喫煙のあり方を、観光事業に携わっている皆様とともに検討をしていく必要があるというふうに考えております。

最後に、住民への啓発状況であります。5月31日から30年6月6日までの禁煙週間に合わせ、役場庁舎、ふれあいセンター、ウイング21等へのポスター掲示をし、受動喫煙防止と禁煙の勧めに関する啓発を行っております。

また、平成29年度に特定健診、若年健診、後期高齢者健診を受診された方の喫煙率を見ますと、12.3%で、これは国、県、同規模市町村に比べ低い状況でございます。

喫煙者の方へは、喫煙による健康への影響、受動喫煙が及ぼす影響、禁煙への勧めに関するパンフレットを配布をし、禁煙に向けて啓発を行っておりますが、中でも喫煙率の高い30代・40代の男性、40代の女性に対しては、今後重点的に禁煙指導を進めていく必要があると思います。

また、受動喫煙の害につきましては、多くの方が承知をしていることと思っておりますが、たばこの煙を直接受けることだけにとどまらず、喫煙者の息には、喫煙後の4分間にわたり、発がん物質が基準を超えていたほか、一酸化炭素は30分にわたり検出をされたという報告があり、たばこのにおいがついた服に顔を近づけ、化学物質を吸い込んでしまうなど、煙を直接吸っていないのに受動喫煙を起こす三次喫煙のリスクも注目をされてきておりますので、さまざまな機会を通じまして、こうした受動喫煙による健康影響に関する正しい理解の促進と、より一層の禁煙に向けての啓発活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、2点目の受動喫煙の対策についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 公共施設につきましては、順次改善をしていくというお話でもありますし、世界水準の観光地を目指す村としてのお考えも前向きな考えということでお伺いしております。

そういう中で、ぜひ、例えば役場の庁舎内は敷地内全面禁煙にして、村内のトップモデルになるぐらいの気持ちで、ぜひ改善をしていってもらえたらと思います。

また、お客様が見えるところは、例えば事業者のところが多いんですが、これについては、村としても事業者の皆さんと話す中で、よりよい方向性を見つけていただければと思うんですが、他の市町村なんかを見ますと、自治体としての支援策、例えば事業者向けのステッカーであるとか、「ここは禁煙にしています」、あるいは「分煙しています」というようなステッカーを無料で配布するとか、あるいは条例化をして住民に周知啓発をするということもございます。

これらの策についてどのようにお考えになっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** お答えをさせていただきます。

喫煙につきましては、世界の各国で、喫煙できる場所とできない場所という形で分かれています。

特に、海外にお出かけになった方にお伺いしますと、吸える場所をちゃんと指定をしている。そこを、どうしてもご案内しないと、どこでも街角、人のいないところだったら何とかかなかなというように吸い方ができてしまうようなことがありますので、そういうことがないように、今後、私ども健康福祉課としても、観光その他、連携をしまして、ご案内ができるようなサインの進め方等を含め、考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 松本市などでは、近隣では条例もあります。この条例化については、どのようにお考えになっているか。ぜひ進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** 条例化については、今後さまざまな関係機関の皆さんと相談をさせていただく中で、前向きに検討をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** たばこは嗜好品でもございますし、吸うことで、ご自分の時間を楽しんでいるらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。

ですので、たばこを吸う人も吸わない人も、それぞれにとって好ましい環境の中で、ともに健康を保ちながら、心地よくいられる社会を目指していければと思いますので、ぜひいろいろな部分において前向きに検討していただければと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

地域おこし協力隊員のあり方についてお伺いをしたいと思います。

本村でも、地域おこし協力隊員の、この制度を利用しまして、隊員には村内で活躍をしていただいております。

平成21年度から、この制度は始まっておりますが、本年6月には総務省のほうで、この協力隊員を6年後に8,000人までに拡充したいということを掲げており、今後ますます地域を支える人材として期待は高まるところでございます。

白馬村の場合は、現在10名の隊員が、白馬高校の公営塾の講師、あるいは寮のハウスマスター、サイクルツーリズム、そしてまた新規の採用の方は移住の担当ということで、合計10名の方が仕事に携わっていただいております。

任期については1年間ということですが、話し合いにより最大3年間までということですが、最

最終的には、できれば村内に定住していただくなり、近隣に定住していただくということができればいいというふうに期待しているところなのですが、総務省によれば、この地域おこし協力隊というのは、都市地域から過疎地域などに移住をし、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みとされております。

また、総務省には、協力隊の受け入れに関する手引がございますが、その受け入れ時のチェックリストを見ますと、それも含めて考えていきますと、本来この地域おこし協力隊というのは、受け入れが必要な地域があり、隊員がその地域に定住をしながら対象地域の課題を、活動を通じながら住民とともに最終的に解決の方向に導いていく、これが地域おこし協力隊に求められているものではないかと思われまして、あるいは応募をしてくる方も、そういったことを当然念頭に応募してくることが多いのではないかと思われまして。

そこで、以下についてお伺いをいたしたいと思っております。

現在の白馬村での隊員の募集状況や職務は、この趣旨や地域課題に照らし合わせて妥当であると捉えているかをお伺いしたいと思います。

次に、隊員と地域住民との連携、役場職員との連携をどのように図っているかをお伺いしたいと思います。

この連携は非常に大切だと私は思います。隊員の孤立化を避ける。また、地域とつながることで、より活動しやすくなることと思われまして、この点についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、隊員が任期を終えた先、定住や起業などの相談体制は、実際、白馬村では構築されているのかをお伺いしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊員の活動を知ってもらうべく、活動の報告会であるとか、SNS、要するに発信、SNS発信の場などをつくってはいかがかと思っております。

これらにつきましては、大北地域の中でも行なっている自治体もありますし、せっかく村外から来ていただいて活動していただいているのに、あの人誰、あの人どこの何という、そういうことではなくて、ぜひ地域の人とも活動をしていくということが大事でありますので、この4番目の点については、そういう観点からお伺いをしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 3点目の地域おこし協力隊員のあり方についての質問に対して、答弁をさせていただきます。

1点目の現在の隊員の募集状況や職務は、趣旨や地域課題に照らし合わせて妥当であると捉えているかについてであります。地域おこし協力隊は、地域社会の新たな担い手を外部から確保することにより、地域力の維持、強化を図ることを目的として、平成21年に制度が創設をされました。

白馬村でも、平成27年に白馬村地域おこし協力隊設置要綱を制定をし、平成27年度より隊員を受け入れております。現在9名の隊員を受け入れており、うち8名は白馬高校の支援として、公営塾の講師や寮のハウスマスターを務めていただいております、残りの1名は、サイクルツーリズムの推進を職務としております。

任期の期間を満了した隊員はまだおりませんが、任期途中でおやめになった隊員は3名おり、いずれも転職により村外に転出をしており、定住にはつながっていないものの、それぞれのキャリアの中で、関係人口として白馬にかかわっていただけるものと考えておりますし、そうしていきたいと話をしてもいる方もいるわけであります。

また、今年度当初に新たな隊員も募集をし、1名の採用を決定し、6月5日より総務課に在籍をし、移住・定住や村の情報発信等の業務に当たっていただいております。

地域おこし協力隊には、定められた職務を遂行するミッション型と、集落に根づいて活動するコミュニティ型（フリーミッション型）の2種類がありますが、当村では、これまでミッション型の採用を行っております。

村内には多くの地域課題がある中で、村内の人材で解決することが難しい課題については、都市部の人材を活用するという視点で職務を定めております。

移住をした隊員が円滑に職務に当たるためには、受け入れ体制を整える必要があり、当村では総合計画、総合戦略に定めた目標値である、平成31年度までに10名という目標値の達成に向けて、各課と協議をしながら、引き続き計画的な採用を進めたいと考えております。

2点目の隊員と地域住民との連携、役場職員との連携はどのように図っているかについてですが、地域住民との連携につきましては、採用の段階で、区への加入や消防団への入団などを促すとともに、採用後も地域の行事やイベントへの参加についても促しています。特に、寮のハウスマスターについては、生徒とともに区の活動に積極的に参加をし、地域住民との交流を図っております。

役場職員との連携につきましては、白馬高校の支援を職務とする隊員は、勤務地が公営塾や寮となりますが、定期的に職員とのミーティングを行い、情報共有を図るとともに、抱えている課題について相談に応じております。

特に、移住後間もない隊員については、地域に溶け込み、住民の皆さんとの協働をしていくことは容易ではないため、役場職員が間に入って紹介、調整をするよう心がけております。

3点目の隊員が任期を終えた先について、定住や起業などの相談体制は構築されているかについてですが、任期終了後につきましては、全国的には約6割の隊員が活動を地域に定住をしているものの、任期終了者がいない当村では、任期終了前におやめになった方も含めて、定住には至っておりません。

活動内容を特化していることもあり、定住に結びつきにくい面もありますが、国の財政支援制度

や、本年度より実施をする、ふるさと白馬村を応援する寄附金を活用した起業家支援事業補助金・協働のまちづくり推進補助金や、商工会が実施をしている創業塾・創業補助金の活用も含めて、引き続き各隊員の担当課及び総務課にて、相談に応じてまいりたいというふうを考えております。

最後に、地域おこし協力隊員の活動を知ってもらうべく、活動報告会やSNS発信の場をつくってはとの質問ですが、新たな隊員の紹介や活動中の隊員の報告については、現在、広報はくばに記事を掲載をして周知を図っております。

また、公営塾の活動については、しろうま學舎のホームページ、フェイスブック等で情報を発信をしております。

公営塾以外の職務を担っている隊員の活動についても、村外への情報発信も含めて、今後、ホームページやフェイスブック等の活用について、新たに総務課に配置する地域おこし協力隊員に、その業務を担っていただくことにしております。

活動報告につきましては、他市町村の事例や隊員の意見を参考にしながら、開催を検討してまいりたいというふうを考えております。

以上で、地域おこし協力隊の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁も含め、あと2分です。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** これ、受け入れ側の担当する課なり、職員のほうについては、研修はなされているのか。こういう形で受け入れる。例えば、今、ミッション先行型、フリーミッション型というお話もありました。

ですが、受け入れる側としての、やはりどういうふうにして受け入れていくかというところがないと、孤立してしまうおそれもあるのではないかと思います。

また、地域おこし協力隊員向けについても、他の地域の協力隊員との交流などをして、どういうふうにも悩みがあったときに解決していくかというようなことも必要かと思いますが、この辺の担当職員の研修、また協力隊員との交流、他の地域との交流の機会があるのかということもお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 地域おこし協力隊の募集に関しまして、窓口になりますのは、総務課のほうで行なっております。

まず、先ほど村長の答弁にもありましたように、本村でいくと、どちらかというとミッション型ということで、何の業務を担っていただくのかというところを、予算編成のときであり、都度発生した段階で、こういうところはどうなのかというようなお話を受け、それに基づき、議員も先ほど説明しておられました、内閣府から出されております手引、このような形で事業の、いわゆる財政支援があるという部分と、こういうことで受け入れるという説明のほうはさせていただいていると

いうことであります。

したがいまして、必ず総務課には相談が来、その後でどういうふうにするのかというものを、各課のほうと判断をさせていただいているということでございます。

他地域との地域おこし協力隊の交流につきましては、県のほうが主体になって、いろんな情報をいただいておりますので、そちらに参加をするよう隊員のほうには通知等を流して、できれば参加していただくというようなことで周知を図っているという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間は終了しましたので、第8番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番、田中麻乃議員の一般質問を許します。第2番、田中麻乃議員。

**第2番（田中麻乃君）** 2番、田中麻乃でございます。新緑がすばらしく、風が心地よい季節になってまいりました。個人的にですが、私も子供たちと一緒に休みの際は白馬の山でマウンテンバイクやサイクリングを楽しみ、都会の住宅密集地では絶対できない自宅前のできるバーベキューなど、白馬の環境だからこそできる生活に改めて、すばらしい環境で子育てができていると感じています。本日は、こういった白馬の魅力をもっと高めるために行政に取り組んでいただきたい事項2点について質問をさせていただきます。

まず始めに、多様性のある観光地域づくりについてです。

観光地域づくりの基本理念は、住んでよく、訪れてよいまちづくりだと言われていています。観光資源とは生活資源であり、住民が交流による地域文化の受発信を求め、地域外の人々がその魅力を感じて来訪し、交流するニーズが高まっています。地域の光を示し、それを見るという意味での観光の理解を生活レベルから考え、村全体で共有していくことが必要ではないかと考えます。

白馬村の観光地経営計画の理念においても観光の手段によって地域を活性化し、自分たちの生活の場として次世代を自信を持って引き継ぐことのできる白馬村の実現と、観光の視点で地域の魅力をさらに磨き上げ、高い誇りを持って世界中からの来訪者を迎えることのできる白馬村の実現がうたわれており、観光地域づくりには、この理念につながるものだと考えます。

そこで、以下について伺います。

- 1、白馬村が考える観光地域づくりについて伺います。
- 2、観光地域づくりにおける行政の役割について伺います。
- 3、2020年のオリンピックイヤーに向け、誰にでも優しい観光地として多様な旅行者を受け

入れていくことは非常に重要です。バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進する上での村の考え、村民への周知、取り組みについて伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中麻乃議員から、多様性のある観光地域づくりについて3つの質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の多様性のある観光地域づくりに対してお答えをいたしますが、昨日の津滝議員の答弁と重複をする部分もありますが、ご了承をいただきたいと思います。

村が考える観光地づくりとは、まさに議員が今おっしゃった、住んでよし、訪れてよしが基本理念であると思います。もはや観光地域づくりの定義とも言えるこの言葉、人と人がつながりやすい美しい個性的で生き生きしたまちづくりである、住んでよし、地域の歴史や伝統文化、暮らしを来訪者とともに楽しむ住民主体のプログラムなどの仕組みをいう、訪れてよしであります。

その理念のもと、さらに目指すべき姿、取り組むべき戦略・施策は、白馬村観光地経営計画で示されていると考えております。観光地として発展してきた財産をさらに磨きをかけながら、世界中からの来訪者を迎え入れ、訪れる人それぞれにとって居心地のよさを提供できる観光地づくりに努めます。

先日行われた観光局との定時社員総会におきまして、社員の方から、大自然やアクティビティのPRは十分にされているが、リラックスだったり、ステイにももっと着眼すべきではないかという提言をいただきました。それぞれにとっての居心地のよさにつながるキーワードではないかと感じたところであります。

2点目の、行政の役割についてであります。著名な観光地域づくりの研究者のレポートによると、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりを進めるときの行政の役割は、暮らしを磨き上げ、質の向上を図り、個性的で美しいまちづくりに取り組むこと、暮らしを来訪者と一緒に楽しむ住民の活動を下支えすることとあります。

いささか抽象的でありますので、もう少し具体的に申しますと、白馬村第5次総合計画の観光部門計画として位置づけられた観光地経営計画の策定といった、村全体が進むべき方向を示すことは行政の役割かと存じます。

この計画の中では、掲げた施策、事業ごとに中心となる担い手を示していますが、例えば、統計データの取得・蓄積、景観のコントロール、村内一円の案内標識の統一化などが行政が担うべき事業となっております。

また、観光振興にある意味民間主導での活性化が求められていると思いますので、民間事業者の施設投資への後押しを図る地域未来投資促進法に基づき地域経済牽引事業や先日国会を通過をした生産性向上特別措置法案にのっとった中小企業向け投資に係る支援なども重要な役割かと存じます。

最後に、誰にでも優しい観光地、多様な旅行者を受け入れていく重要性に関し、バリアフリー・

ユニバーサルデザイン推進に関する村の考え方等に対するご質問であります。この質問が、議員お尋ねの多様性のある観光地域づくりに直接かかわる項目かと存じます。

文化・言語・国籍の違い、障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいようにサービスや、環境をデザインする考え方を観光面で取り入れたユニバーサルツーリズムの推進は、国を挙げての課題と言えます。

従来、ユニバーサルツーリズムは、コストのかかる施設のバリアフリー化や介護旅行といったイメージが先行し、その取り組みに腰が引けていた感がありますが、今やこのツーリズムの対象は、国土交通省の報告によると、国内人口の3分の1にも達するとされており、ユニバーサルツーリズムに取り組みない観光地や施設は、地域間競争の観点からもリスクと評価されかねないとのことであります。

10年前、商工会主催で、在阪の大手旅行会社とタイアップしてユニバーサルデザインも一部テーマにした連続講演がありましたが、その中で白馬のブランドになるとかイメージアップにつながる、人に優しい観光地と言っていました。

こうした現状にきていることに鑑み、村にしても積極的に取り組んでいかなければならないと強く思うところであります。

白馬村の取り組みといたしましては、信州大学との連携事業、産学連携による観光産業の中核人材育成・強化事業を紹介をさせていただきます。

長野県の山岳環境は、世界級の魅力を有する観光資源であります。身体的ハンディ等を持つ来訪者や家族への対応はまだまだ発展途上であり、観光振興において大きな機会損失となっているとの認識のもと、この事業では、宿泊・飲食・観光業者等を対象に、誰もが楽しめる山岳観光のコーディネートを担うユニバーサル・コンシェルジュ、すなわちユニバーサルツーリズムの推進人材を育成するものであります。

白馬村をフィールドとして、基本を学び、演習や実践を通じて理解を深めるこの企画に、村も観光局も協力をし、成果を上げ、村内における意識醸成につなげてまいりたいというふうに思います。

高齢者や身体的ハンディの話が中心になりましたが、多様性への対応としては、特にインバウンドの多い地域では、文化・食生活・宗教なども重要な要素でありますし、LGBTと言われる性的少数派への対応も今後、配慮が必要となると聞いており、いずれにしても、地域として多様性を受け入れる広い心を持ちたいと考えているところであります。

1点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 答弁にもありましたように、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりを進めるときの行政の役割というのは、個性的で美しいまちづくりに取り組むことであつたり、暮らしを来訪者と一緒に楽しむ住民の活動を下支えすることと先ほど答弁にもありました。

そのためには、特に観光地である白馬に住んでよかったと住民が思うことだと思っております。というのは、観光資源が村民生活に生きることも大事だと思っております。特に隣の小谷村では来シーズンから小学生とその保護者のリフト券を無料にする予定ということをお伺いしております。

前回は一般質問で申し上げましたが、白馬はスキーができるとてもよい環境にあるのに、保護者のリフト券が高くて子供と一緒に気軽にスキーが行けない環境にあり、村民のスキー離れをますます加速させていると感じています。

冒頭でも申し上げましたが、観光の理解を生活レベルから考え、村全体で共有していくことが大事だと述べたのは、お客様もちろん大事ですが、お客様を向かい入れる村民が観光資源に魅力を感じなければ、お客様にも伝わらないと思います。

実際、白馬に長年住んでいても住民票を移さない方も多くいらっしゃいます。白馬村民になることにもっと魅力を持ってもらうように行政には取り組んでいただきたいと思ひますし、白馬村民一人一人が観光地としての白馬を誇りに思えば、それがお客様に伝わり、観光地としての魅力も増してくるんじゃないかと思っております。

こういったことが観光地域づくりになるのではないかと思うのですが、そういった点については、取り組みに関してはどういうふうにお考えなのかお伺いさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 全く田中議員の言われるとおりであります。

そんな中で今、小谷村の例が紹介をされましたけど、この件については以前に田中議員からも、私もこの話は伺っているわけであります。本当に日本の国内の人口が、スキー人口が減っているという中で、地元でもっとスキーをできるような環境をつくるようにするためにも、そういったことも必要かというふうには思っておりますが、またそんなことも検討をさせていただきたいというふうには思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ぜひとも観光地域づくりにおいては、観光客とそれプラス住民がウインウィンになるような環境をぜひつくっていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ユニバーサルツーリズムに関してですが、先ほど答弁でもありましたように、性別・年齢・国籍・障がいの有無に関係ない皆が使いやすいサービスのものあり方というユニバーサルデザインというものを観光面で取り上げたものです。

まずは、村のユニバーサルデザインやツーリズムを実現するためには、心のバリアフリーが大事だと思っております。心のバリアフリーとは、自分とは異なる特性、考え方、または行動をとる人がいることをそれぞれが理解した上で、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合うことだと思ひますが、その点について、村民への普及であったり、村の考えについてお伺いさせ

ていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど、信州大学との連携のお話をさせていただきました。そういった中で、体の不自由な方が、この白馬の例えばゴンドラで山の上へ登って、この大自然を味わえる、こういった取り組みは非常に私も重要だというふうに考えているわけですが、信州大学と共同をしながらゴンドラで上へ身体障がい者が上がれるような、そんな取り組みをしていきたい。

そういった中で、ゴンドラの乗るドアの面積がかつかつ対応できるというような、そんなお話も聞いているわけでありますので、そんなことも含めて信州大学の力をお借りをしながら、そういったことも一つの観光の一翼になればというふうに考えておりますし、前回、白馬村で酒米の田植えをいたしました。

そのときに女性の方が振る舞い服着て、田んぼの中にそのまま入って、そして田植えをしたといった報道がありましたけども、全くそういった取り組みも村としては本当に大事ではないかというふうに思っておりますし、特に白馬村はパラリンピックの関係でアルペンの大会、そしてまた、クロスカントリー大会と身体障がい者の大会を開催をしているわけでありますけども、他の市町村と比べて、そういった意味でも身体障がい者に対してのこの認知度は高いというふうに思っておりますので、さらに村全体でそんな取り組みをしながら観光の振興につなげていってほしいというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 心のバリアフリーというのは、観光業者だけではなく、村全体の村民全てが心のバリアを取っ払った中で、それをいろんな面に生かしていくということが大事だと思うんです。

今、村長の答弁にもありましたように、信州大学の人材育成というのはとても素晴らしいことだと思っております。その具体的な内容等、そういった活動をどうやって村民に生かしていくのかという点についてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 心のバリアフリー、いわゆる、恐らく私がイメージするのは、普通の人が偏見とかを持っているような、昔なら偏見を持っているような方々、そういった方々も温かく受け入れるというのが心のバリアフリーというか、誰をも受け入れる観光地づくりだというふうには考えております。

今ご質問の信大の人材育成事業でありますけれども、これについて一応研究のフィールドを白馬村をメインにして研究、実証をしていただけるということでもあります。対象者は観光団体の人間であつたり宿泊事業者、飲食業の方々、そういった特に先制のお話ですと、若手、次世代を担う方々を育成したいということなので、若い方々の受講を希望をしているということでもあります。

誰もが楽しめる山岳観光アクティビティの推進や、地域での移動・宿泊等々のコーディネートができるユニバーサルツアーコンシェルジュというものを育成したいということが内容になっております。事業自体は7月・8月で受講者を募集して、9月から2月末までの予定となっております。

これについて住民周知ですが、対象者と考えられているそういう業種の方々にお知らせをして、ぜひ、村内の受講者がふえたほうが、そういった後々のユニバーサルツーリズム推進には役立つと思いますので、そうしたことをやっていきたいというふうに考えています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** しつこいようですが、心のバリアフリーというのは、先ほどおっしゃったように、差別や偏見、理解の不足、誤解、こういったものが生活を実現するときに大きな障壁となってきます。そういった、観光に限らず、日常生活の中に存在するこれら大きなバリアをなくしていくことが、心のバリアフリーだと思っています。

そういったところで、村民の皆さんにぜひ積極的に参加していただくよう種々お願いしたいなと思っております。

そういったところで、先ほど答弁の最後のほうにもありましたように、ただいまおっしゃっていただいたのは、身体障がい者であったり、体が不自由な方々をメインにされているのかと思うんですが、そうではない性的マイノリティの方というところで、村民の皆さんにはわからない方もいらっしゃると思うので、LGBTというのは何なのかといいますと、レズビアンの方、ゲイの方、バイセクシャルの方、トランスジェンダー・トランスセクシャルの方の頭文字をとった総称となっております。

なかなか耳なれない方もいらっしゃるかと思うんですけれども、最近ですけれども、LGBT層というのは、世界でもその方を対象とした旅行ビジネスの可能性がすごく注目を集めています。彼らというのは可処分所得が高く、購買欲も旺盛だと言われておりまして、旅行市場規模というのは世界全体で2,000億ドルと推計されています。

実際、白馬で生活しておりますけれども、そういった方もいらっしゃいますし、特に私の世代におきましては、沖縄ダットというところもありまして、今の白馬村と同様にハーフの子も多かったですし、実際自分がLGBTであるということをカミングアウトする方もいらっしゃいました。

そういった中で何が白馬村で重要なのかと言いますと、これは国際ゲイアンドレズビアン商工会議所の方がおっしゃっていることなんですけれども、LGBT旅行者の93%が安全性を、次いで91%がLGBTフレンドリーを非常に重要な要因として上げていると言っています。

LGBTに歓迎的でない国や都市は選択肢にすら上がらない可能性があるということを述べているんですが、こんなにたくさんインバウンドの方々がいらっしゃっていて、世界水準の観光地を目指している白馬村なので、こういった方々を積極的に受け入れる発信をしていくということにおいてのお考えについてお伺いさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 私もこのLGBTという言葉は、恥ずかしながら最近まで知りませんでした。ただ、先日、信大との連携の協議会の中で先生と立ち話した中で、ユニバーサルツーリズムの中にもLGBTという要素がこれからどんどん広めなきゃいけないんだよという話を伺いました。

それで私もちょっと調べたんですけども、議員と違って私は余り身の回りにLGBTの存在を意識したことがなく育ったほうなんですけれども、今やLGBTは左利きの人数と同じぐらいいると。人口の8%がそういった方々だということを見て、正直非常に驚きました、そんなにいるとは思わなかったのです。

もちろんそういうことは大変なマーケットでもあるということでありまして、議員さんおっしゃったとおり、非常に、言い方はよくないですけど、結構自由がきいたり、経済的にも結構余裕のある方が多いというお話も、その調べた中には載っていました。そういった意味では、これは無視できる層ではないなというふうには考えております。

ただ、まず、きっと、そういった人を普通に見れる感覚、そういったものを村民の中に植えつけなければ、なかなか受け入れというのは難しいんだろうなというのは思っています。

この件に対して観光局の事務局長とも話したことがあるんですけども、やはり観光局長のほうが全然知識が深くて、今やこういうことをやっているところが先進的なインバウンドの受入地となっているということのようであります。

レインボーツーリズムというそうでもありますけれども、そういった白馬村も考えなきゃいけない時期に来ているねという話は共通して持ったところでありますので、ただ、具体的にどうやって進めるか、これから考えてはいきたいと思うんですけども、重要な課題、要素であるということは認識しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第2番（田中麻乃君） やはり、観光地の先進地であります那覇市であったり京都であったり、そういったところは先進的に取り組んでいて、そういった方々、LGBTの方々というのは、日本にも魅力を感じて来ていただける方もすごく多いんです。

なので、インバウンドの先進地である特に長野県であれば白馬というところで、ぜひともLGBTフレンドリーを積極的に推進していただいて、村民の周知というのも積極的にやっていただきたいと思っています。

基本的にはユニバーサルデザインの視点からしっかり考えていただいて、それが観光の面だけではなく、村民の周知になれば、子供たちの差別とかそういったところもなくなっていくと思うんです。

横山課長がおっしゃったように、そういう方々が周りにいないと、そういうものというのは差別を生む温床という言い方は変ですけども、きっかけになってきてしまいます。

ただ、多様性のある白馬だからこそ、障がいのある方だったり、いろんな性がある中で育った子供たちというのは、きっとグローバル社会に出ても柔軟に対応していけると思うので、ぜひとも観光地である白馬だからこそお願いしたいというところを思っております。

では、続きまして次の質問に移らせていただきます。

少子化に対応した子供にとって望ましい教育環境のあり方についてです。

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、税収の減少や社会保障関係費の増大などによる厳しい財政状況が懸念される中、将来を担う子供たちのため、学校の長期的な維持充実のためのあり方について今から考える必要があります。

子供たちに多様性ある集団の中での学びを保障するには、小学校では少なくとも1つの学年に複数の学級があること、教科担任制の中学校では全ての教科で教科担任が複数そろえられるよう、小学校よりもさらに大きな集団であることを将来にわたって基本としていくことが望ましいとされています。

地域の特色を生かし、たくさんの地域の人々が子供たちにかかわることで、子供たちは多様性を育み、郷土への愛着を深めていきます。学校は、子供たちが学校外の人々とのかかわりを強め、新たな多様な人々と触れ合い、学べる場になることも大切です。教育的な視点、地域性や財政面といったさまざまな観点から、これからの教育環境について検討すべきだと考えます。

そこで、以下について伺います。

1、白馬中学、白馬北小・南小、それぞれ校舎の老朽化が進んでいます。厳しい財政状況の中で、学校施設の維持管理等にかかわるトータルポストの削減について、児童減少による運営経費の試算について、財政的な学校運営について、今後のお考えを伺います。

2、信州型コミュニティスクールの現状と今後の推進について伺います。

3、長野県が全国に先駆けて自然保育の普及に取り組んでいます。豊かな自然環境のある白馬村は既に自然保育に取り組んではいませんが、信州やまほいく認定制度の活用をはいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 少子化に対応した子供にとって望ましい教育環境のあり方についてを答弁をさせていただきますが、まず、1点目の小中学校の運営に関する質問のうち、維持管理にかかわるトータルコストの削減につきましては、特に昭和40年代後半に建設をされました白馬南小学校の南校舎、北小学校の北校舎は、改修または建てかえの時期が迫っているものと認識をしております。

このことから村では、本年度、村内小中学校各教室等の経年劣化の状況を調査する老朽化調査業務を委託し、その報告書に基づいて、個別施設計画、いわゆる学校施設長寿命化計画を策定する予

定であります。

なお、両小学校におきましては、統合に関する議論は避けて通れない課題ではありますが、今回策定する計画では、現状の学校規模や機能を維持することとし、当面の計画と、その後の検討時期を具体的に示したものとして策定することといたします。

この計画によって、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と、財政負担の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保してまいりたいと考えております。

次に、児童減少による運営経費の試算であります。教育委員会によりますと、統計法に基づく一般統計調査として、教育課が毎年実施しています地方教育費調査によると、平成28年度における債務償還費を除いた学校教育費は、小学校では9,500万円余り、中学校では5,070万円余り、一方、10年前の18年では、小学校では8,080万円余り、中学校では4,430万円余りで、いずれも増加をしております。

また、この間の児童生徒数は、小学校では580人から452人に、中学校では297人から226人に、小中学校合わせると199人減少いたしました。児童生徒数が減少する一方で、教育費は増加しているわけですが、その主な要因は、村費講師の増員によります人件費の増額であり、その他の消費的支出であります教育活動費や管理費などについてはほぼ横ばいであります。

また、資本的支出であります設備備品費や図書購入費につきましても横ばいで、このことから考えますと、今後、児童生徒の減少が続きましても、教育環境の充実が図られていることから、消費的支出の削減は見込まれず、一方で、施設改修に伴う改修費や建設費が新たに発生をしてくるものと考えております。

最後に、財政的な学校運営についてであります。これまでの答弁を総括した形で申し上げますと、非常に多額な財政負担を伴います。校舎の大規模改修、または建てかえについては、できるだけ先延ばしをし、現有施設を長期間使用するための小規模な改修を行うことにより、施設整備に係るトータルコストを抑制すべきであると考えております。

また、改修に当たりましては、老朽化対策だけではなく、トイレの快適化、防災対策や環境負荷の低減等にも配慮することが重要であると考えています。そのためには、老朽化の状況を早い段階で把握をし、施設環境の再生整備等による長寿命化対策を講じることにより、改修費用の抑制や、中長期的なコストの縮減、財政負担の平準化を図るとともに、学校施設の機能を確保してまいりたいというふうに考えております。

2点目の信州型コミュニティスクールの現状と今後の推進についてであります。白馬村を始めとしたこの中信地区では、学校運営委員会の設置率が100%であることから、中信地区において全ての公立小中学校でコミュニティスクールの制度が導入をされております。

村内の小中学校においては、先行して制度を導入をした中学校に続き、昨年度は両小学校に信州型コミュニティスクールの制度を導入をし、2年目を迎えました。既にボランティア活動等によっ

て地域住民の皆様には、日常的に学校へおいでになり、子供たちを支援していただき、運営委員会では子供の教育や学校運営について話し合うなど、学校と地域が、こんな子供を育てたいという願いを共有をしながら、一体となって白馬の子供を育てる体系が構築されております。

昨年度の各校における実績を見ますと、ボランティア登録者数が3校合わせて100名強、それぞれのコミュニティスクールを通じた活動は、南小55回、北小72回、中学校47回と、年間登校日数が約200日程度であることからすると、大変活発な活動をしていただいているものと感じております。

先だっでの中学校運営委員会の折にも、委員の方々から、信州型コミュニティスクールは、ボランティア活動の押しつけではなく、子供たちを地域で育てていくことはもちろんのこと、どうやったら地域の力で多忙をきわめる先生たちも助けることができるかといった意見があったと聞き及んでおります。

全国的に教職員の働き方改革が進んでおりますが、行政の力にも限界がある中で、地域の皆さんから、このような温かいご意見を頂戴できますことは、村長として、白馬という地域を大変誇りに思う一方で、信州型コミュニティスクールの導入が学校にとってどれだけでなく、行政、地域にとっても大変有意義なものであったと確信することができたところであります。

今後の信州型コミュニティスクールの方向性に関しましては、国の方向性として、平成30年度より、国規準のコミュニティスクール設置が、任意から努力義務に引き上げられ、平成35年度にはさらにこの基準の見直しが予定をされており、国規準のコミュニティスクール制度が義務化される可能性もあると聞いております。

国規準のコミュニティスクールは、議員ご承知のとおり既に白馬高校に導入をされており、信州型コミュニティスクールに比べて、より厳格な基準で運営協議会を設置をし、学校の運営を図っていく必要があります。

教育課からは、既に市内の小中学校に国規準のコミュニティスクール制度を導入している塩尻市の状況を見ると、行政として学校運営をどのように考え、その考えと学校を橋渡す常駐のコーディネーターが各校に必要不可欠であるとの報告を受けております。

現在、順調に軌道に乗っている各校の信州型コミュニティスクール制度が、今後、国規準のコミュニティスクールへの移行が義務化された場合でも、学校を始め、地域やボランティア登録をいただいている方とともに、スムーズな移行ができますよう、今から準備を進めるよう教育課には指示をしたところであります。

最後に、信州やまほいく認定制度の活用についてであります。信州やまほいく認定制度には、平成30年5月現在、27市町村152園が認定をされており、大北管内では、大町市1園、池田町2園が既に認定を受けております。

本村につきましては、現在のところ、この制度の認定を受けた園はございませんが、議員がおつ

しゃいますとおり、本村の保育園は、以前から身近な自然を生かした園外での活動を行っており、白馬村ならではの自然と触れ合う保育を提供をしているところであります。

一例を申し上げますと、園内活動では、園庭にあります畑での野菜の栽培や収穫、散歩や小遠足では木流し川や近く河川へ出かけ、草木を使った制作を楽しむ、春や秋の遠足では、観音原石仏群やグリーンスポーツ、一夜山まで行くこともございます。

本年4月17日には、長野県、鳥取県、広島県の各知事が発起人となり、自然保育に関心を持つ地方自治体との連携を通じて自然保育の普及と質の向上を目指す、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークが設立をされ、本村はその趣旨に賛同し、ネットワークへの参加を表明をしたところであります。

これを機会に、信州やまほいく認定制度につきましても、6月の1日から本年度の申請受付が始まっておりますので、現在、子育て支援課におきまして申請の手続を進めているところであります。

田中議員の質問に対するの答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** まず、1点目の財政的な学校運営についてに関してなんですが、長野市は2年半ぐらいかけて学校運営について考える検討会が立ち上がって、その中でも運営経費として、大体児童が少なくなった学校と多い学校と、どういう形で運営経費が違うのかというところを試算しているものがあります。

申し上げますと、児童24人、1学級4人で6学級、3学級連級緩和を想定した中で、小学校における児童1人当たりの経費は、児童420人中1学級35人で12学級を想定している小学校における児童1人当たりの経費の約7倍、または生徒12人、1学級4人で3学級、1学級連休緩和を想定の中の中学校における生徒1人当たりの経費は、生徒420人、1学級35人で12学級を想定する中の中学校における生徒1人当たりの経費の約1.3倍というところで、普通に考えてもわかるように、学生が少ないところも固定費はかかってくる。

人数が多ければ多いほど一つの、学校に入っている生徒が多ければ多いほど効率のいい学校運営ができるというところは、長野市でも検討をされているところなんです。

ただいま長寿命化計画のような形で、きちんと学校の施設も対応をしていくというところだったんですが、ことしの予算にも上がっておりましたように、恐らく南小、北小、1,500万円ずつ両方かけて改修されている。それが、言ったら何年もかかっていくわけです。さらにもっと古くなっていくと思います。

すごく連想をしてしまうのが、白馬高校の寮です。あそこも元々人数がふえてきたら買い足して、買い足して、さらにつくってというところで、1億5,000万ぐらいかかっているのかなと思っています。そのぐらいかけるのであれば、新しくつくったほうが、はっきり言って子供たちの環境もよかったですでしょうし、そういった目線で考えていくことはできないのかなというところを思います。

今、学校の統合というのは避けて通れないところだと村長もおっしゃっていたように、大体そういった検討会を立ち上げて、老朽化もそうですし、学校の統合について、もし学校を統合しないのであれば、小規模の学校でどういうふうに教育を運営していくのか、そういったところについてお考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど、この問題については避けて通れないという答弁をさせていただきました。

いずれにいたしましても南小、北小があるわけでありまして、特に南小のほうは非常に生徒が少なくなっている、また、北小もそうでありまして、そういったことを考えると、いずれにしてもすぐというわけにはいきませんが、そういった検討をしていく時期に来ていると、今まではなかなかこの検討まではできなかったわけでありまして、そういったことも含めて長期的に、どうすべきかということは検討していかなければいけないというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ぜひ検討協議会を立ち上げていただきたいと思っています。実際、クラスが1つしかない学校、保護者にとってはアットホームでいいというお考えもありますけれども、やはり人数が多ければできるものも少ないとできなくなってくる。教育面の課題であったりですか、いじめのサイクルから抜けれないといったことも聞きます。

なので、ぜひ、長野市ですら2年半かかっている、検討をした中で、それから校舎をどうしようかという話になっていく、なので、村としての白馬村の学校をどうしていきたいのかというところの検討会は、ぜひすぐに立ち上げていただきたいと思っています。そういったところはいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど答弁をしたとおりであります、そういった、すぐにはできますが、統合という形になるかどうかはともかくとして、そういった委員会等を立ち上げて議論をしていく、そういう場は必要であるというふうに感じておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ぜひとも前向きな検討をお願いいたします。

信州型コミュニティスクールの現状と今後の推進についてですけれども、ボランティアさんの数もすごい登録者数が多いということだったんですけれども、実際、私も子供の学校で配付された1枚のペラだけを見て、ただ、そういったところで自分の力がどういうふうに生きるのかというのをわからないままボランティアの登録もしていないんですけれども、白馬はすごく多様な方々がいっぱいいらっやあって、いろんなところに子供たちが刺激を受ける方々もたくさんいらっやと思う

んです。

そういった中で、もっと地域の方々に知ってもらいたいといいますか、周知していただきたいと思うんですけども、そういったところでの広報といいますか、村民への周知をもっとすることについて何かお考えはありますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** お答えいたします。

ボランティアの数につきましては、先ほど村長の答弁にありましたとおり、小学校ですけれども1年目にしては非常に多く集まっていただきまして、実際ボランティアをしたいんだけど、なかなか参加できる場がないというような声も聞いております。

実際、今どのような形で周知をしているかといいますと、この運営委員会の中にはコーディネーターというのを設けております。コーディネーターというのは、学校がどんなところにボランティアを必要としているか、また、村の中にはどんな能力、あるいは技術、気持ちを持っている人がいるか、こういった方々をうまくマッチングしていくという仕事をしております。

現在は、そのコーディネーターの方が、いわば一本釣りというような形で人を集めていただいている、または活動を聞いた保護者からの聞き伝で集まってくる、そういった形であります。

今、議員から、もっと積極的に広報という点ですけれども、広報はくぼのほうで、ことしはこの信州型コミュニティスクールを何回かにわたって取り上げていこうと思っております。

まず、先月の5月号では、信州型コミュニティスクールってどんなもんだらうという概要を書かせていただきました。今後は、各学校での活動、どんな活動をやっているんだよと、そんなことも周知をしながら、それにあわせて募集のほうも図っていきたいと考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 一番最初の冒頭にも申し上げましたが、子供たちが帰ってきてくれる地域にするためには、子供たちの郷土への愛着を深めていくことがすごく大事なんじゃないかと思っております。その中で、学習指導要領に基づく学校教育をしていて、その中で都会と同じことを白馬村がやっても、恐らく意味がないと思っております。

というのは、私も実際、沖縄で育ちましたけど、都会と全く同じ教育をされていると、その地域に愛着は全くなく、思い出というのは、とりあえず勉強をした記憶しかないというところなんですけれども、こんだけいい自然環境がある中で子供たちを育てていくというのは、その地域にある人たちとかかわった中で、自分たちがこういう地域で育ててもらったというところを子供たちに思ってもらうためにもすごく大事なことだと思っております。

そこで、信州型コミュニティスクールという点での答弁では、国であったり、長野県であったりというところでのお考えを聞かせたいと思うんですけども、白馬村として、白馬村独自に

こういったことをやっていきたいといった村の姿勢がありましたら教えていただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** そもそもこの信州型コミュニティスクールといいますのは、国が狙っておりますコミュニティスクール、これは先ほど答弁でもありましたけども、非常に厳格なものであるということで、もっととつきやすいこの田舎ならではの今まで地域と子供たちのそういったつながり、これを長野県のいいところではないかということで県の教育委員会が始めたものでございます。

実際、学校支援ボランティアの方が、こういった県内の学校支援ボランティアの方が集まる学習会のようなところに参加していただいた意見ですと、割とよその地区ではなかなかうまく回っていないのが、この白馬村では1年目なのにこんなに人が集まって、また、非常に活発にやっていると。

このコミュニティスクールのメリットといいますのは、子供たちのメリット、あと学校のメリット、そのほかに実際にボランティアにかかわってくださる方へのメリット、それぞれのメリットがあります。白馬村独自の考えといいますのが、今まさにその3つ、それぞれのメリットが生かせる、そういったフィールドであったり、人材がいるというところでございます。

こういったところをこれからも村として、例えば学校の先生の仕事が大変だから、みんなで学校へ押しかけていくということではなくて、子供たち、学校、それとボランティアの方々、みんなが幸せになれるような、そんな形のコミュニティスクールにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありますか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 今、とても抽象的な感じで受け取ったんですけども、その具体的な内容といますか、どういったところに白馬村としては信州型コミュニティスクールの力を入れていって、どういうところを伸ばしていきたいのかという点について、もう少し詳しく伺いできればと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** あくまでもこれは一般論にまたなってしまうんですけども、学校が今求めているといいますのは幾つかございます。

まず、学習支援というものがございます。これは、1つの教室の中でティームティーチングみたいな形を本当はとりたいんですけども、そこまでの先生の数がいないと、こういうことで、村でも村費で先生を雇用しまして各学校へ配置しているんですが、それでもまだ足りたいというところで、各教科のそういった補充のボランティアが、学習の支援のボランティアがまず必要ということです。

それともう一つは、キャリア教育というところで、職場体験ですとかスキー教室、あるいは、中

学校ではボランティア活動とかします。そのときの印刷ですとかアドバイザー的なもの、こんなものが必要だと言われております。

それとまた、学校環境部ということで、これまで草刈りですとか冬の雪囲い、こういったものは保護者、地域の方がやっていたんですが、なかなか地域の方も集まらなくなってきたと、また、今、草刈りも全員が機械で草を刈れるような保護者ばかりではないということで、こういったところにも力を貸してほしいというのもございます。

それとまた、安全確保ということで、登下校の見守りですとか挨拶運動、こんなところも力を貸してほしいということを聞いております。

そのほかに各学校の行事ということで、道路清掃ですとかクラブ活動、また、各学校のスキー教室やスキー大会、こんなところにも力を貸してほしいと言われております。

ですから、そういった学校が求めているところに人材を派遣していきたいというふうに考えておりますので、村として、特にこの部分だけをやりたいというのは今のところはない状況です。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと7分です。質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** なぜそういうことを申し上げるのかといいますと、コミュニティスクール、白馬高校でも国際観光課で取り入れておられるかと思うんですが、最近、白馬高校の国際観光課の子から話を聞く機会がありまして、やはり、高校生は大学に行くために受験勉強があって、勉強もしなければならないんですけれども、地域の方々が観光に特化した授業をしてくれたりですとか、体験をさせていただけているということにすごく魅力を感じて、将来的にはそういった職業についていきたいという思いを持っているという話を聞きました。

それって白馬高校の財産といいますか、そういった意識をつけていくというところはとてもいいことだと思ったので、小学校でもそういった自分たちが住んでいる地域が、学校側が求めているところに人材を配置するというだけでなく、子供たちが地域、ここの地域に住んでよかったと思うような形の目標といいますか、目的を持って、こういった信州型コミュニティスクールを利用していただけたらいいんじゃないかなと思って、そういう聞き方をさせていただきました。

ぜひ、ご検討をいただきたいと思います。

最後、3番なんですけれども、信州やまほいく認定制度を活用をしてはいかがかというお話だったんですが、先日、6月1日の読売新聞の記事なんですけれども、2017年度に長野県外から同県内に移住した人は1,427人に達したことがわかったということで、10年で3から4倍にふえたという記事が載っておりました。

子育て世代の田舎暮らし志向が強まる中で、県や市町村などの移住促進策が奏功したと見られるということでした。移住者を年代別で見ますと、子育て世代の20代が30.8%、30代が

24.8%、40代15.0%として、全体の約7割を占めました。

待機児童が少ないことであつたりとか、Iターンが67.1%と多いことで、私もIターン組なんですけれども、自然環境を求めてくる移住者がすごく多いというふうに上げられています。

特に子育て世代の間では、里山などで子供を遊ばせる自然保育が特に注目されているということで、白馬村は以前から自然保育をやっておられるということでしたけれども、それは県外に向けて発信していけば、移住者も目的として来ていただけるようになると思います。

そういった形で、白馬の自然保育をもっとPRしていただきたいと思うんですが、今後そういった具体的なPRですとか、そういったところのお考えをお伺いさせていただけたらと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 答弁でもありましたけれども、白馬の保育園は自然保育ということを中心に心がけておりました。特に、国の保育指針が平成29年3月に改正をされまして、この4月1日から施行されております。

その国の保育指針の改定に伴いまして、しろうま保育園の保育方針も今年度見直させていただきました。既に保育園のホームページのほうではアップさせていただいておりますけれども、保育理念、保育方針、保育目標というのを定めているんですが、その保育方針、3つの方針のうちの1つに、屋外での遊びや散歩を重視し、丈夫な体、感性、表現力、そして、白馬を愛する心を育みますというような一言を入れさせていただいております。

この理念・方針・目標につきましては、保育園の職員会等で全保育士が頭をひねって、国の指針になるべく沿うような形で、こういったことを、自分たちがどんな保育をしていきたいのかと、その思いを込めてつくったものでございます。

実際に保育園の自然保育の活動を先ほど村長答弁でもさせていただきましたけれども、その中にはそれぞれの目的がございまして、例えば運動器官、足腰を強くするですとか、体のバランス感覚を養う、そういった目的、また、感覚器官としまして、視覚・聴覚・臭覚・触覚を使う、そういった直接的な体験ができると、そのほかにも頭の働きをよくするですとか、感性を育てると、実際にただ自然に出ていくだけではなくて、村にはそういったこともあるんだよというような保育をやっているということがございます。

何で今、私がこういった答弁をしたかと言いますと、こういったことをぜひ皆さんに知っていただきたいなと思って答弁をしました。今、田中議員は、そのことを日本に向けて発信してほしいということですので、私も負けずそういうふうに思っています。今そういったことを発信するツールは残念なことに保育園のホームページしかございません。

そのホームページの内容を、実際のそういった自然体験の活動をもっと充実する、あるいは今度申請をいたします信州やまほいく認定制度、これの認定を受ければ、こちらのほうのホームページですとか広報とかにも乗っかってくると思いますので、ぜひそういったツールを使って発信をして

いきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁を含めあと1分です。質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 最後に村長にお伺いいたします。

白馬高校に尽力され、給食センターに尽力され、これから新しい図書館にも力を尽くされるということですが、次の任期、ぜひ教育に力を注いでいただきたいと思うのですが、その点についてお考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど言われるように、子供の教育は本当に大事だと私も思っております。そういうことも含めて、白馬村が元気になるような、そういう村にしたい、その一つとして、子供の教育というのは非常に大事だというふうに思っておりますので、その分も含めて取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間は終了しましたので、第2番、田中麻乃君の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第1番丸山勇太郎議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 1番、丸山勇太郎です。今定例会最後の一般質問者となります。

逐一答弁に立つ村長には大変お疲れのことと思いますので、私の1つ目の質問では村長に一休みしていただきまして、2人の副村長に対して質問させていただきます。

では、始めの質問に入ります。

村づくりと行政課題について。

再出馬表明されている下川村長ですが、1期4年任期最後の定例会という一つの区切りの議会として現在、下川村政を支えている太田副村長と藤本副村長に今後の村づくりと行政のあり方について忌憚のないお考えをお伺いします。

最初は、太田副村長です。

太田副村長は、節目ともいえる行政経験40年を迎えています。40年を総括して白馬村の行政は、今後どうあるべきかを伺います。

次は、藤本副村長にです。

藤本副村長は、就任されて10カ月、客観的立場で見えている白馬村の行政分析と課題を伺いま

す。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 丸山議員の第1項目めの村づくりと行政課題についてというご質問にお答え申し上げます。

本来ですと、というか、一般質問は、村長を始めとする行政機関の長を始めとして、統一してどのような考えを持っているかということを経験して説いて討議するということかというふうに理解しておりましたけども、こういった機会を与えていただいて光栄と思っております。よろしくお願ひします。

質問の趣旨といたしまして、村長が任期満了を迎える最後の定例会という一つの区切りの議会を迎えて、私、副村長の太田と藤本副村長に今後の村づくりと行政のあり方についてのご質問ということでもあります。

最初は私ではありますが、40年を総括して白馬村の行政は今後どうあるべきかというその問いに対してお答え申し上げます。

私は、途中で4カ月ほど民間企業にお世話になりましたけれども、ほぼ40年間を白馬村役場に奉職してきました。昭和53年から40年間、オイルショックやバブル経済の熱狂と崩壊、そして98年のオリンピック、リーマンショックなどといった白馬の最高の時期と最悪の時期を経験してまいりました。

その経験から村づくりに対するこれからの白馬の行政はどうあるべきかということでございますけれども、白馬村は、山とスキーで高度成長期や列島改造、脱サラ移住ブームなどの時流に乗って大きく発展してまいりました。民間設備投資は膨大な額に上りましたけれども、道路や上下水道を主といたしました産業インフラ整備の設備投資は尋常な額ではなく、観光需要に追いつかないときもあったくらいであります。そのピークはオリンピックということでありました。開発も大規模で件数も多く、家屋の建築件数は郡内トップというときもありましたし、旧自治省の人口急増地域にも指定されたことがあります。こういった事情から、これらの大規模なインフラを抱えて行財政的にも確かに負担が大きかったというふうに思っております。

その状況の中で、義務教育施設、児童館や老人福祉センターなどの社会福祉施設、公民館や図書館といった社会教育施設、児童公園や母子保健センター・健診センターといった保健衛生児童関係の施設の充実には配慮できないで来た感があります。とはいっても、役場職員が努力してこなかったというわけではありません。産業振興も大切ですが、ほかの市町村には普通にある施設と設備とサービスの充実がこれからの白馬には大切であると考えております。要は、財政制度が大きく影響しておりますが、そのところのバランスの問題かというふうに思っております。自治体のいわゆる最適、最大最適ということかと思ひます。

そして次は、何といたっても観光のことです。きょうはまあ曇っておりますけれども、今この季節、

白馬村が最も輝いている季節、そして秋と。これらの時期に白馬村を訪れることができるお客様の心をしっかりとつかんで、白馬に滞在する価値のある村にすることが大切かと思えます。

そのために、遠景はもちろん世界一すばらしいと思っておりますが、近景の修復が必要でありまして、家屋や構築物の景観、荒廃農地の解消、廃屋対策、道路脇の草刈りなどの景観関連諸行政はとても大切かと思えます。それと、フラッグシップを取れるそのホテルや地域連携としての強力なプロモーション、さらにその地域の性格を位置づける、文化・芸術・民俗・食・農畜産物も重要な要素になってきておりまして、かえって、こういった要素がこれからは必要になってくるというふうに思っております。これらは、観光地経営計画にも書かれていることでありますけれども、より消費されるお客様を多く呼び込むことかというふうに思っております。

極端な行財政のスリム化は、小さな自治体では可能でありますけれども、白馬村のような多様で複雑な構造を持った自治体においては、それは少し難しいものかというふうに思っております。向上一歩的継続的な新しい行政財政の枠組みが必要かというふうに思っております。オールシーズンお客様がいてにぎわって、雇用が創出され、産業間での所得の偏在が解消され、コミュニティーが形成されやすい社会になっていくことかというふうに確信しております。

さらに、役場職員は地域に関心を持ち、仕事以外の知識にも関心を持ち、積極的に他業種交流をして自己啓発に務め、地域で活動するとともに地域や村の牽引役となり、オピニオンリーダーとしても成長して活躍していただきたいと思っております。日中の常住人口、昼間人口が非常に多い白馬村で、行政需要が大きいので住民サービスに尽くすのは当然とはいえ、大変なことでありますけれども、自分の仕事の枠を超えて知識を習得して人と交流し、さまざまな経験をさせていただきたいと思っております。

子育て支援、住宅、障がい等の分野には触れませんでしたけれども、同様だというふうに思っております。

マクロの視点だけでなく、住民一人一人が一人の人間の範囲内で幸せに普通に暮らせる村をみんなで作って上げていく、そんな方向に行政は向かっていかなければならないと考えております。

以上、丸山議員の最初の質問にお答え申し上げます。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 私のほうには、就任して10カ月、客観的立場で見えている白馬村の行政分析と課題という点について、ご質問をいただきましたのでお答えをいたします。

課題としては、本当に一般的に言われておりますとおり、少子高齢化、人口減少、若年層の他地域への流出、主力産業である観光の長期低迷など、全国の地方部に共通する問題があると考えております。こういった状況の中で、村民一人一人の暮らしもそれを支える行政運営も将来的な見通しは必ずしも明るいものではありません。課題を上げれば切りがないですけれども、それらを解決すべく行政としても日々できるところから各種の施策を進めているところです。

その一方で、個別の政策も重要でありますけれども、それ以前に個々の職員の力が重要であるということを最近私としては特に強く感じております。3月の定例会の際に、田中榮一議員からの質問に対して、職員のマンパワーが足りない部分があるというお話をいたしましたけれども、今いる職員が一人一人その能力をより高めていくということも同様に大切であるというふうに考えております。

施策を生み出し、村民と一緒にその施策を進めていくというのは職員自身でありますから、職員一人一人が少しずつ意識を高めていけば、それだけでも村政は少しずつよくなると思いますし、逆にそれがなければ形だけよい施策を行なったとしても、本質的な効果は薄いのではないだろうかというふうに思っております。職員は今でも頑張ってくれていると思いますけれども、もう一步踏み込んでまだまだやれると私は思っておりますし、行政に対するご意見・ご批判というのもよく職員はいただいているところだと思いますけれども、課題が多いこの時代に村づくりに携われる行政職員の立場にいることをチャンスと捉えて、少しでもポジティブな気持ちで業務に当たってもらえればというふうに思っております。

先ほど、太田副村長から、職員は地域に関心を持ち、仕事以外の内容にも関心を持ち、積極的に他業種や地域と交流をするということが重要だというふうな答弁がありましたけれども、それは全くそのとおりであるというふうに思います。私のほうとしても、それに対して私自身がそういったことをしていくということも重要ですし、職員がそういったことをしていくと、そしてそれから能力を高めていくということに関して少しでも後押しができればというふうに思っております。

これまで私としては、その点に関して余り手がつけられておりませんでしたけれども、例えば、研修であるとか勉強会といった形で職員に普段の業務と少し違う角度で考える機会をふやすといったことで、少しでも業務の精度を高め、アンテナを高くしてもらうきっかけになればというふうに考えております。あるいは、そもそも通常の業務の中で、私が総務省のスタイルでしっかりと内容を精査して判断していくといったことも重要なのではないかとこのように考えております。国の仕事のやり方が正解というわけではなく、役場には役場の、国には国の長所短所がそれぞれあると思っております。私もこちらに来て日々刺激をいただいておりますけれども、同じように職員の皆さんにも刺激を与えられるように残りの任期の中で頑張っていきたいというふうに思っております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** ありがとうございます。お二人からすばらしい答弁といたしますが、ご意見をいただきました。

私が両副村長へ質問したのは、両人に思っていることと考えていることを感じていることを一度きちんと議場の正面で語っていただこうと思ったからでございます。それは、一議員として私が聞いたかったと同時に、村長を始め、職員の皆様に聞いてほしいとこのことでございます。したがっ

て、再質問はしないつもりではいたんですが、ちょっと一つだけ、一点だけ、太田副村長に再質問したいことがございます。

それは、行政区問題です。先ほどの答弁にはそれについての言及がありませんでしたが、私が議員になってからちょうど1年、今のところ4回の定例会全て一般質問しておりますけれども、そのうち2回行政区問題を取り上げております。それだけさまざまある行政区問題は真剣に取り組まなければならない根幹的課題だと私は思っておりますけれども、これまでは残念ながら満足できる回答は得られておりません。太田副村長は、行政区問題をどのように考えているかを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 再質問はないと思っておりますけれども、行政区問題、確かにガバナンスにおいては、大変重要なところだというふうに思っております、それは丸山議員のほう詳しく、釈迦に説法かと思ひまして、あえて書かなかったところがあるというふうに今思っておりますけれども、それだけ重要な問題でありまして、特にコミュニティ形成に関しては、とても重要で白馬のように総合計画にありますように多様でかつ複雑な村にとっては、とても大切なことと解決すべき問題というふうに思っております。

今年度になってから、担当の総務課でもいろんなところに勉強、研究に出かけております。ちょっと遠くではありますけれども、ニセコ町、それから倶知安町がそうですけれども、そこも悩んでいると、いろんな意味で悩みのところかというふうに思っておりますが、共益費とか負担金という限られたエリア、集団の中での解決の方法はもちろんです、もっとマクロな意味での行政区問題、特に一番関係あるのは、ごみ処理関係といったこういう村政押しなべてという類の施策にはとても大切な分野でありまして、解決していかなきやいけないというふうに思っております。それも早急に解決しなければ、特にごみ広域化が進んでいるところもあって大切なところかというふうに思っております。

決定的な施策がないというのが、自分でも思っておりますけれども、少しでも進歩するために共益費とか先ほど申し上げた負担金のミクロのところと、それからマクロのところと同時に解決していかなきやいけないというふうに思っております。

近隣でいいますと、高森町などが先進的ではあったんですが、なかなかそこも難しいようなところもありますし、いろんな都道府県でもそういった行政区問題についてはかなり重要な施策になっているというところではあります。

ということで、根本的な回答にはなっておりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 行政区問題、思いついたことをやってもらいたいんです。無理に予算かけなくてもできることもありますので、ぜひ、どんなことでもいいから少しずつでもいいから前進させていただきたいというふうに思っております。

また、先ほどの藤本副村長の答弁、本当に示唆に富んだものでございました。それは私というよりは職員の皆さんに語られたような内容でございましたけれども、よくそういうことも職員の皆様、心にとどめてぜひ日々の仕事をしていただきたいと思いますし、また、藤本副村長には、改めて白馬村を去る前に同様な質問をさせていただきますので、その折にはまたさらに示唆に富んだアドバイスをお願いしたいというように思っております。

では、1問目を終わらして、次の質問に入ります。

計画行政と実施計画についてでございます。

行政の基本は、村づくりのビジョンを総合計画、これには基本構想、基本計画、実施計画とございますが、総合計画という形で目に見えるものとし、それに沿った計画的な行政執行をすることです。ところが、直近3カ年を具体的事業ベースで網羅しているはずの実施計画に取り上げられていない事業が突然予算化される、記載はあるものの実施段階では大きくかけ離れた事業費となって出てくる、基本計画にはしっかり記載されているのに、実施計画には全く姿をあらわさないなど、本来あるべき姿の計画行政になっていないのではないかという危惧がされます。

そこで、以下を伺います。

1つとして、現状における実施計画の位置づけ、作成過程とその時期及び公表時期について伺います。

2つ目、第5次総合計画前期基本計画に明記されている事業や施策が、前期最終年度を含む平成30年から32年度実施計画に記載がないのはなぜか伺います。

3つ目、村長は実施計画をどのように捉えているか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 行政計画と実施計画について、3つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、計画に沿った執行は行政の基本であり、行政計画の最上位に位置するのは総合計画であります。基本構想、基本計画、実施計画からなる形態は、昭和51年に策定された第1次総合計画より平成28年に策定した第5次総合計画まで変わっておりません。

1点目の現状における実施計画の位置づけ、作成過程とその時期及び公表時期についてであります。位置づけは、長期10年間の基本構想、中期5年ごとの基本計画、短期3年でローリングする実施計画といった短期計画に位置づけられています。実施計画に記載する事業費の基準は、100万円以上の事業を基本とし、作成過程については当然のことではあります。新年度当初予算編成と連動をいたします。予算編成方針の決定等から年により若干ずれはありますが、11月に新年度予算説明において庁内に周知をいたします。12月に予算パッケージ入力に合わせ、実施計画の入力を行います。翌1月には予算査定に合わせて変更しますが、査定結果により主管課において実施時期を判断します。2月に総務課長を除く各課長による第1次評価を実施し、この結果を受

けた後の3月に、理事者、総務課長による2次評価を実施をいたします。1次評価、2次評価という形式になったのは、議員もご承知かと思いますが、平成24年度からであり、当時、課長会議でかなり議論し、現在の評価方法に至ったと聞いているところでもあります。公表は、おおむね4月にしております。ちなみに、ホームページ等で公表し始めたのは、第5次総合計画策定以降の平成29年度からであります。

行政の透明性を高めることは非常に重要であります。これは常日ごろ、課長会議を通じ職員にも指示しており、実施計画についても策定過程や公表等に工夫の余地はあるものの、議員はもちろん、村民に関心を持ってもらうことが透明性への第一歩だと感じております。

2点目の、第5次総合計画前期基本計画に明記されている事業や施策が、前期最終年度を含む平成30年度から32年度実施計画に記載がないのはなぜかについてであります。実施計画の評価過程の中で、掲載しないと判断する事業もあります。例えば、現行の評価方法では、単年度で完結する事業や、義務的経費は実施計画には記載しないこととしております。実施計画は、当初予算ベースで作成することを基本としており、国補助や県補助の関係で、年度途中に交付決定を受ける事業については原則掲載されません。いずれにいたしましても、予算書に掲載されている事業は実施することが前提であります。年度中途での行財政の状況変化に対応しながら、予算書と実施計画のバランスを見て、今後においても工夫が必要と考えております。

最後に、実施計画をどのように捉えているかというご質問ですが、1点目のご質問と重複をいたしますが、実施計画とは、短期3年によるローリングする短期計画と認識をしております。実施計画に記載する事業については、当然、新年度当初予算編成と連動するものです。1次評価、2次評価という形式については、私自身こだわるものではありませんが、財政運営上の観点から考えると、各課の実施時期に考え方はあるものの、全事業について確認した後に行う、理事者や財政担当課を含めた一般財源の短期計画期間における平準化や実施時期、補助金・交付金及び有利な起債事業にでき得るならば対象にするなど、事業実施に当たっては、財政面を重視し、行政効果を勘案しながら柔軟に対応をすべきだというふうに考えます。

したがって、実施計画を軽視するわけではありませんが、財政上において実施時期が前後するのはやむを得ないと思いますし、これからでも、国等の補正予算を含めた各種の交付金や補助金等において、幾つかの事業実施を見据えていたこともあり、抱えている事業を束ねて事業計画を策定することによって、交付金等の特定財源をいただいたケースは少なくありません。

今後において、精度を高めた実施計画に努めることは当然であるというふうに考えております。

丸山勇太郎議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 今の答弁中、予算編成と連動してつくるという言葉が何回か出てきておりますけども、我々議員は、常々村の考えていることや計画を早く知りたいというふうに思っております。

ます。行政の立場からすると、議会にどの段階で話をするか知らせるかということは、ある意味難しいところもあるかとは思いますが、ただもう少し早い段階で知らせていただき、一緒に考えていくという形はとれないでしょうか。そういう意味で、実施計画の議会への公表時期は大変遅いのではないかと考えております。

と申しますのも、今回手元に来たのは4月の20日頃でした。頃という言い方をしているのは、4月23日の臨時会に来たとき見ましたら、議員控室のレターケースに実施計画が入っております。だから、実施計画についての説明を受けておりません。予算編成と連動して実施計画をつくるのであれば、予算審議において、実施計画は村の考えを具体的に知るためにぜひ必要です。実施計画書は、少なくとも3月の予算書とともに配るべきものではないでしょうか。まずは、そこを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの実施計画の3月の当初予算と一緒に配るべきではないかというお話です。

予算と連動するという部分につきましては、実施計画における初年度、いわゆる予算書の当該年度というものは合わせる必要がありますので、それについては当然のことながら係数は合うと、合わせるというような形はできるかと思えます。ただ、翌年度いわゆる2年目、3年目の事業について、この2次評価と理事者の評価、この辺の作業スケジュールというものは予算のほうの日程でとれるかどうかというふうになってまいりますので、できる限り早く整えたいという部分はもちろん持っておりますが、ちょっとこの場で予算と合わせて提出することができるかどうかというお答えについては、少し庁内の中でも調整をさせていかないと、できるというお答えができないということで、若干これについては庁内で検討いただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 3月の予算議会というのは、そのすぐ4月からの事業については予算書に載っているわけですから、それは知り得るわけですが、その1年先、2年先、村はどう考えているのか、その事業というのは続くのか続かないのか、そういうことを知りたいわけでございますので、まあ、できるだけ精度を高めた2年目、3年目のものが載っていてほしいですけども、その予算を編成する段階でわかっている状態での実施計画書というものは、我々のところに示されてもいいのではないかなと。それで予算審議の中で議会としてもいろんな意見を申し述べます。それによって、もし変わっていく部分があれば変えていけばいいわけであって、ローリングというのは、丸1年間させないで1年後に1回だけローリングさせるという必要はないわけで、常にローリングさせていっていいわけだと思いますけども、そこはどうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問に対して、少し論点を確認したいため、質問の許可をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） はい。ただいまの質問について、これを許可します。

総務課長（吉田久夫君） これまでの実施計画につきましては、ホームページで公表するという作業も含めて4月に、いわゆるオフィシャルな形になってお示しをしているというのが現在の作業スケジュールです。今のご質問の中で、いろいろと予算審議の中から変えることが可能というところの質問でいくと、アンオフィシャルでもいいので、その段階で出してほしいというご質問の内容でよろしいかの確認をさせていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） はい、そのとおりです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。

総務課長（吉田久夫君） それでは、改めて質問に対するお答えをさせていただきます。

実施時期につきましては、やはり主管課の考え、それと理事者の考え等がございますので、アンオフィシャルの段階でいいということであれば、予算編成のスケジュール等、少し検討させていただきながら、あくまでもアンオフィシャルという前提条件で出せるかどうか、この辺につきまして作業スケジュールが間に合うかどうかも含めて少し庁内で検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 私が、今回この一般質問をする気になった村長のセリフがございます。それは、「国の予算がついたからやる」というセリフでございます。たびたびこのせりふを耳にして大いに気になっておりました。事業をするに当たり、特定財源いわゆる国等からの補助金や交付金は必須です。全て村費を使っていたのでは財政は破綻いたします。チャンスに飛びつくということも時にはあります。今は藤本副村長という太い国とのパイプがある中ではそういうこともあるでしょう。しかし、一定以上の事業規模、予算規模の事業では、それはまずいんじゃないんでしょうか。村民の意見も十分取り入れて作成しているはずの基本計画に基づき、今何をしなければならないか、何を村民は欲しているかを内部でよく検討し、できれば我々議会も含めて議論し、実施に移す時期大まかな予算規模を決めて、それから財源として利用できる特定財源を探すというのが、私は作業順序ではないかと思っております。それこそが計画行政です。まあ、財政に余裕があれば急に計画しても許されると思いますけども、まずは、直近の3年間を網羅しているはずの実施計画に乗って実施年を決めて、もし適当な特定財源が見出だせない場合は年度を順次ずらす、いわゆるローリングをさせてアンテナを高くしてチャンスを待つ、その間しっかりと計画してから実施に移す、これが大事ではないかと思っております。

総合計画の基本構想や基本計画は、いわば言葉の羅列です。それに対して実施計画は、具体的な

事業名をつけ、実施年度、事業規模に加え、大まかではあっても総事業費と財源内訳を立てます。そして財源で特に大事になってくるのは、起債を借る場合でございます。それによって実質公債費比率ですとか、将来負担比率などが将来どのくらいになるかの見通しです。もちろん未来の計画も近い将来の計画も勘案してです。

今回の補正予算議案でも、実施計画上ではこれまで気（け）もなかった大型事業が予算化されております。総務課の企画係、財政係、それぞれあるわけですが、総務課では突然こういった事業も浮上してくる中で、結構ちょこちょこ、いわゆる起債といいますか借金を積み重ねていきますけれども、近い将来の大型事業も含めて公債費比率等が大丈夫なのかの綿密な計画、綿密な計算をしているか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 財政計画につきましては、昨年度より実施計画の中に計画期間中の財政状況の試算表というものを載せさせていただいております。まあ、どこまでの精度を高めたものができるのかという部分は非常に難しいものはありますが、財政は財政係としてのものをつくりながら企画の実施計画で入れたものをミックスさせて、ある程度そこを見込みながら財政計画というものを立てております。

当然のことながら、議員ご指摘のとおり、起債というものも当然、財源上では必要なものではあります。やはり一般財源のある程度平準化というものを考えながら、実際に実施計画に載っているものでもその期間中から外れるというような作業は、財政当局としてはこれまでもさせていただいているところです。

したがって、精度が高いかと言われると、それぞれ国の制度等が変わる中というのも当該年度中もありますので、でき得る限り、その分については努力をしているということでご理解はいただきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 実施計画というのは、少し先を見越して立てるものですが、先といっても3年先までのものではございますけれども、実施計画上、予算規模や財源の見通しの甘さが露呈した事業を2つ例に挙げます。

1つは、昨日、同僚議員も一般質問でございましたけれども、29年度繰り越し学校給食センター新築等工事、これは28～30年度の実施計画にまず出ております。ちょうど実施年度の1年前でございます。実施計画に記された当初の給食センターの事業費は5億2,000万でした。建設費が5億円、設計費が2,000万円。5億円の財源内訳としましては、国庫補助が1億6,600万円、起債が3億円、一般財源が3,300万円。それが昨日もありましたけれども、給食センターにかかわる上がりの総額としまして9億2,300万円でございます。4億円の増、1.8倍の事業となっ

たわけでございます。うち、国庫補助は当初見込みの3分の1にもならない4,920万円、これは本体工事費のたった6.1%の補助金です。起債は当初の倍の6億円、村費は建設工事だけでも4.8倍の1億5,900万円、これは基金取り崩しと一般財源合わせてでございます。実施計画とはとんでもない開きがあります。もし、計画の初期に、そんなに精度を高めて実施計画というのをつくれないことはわかっておりますけども、もし、計画の初期に9億円超え、国庫補助がろくにつかないとわかっていたら、この事業はもう少し違うものになっていたのではないかとというふうに私は思います。

もう一つの事例が、現在進行形の南部グラウンド改修工事でございます。実施計画に登場するのが、昨年度作成の平成29～31年度実施計画です。事業費は5,352万6,000円、うち一般財源が1,784万6,000円、これがわずか1年後の今回の実施段階では、事業費が1億2,250万円、2.3倍となっております。うち、t o t oの助成金が8,100万円、残り4,150万円は起債と一般財源ということでございます。事業費、一般財源とも、当初の2.3倍、当初といえますか実施計画に比べて2.3倍の事業費となっております。

この2つの大型事業での見通しの甘さ、起債はもちろん一般財源も多く使うことになってしまったこと、それがおざなりの実施計画からもたらされたものではないかと危惧いたしておりますけども、そのあたりの見解を村長に伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 通告がございましたので、実施計画の案件、私も調べさせていただきました。

主管課のほうでは、当初平成26～28、すなわち平成25年度に策定しました実施計画のところで28年度に実施設計と、26、27の2年間かけて検討し、28で実施設計ということで上げてございます。これも査定のほうで恐らく削られまして、実際に公表されている実施設計の部分では、この共同調理場の改築工事、これは載っていなかったということでございます。

初めて載ってきましたのが、平成26年度につくりました27、8、9この3カ年のところで今申し上げましたとおり平成27年度、そのすぐ初年度に設計で2,000万、翌年度で工事費が5億、財源内訳は今、議員さんがおっしゃったとおりの内容で載っていたものでございます。

この設計の2,000万につきましては、28年度で繰り越して、同額で設計をしている。本工事につきましては、結局28年度から29年度に移しまして、その29年度が繰り越しして現在施工していると、金額につきましても議員さんがおっしゃいますとおり、当初の本体工事費5億円から8億円、用地まで全て含めると9億円になっていくというのは、全くもって事実でございます。

なぜ、その26年度当時、この数字で上げたのか、そういった国庫補助の金額が今とかけ離れたものになっているのか、それにつきましては、私のほうでは当時どのような積算をしたのか、それはちょっとわからなかったのでお答えはできないとここでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 関口生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 南部グラウンドにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

南部グラウンドにつきましては、地元あるいは利用者の方より、水はけが悪い、あるいは石だらけだということで、再三改修の依頼は受けておりました。白馬村第5次総合計画の中に、白馬村スポーツ推進計画を載せておりますけれども、基本方針の中では、スポーツによる健康増進、子供が日常的に楽しくスポーツに取り組むことができる環境づくり、スポーツの競技者の競技力向上、地域の特性を生かしたスポーツ環境の整備、スポーツ施設の整備と充実というふうに上げさせていただいておりました。

29年度につきまして、実施計画に記載をさせていただいておりますけれども、そのときの設計の工事の部分でございますが、設計の部分で当初のこの実施計画の額については、じゃ、その金額がどうだとかというのは何とも言えないんですけれども、29年度で行なった設計の中であれを改修する中で悪い部分、要は、グラウンドの石が混じった土の部分ですとか、水はけの悪い部分ですとか、そういったものをやっていくには、どうしてもそのぐらいは最低限かかるということで修正になって、本年度の予算というふうになっております。

当初の見込みが甘いと言われれば、そのとおりと云わざるを得ませんので、ご了承ください。失礼いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山議員が言われるように精度を高めていくということについては、全くそのとおりであります。そのことも含めてしっかりと個別の事業がどうだということは、私もそれぞれ把握はできかねる部分もありますけれども、そういったことも今度しっかりと課長のほうに指示をしながら、精度を高めていきたいというふうに思っております。ご理解いただきたいと思っております。

そしてまた、ぽっと出てくるというようなそんな話もありましたけれども、特にこういった支援はどうだといういろんなことが国のほうから出てまいります。そういったものについては、手を挙げて一般財源をなるべく使わないような形で事業をするということは当然あるわけでありまして、まあ、計画に載っていないものが出てくるということは確かにあるわけでありまして、そんなことも含めて今後しっかりと検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** その精度を高めるためには、大型事業の場合には、多少村費を使ってでもちょっとこの概略設計、村費使ってでも精度を高めていくしかないんじゃないかなというふうに思っています。

次に、基本計画に明記されているにもかかわらず、実施計画に出ていないものについてでございます。

今回の第5次基本計画書には、初めてKPI指標で明確に目標値設定が表になって載っております。これは、第5次総合計画の中の計画書づくりの中では大変よいことございました。あくまで一例で挙げますと、例えば、ハード事業では、防災アプリの構築、これはまあ、前回いつやるかの一般質問もしております。小水力発電を140万キロワットアワーにしていくということですか、HAKUBA VALLEYのフリーWi-Fi目標8カ所、現在5カ所を8カ所にしていく。例えば、ソフト事業では、行政区の加入率を52%が80%にしていく、あるいはスキーをする住民の割合をふやすということで何%にするというような目標がございます。しかし、いずれも実施計画書にはそれに対応した事業の記載がありません。

先ほど同僚議員のほうからありましたように、小谷村ではこのスキーをする住民の割合をふやすという施策として、小学生とその親のリフト代を只にするという施策を打つらしいです。裏づけとっていませんけど聞いた話ではそうです。

これらを含めまして、KPIで目標値設定をしている事業、表にしてある事業ぐらいは実施計画に載るべきではないでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 基本計画の中でのKPI——重要業績評価指標の設定ということで、これについては各課に投げて、これは総務課のほうで取りまとめはしておりますが、各課のほうで判断をしているという部分でございます。

この前期の中で載っていないという部分については、まだ具体的ないわゆる検討段階のものについて、先ほどのご指摘との関係ともありますけども、どれを選択をするのかという部分の決定のないものについては、現段階で載せていないと、総務課の部分についてはそのような判断をしております。

それぞれの主管課の判断はあろうかとは思いますが、この前期いわゆる総合計画であり総合戦略であり、そのKPIの評価については、先ほどの一般質問でも答弁をさせていただきましたが、計画審議会の委員の皆さんからその進み具合について評価をいただいています。それは、予算がなくてもこういうことで進めているという部分であれば、その指標に向かって進んでいるという捉え方をするというようなご意見もございました。

ただし、実施計画に載っていないければ、じゃあ、いつやるんだという部分もありますけども、総合計画いわゆる計画審議会の評価委員の皆さんには、どういう状況なのか、予算に載っていない、またはどういうことをやっているのかというものを見せていただければ、それを評価していくということですので、中には達成できないものもあると思いますし、既に達成しているというものもあります。そこら辺はリンクするような形をもう少しとりたいというふうには考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は答弁も含め、あと9分です。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 達成できるできないは結果ですので、結果よりも前にそれに挑んでいかなければいけないわけですので、ここに載せたものぐらいいは、特にKPIで今回ちゃんと表で目標値を設定していますよね、そういったものぐらいいは実施計画に載せてもらいたいと思います。例えば、防災アプリの構築、きのうも火事がありました、私ちょっと離れたところにいましたもんですから、地元の火事に気がつきませんでした。防災アプリが構築されて、今の学校のやっているシステムと同じでいいと思うんです。ああいったもので熊が出ました、今火事が起きています、どこそこが通行止めになっています。そういった情報が入ってくれば今の防災行政無線の不備をカバーできるわけです。そういったのを実際これにやるって載せているんですから、その最終年度を含むこの30～32年度実施計画ぐらいいには、そういった表にしてあるものぐらいいは、載せてほしいなと本当にそのように思います。

とにかく、村長の気になるセリフという話に戻りますけども、国の予算がついたからやる、どこその助成金が何千万ついたからやる、そんなような形もありかとは思いますが、時には、でも、例に挙げた南部グラウンドの改修では、8,000万ついででも、残り4,000万強は起債や基金や一般財源なわけです。そういった小さな借金の積み重ねがやがて大きなものになっていくんではないかと思っております。やっちゃいけないではなくて、それが計画行政なのか、特に財政的に将来を見通した計画に沿っているかということでございます。

村は今回、給食センターで大変に大きな借金をいたします。この次に控えている図書館複合施設でも恐らくしかりでございます。村づくりのビジョンを明確にして計画行政をする。一定規模以上の事業は少し、さっきも言ったように単独予算を使ってでもある程度正確性を持った実施計画を早めに立てて、我々議会にも相談していただく。そのためには、実施計画書自体がおざなりでは困るわけでございます。甘い見通しでちょこちょこ借金をしたり基金を取り崩していたのでは、本当にやりたいものに十分な予算をかけられないこととなります。また、始まっている観光財源検討、いくら観光振興に必要だといっても説得力を失う、村民の理解を得られないことになってしまいます。

最後にもう一度、この第5次総合計画書42ページの財政健全化というところに書かれていることを読みさせていただきます。財政健全化の「歳出」というところでございます。「業務の見直しや合理化により、経費削減に努めるとともに、実施計画などを基に事業の優先順位を明確にし、費用対効果などにより事業を見直します。」とあります。そして、「KPI指標としまして、実質公債費比率12%未満、将来負担比率30%未満に抑える。」という記載がございます。

繰り返しますが、実施計画などを基にという記載が明確にあるわけでございます。実施計画をおざなりにすることなく、この目標値内に収まってくれることを願っております。

さまざま検討と改善をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第1番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9日と10日を休会とし、6月11日から14日まで定例会日程予定表のとおり委員会等を開催し、6月15日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日9日と10日を休会とし、6月11日から14日まで定例会日程予定表のとおり委員会等を開催し、6月15日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時01分



平成30年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成30年6月15日（金）午前10時00分開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成30年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成30年6月15日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

日程第 1 発議第2号 議案第46号平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）に  
おける地方創生交付金事業（観光）に対する付帯決議について

平成30年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成30年6月15日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 議案第48号 工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 3 議案第49号 物品の取得について
- 日程第 4 議案第50号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者について
- 日程第 5 議案第51号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 8 議員派遣について

平成30年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成30年6月15日 午前10時00分より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総務課長	吉田 久夫	健康福祉課長	松澤 忠明
建設課長	酒井 洋	観光課長	横山 秋一
農政課長	太田 洋一	上下水道課長	山岸 茂幸
税務課長	横川 辰彦	住民課長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	生涯学習スポーツ課長	関口 久人
総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

発議第2号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第48号から議案第51号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 発議第 2号 議案第46号平成30年度白馬村一般会計補正予算(第2号)における地方創生交付金事業(観光)に対する付帯決議について
2. 議案第48号 工事委託に関する協定の締結について
3. 議案第49号 物品の取得について
4. 議案第50号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者について
5. 議案第51号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

田中会計室長が公務のため欠席しておりますのでご報告いたします。

これより平成30年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第46号平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第8番篠崎久美子総務社会委員長。

総務社会委員長（篠崎久美子君） それでは、総務社会委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務社会委員会に付託された議案10件、陳情3件につきまして、審査の概要と結果をご報告します。

始めに、議案第37号物品の取得についてです。

村消防団中部分団八方地区に配備のポンプ自動車は、購入から20年余りを経過しており、老朽化が激しいため更新をするものです。

入札の参加事業者数、落札率について質疑があり、7社の指名競争入札のうち1社は辞退、落札率は98.2%であるという答弁がありました。

委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第38号北アルプス広域連合規約の変更についてです。

これは、北アルプス広域連合が所管する施設の大北福祉会館を北アルプス市町村会館への名称変更、及び8月1日から稼働するごみ処理施設、北アルプスエコパークと大町市から移管されるリサイクル施設「大町リサイクルパーク」の管理、運営をすることとなったための追加について、規約

を変更するものです。

委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第39号白馬村無電柱化推進条例の制定についてです。

これは、国の無電柱化の推進に関する法律の施行を受け、条例を制定して、無電柱化の推進を図るものです。

内容としては、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観形成を図ることを目的に、無電柱化推進に関する基本理念、村の責務を定め、施策を総合的、計画的に進めるものです。

無電柱化推進計画の計画期間及び内容、策定年度はという質疑があり、計画期間は10年程度と考えている。内容については具体的なものとしてほしい。また、本年度中に策定したいと考えているという答弁がありました。

費用負担、財政的な検討について質疑があり、費用負担については電気や通信事業者と協議するとともに、県の事業とも調整していきたい。また、今後の村の財政計画とも調整を図りながら計画を立てていきたいという答弁がありました。

道路上の電柱に加えて、民地内の電柱についても対象としてはどうかという質疑があり、法的な見地から民地は除いている。無電柱化の対象区域については、線的、面的に検討していきたい。また、緊急輸送路としての側面からも検討していきたいという答弁がありました。

条例には実効性を備えないのかという質疑があり、実効性については村と事業者との協議の中でお互いの責務を明らかにしていきたいという答弁がありました。

条例案には地域住民の意向を踏まえつつという文言が盛り込まれているが、どのようにしていくのかという質疑があり、計画路線については村が決定するが、その後は地域住民への説明をして、路線や実施方法について地域の意向を踏まえていきたいと考えるという答弁がありました。

また、現在調査対象区間となっている白馬駅前無電柱化を優先的に進めてほしいという意見がありました。

委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第40号白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、新たに白馬村図書館等複合施設に関する有識者会議を設置したいための追加で、合わせて附則において有識者会議の委員の報酬を月額6,100円、半日3,800円とすることを加えたものです。

会議には図書館検討委員会の代表が入るとあるが、人数についてはという質疑があり、まだ決まっていない。プロポーザルでの内容を確認、調整しながら人数については決めていきたいと思っているという答弁がありました。

委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第41号白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、新たに設置された観光振興のための財源検討委員会委員の日額を、日額6,100円、半日3,800円とすることを加えるものです。

委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第42号白馬村国民健康保険給付費準備金基金条例の一部を改正する条例についてです。

これは、国民健康保険の財政運営の責任主体が長野県になったことに伴い、村国民健康保険の基金を保険給付に充てることを想定しなくてよくなったため、条例の題名の変更と基金の処分方法を県の運営に合わせたものとするための改正です。

委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第43号白馬村保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、本年7月1日にふれあいセンター内に、子供子育て世帯包括支援センターを開設するため、必要な条例改正をするものです。

委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第44号白馬村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

これは、国の基準省令の改正に伴い、放課後児童支援員が教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするための改正。併せて、高等学校卒業していない者にも支援員になるための研修受講の基礎資格を拡大することを新設するものです。

委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第45号白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、本年8月からのごみ処理広域化に伴い、一般廃棄物処理計画の定め方や産業廃棄物の処理費用、その他字句などの一部を改めるものです。

8月以降白馬山麓清掃センターという名称はどうなるのかという質疑があり、新リサイクルセンターという仮の名称も考えていたが、北アルプス広域連合とも協議の結果、8月以降も名称はそのまま使っていくということでした。

委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第46号平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）についてです。

これは、歳入歳出予算総額にそれぞれ1億9,116万2,000円を増額し、予算総額を62億4,976万9,000円とするものです。審査内容について、所管する課ごとにご報告を申し上げます。

ます。

始めに、総務課関係です。

議会事務事業において、トイレ改修関係の設計管理委託料37万8,000円。工事請負費506万6,000円の減額は、議員からのさまざまな意見を踏まえ、庁舎全体で検討していくこととして全額を減額しています。

松川沿いのヘリポートの木が茂って離着陸の際に影響があるということで、消防署から申し入れがあり、木の伐採費用として14万4,000円の増額です。

景観形成事業においては、景観計画策定に関し、景観セミナーという研修に参加したいため、研修会負担金を含めて8万9,000円の増額です。

地球温暖化対策事業480万円の増額は、EV——電気自動車の利用促進、普及に関する委託料で、財源は全て助成金などです。

そのほか、人事異動による給料や手当などの予算の組みかえが主なものです。

歳入において、財政調整基金繰入金が3,578万9,000円とあるが、6月議会での補正で、財政調整基金を取り崩すという考え方について質疑があり、29年度の決算速報では余剰金処分として財政調整基金に6,000万円ほどを積む予定にしている。それを受けて、今回はなるべく繰越金は残さずに、一旦財調として積むものは積む、崩すものは崩すという姿勢での組み立てとなったという答弁がありました。

ヘリポートについては、夕暮れどきなどに安全性を確保して飛べるように、照明設備の必要性も検討してほしいという意見が出されました。

続きまして、教育課関係です。

北小学校のチャイムのプログラムタイマーが故障し、古い機器のため、修理物品がなく取りかえとなったため、49万7,000円の増額です。

そのほかは、人事異動に伴う人件費の補正です。

続きまして、子育て支援課関係です。

歳入において、長野県地域発元気づくり支援金の交付決定を受けたもので、101万9,000円の増額です。事業は、子育て世代包括支援センター開設に合わせて、新たに実施する遠隔健康医療相談「小児科オンライン」の導入経費と、子育てガイドブック発行費用、療育教室で使用する備品購入に充てるものです。

そのほかは4月の人事異動に伴う人件費の補正となっています。

子育て支援ガイドブックの作成を外部委託としているが、地域全体で子育てするという観点からすると、役場全体でかわり、職員がつくることで意識づけにもなるのではないかという質疑があり、当初はそのような形を目指していたが、人力的になかなかできないというものがあった。今年度を踏まえ、来年度以降は職員で作成できればよいと考えているという答弁がありました。

ガイドブックは毎年見直しをしてつくり直すのか、またホームページでの公開はあるかという質疑があり、ガイドブックではかなり細かい制度まで記載をしており、それらの制度拡充などもあるため、毎年作成してなければいけないと考えている。PDF版でホームページの公開をしていくようにするという答弁がありました。

続きまして、生涯学習スポーツ課関係です。

ワールドカップ事業の精算に伴うもので、1,479万6,000円の増額です。予算不足の要因として、雪不足による雪運搬費、入場券売り上げ収入の減、BS放送に係る経費の増が主なものです。

併せて、大会準備期間が少なく、協賛金の造成が厳しかったこと、助成金の活用も間に合わなかったことが要因ということでした。

そのほか、4月1日付の人事異動に伴う人件費の組み替え補正です。

ワールドカップのBS関係の放映権料について、相手方との経費交渉についてはどのようにしたかという質疑があり、放送会社と料金の調整をしたが、引き下げは難しかった。しかし、協賛金の上乘せはできているということでした。

税務課関係、住民課関係、健康福祉課関係では、4月の人事異動に伴う人件費の増額、減額が主なものです。

全体を通しての討論はなく、議案第46号の所管事項につきましては、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、陳情第2号白馬村グランドデザイン作成における連携強化ほかの陳情書についてです。

これは、3月の議会より継続審査となっていたものです。

書類に不備があるので不採択とすべきであるという意見が複数出されました。陳情書にある村のグランドデザインを作成するという考え方について、村は同様のものを策定すべきと考えるので、この部分において一部採択としたいという討論がありました。

採決したところ、委員多数の賛成により、陳情第2号は一部採択とするものと決定をいたしました。

続きまして、陳情第4号長野県池田工業高校への支援に関する陳情書についてです。

陳情書の趣旨は、池田工業高校への支援、魅力ある池田工業高校をつくる検討委員会への協力とアドバイス、北アルプスものづくりネットワーク（仮称）への協力というものです。

具体的に行政側で検討している支援はあるのかという質疑があり、今のところ特に依頼は来ていないがその可能性はあると考えているということでした。

趣旨はよく理解できるが、具体性が不足していると思われるので、趣旨採択としたいという討論がありました。

採決したところ、委員多数の賛成により、陳情第4号は趣旨採択とするものと決定をいたしました。

続きまして、陳情第5号白馬村景観形成重点地域指導基準内小規模基準見直しに関する陳情書についてです。

陳情書の趣旨は、審議会において白馬村景観形成重点地域指導基準内の小規模指導基準内の小規模指導基準3,000平米以下の建物の見直しを求めるもの。併せて白馬村グランドデザインの指針の策定と、関連する会議への白馬建築業組合からの参加を希望するものです。

審査に当たっては陳情者からの説明希望があり、委員会として説明の場を設けました。

委員から説明者への質疑としては、規模の指導基準については具体的に何を見直してほしいということかという質疑があり、3,000平米以下というのは、いわゆる一般住宅が主流となると考えられるが、建築物の形状、屋根や壁の色彩、道路や隣地からの後退などについてであるということでした。

また、行政に対しては白馬村グランドデザインの策定を検討しているのか、あるいは既に存在しているのかという質疑があり、景観法に基づいた景観計画を立てる予定でいる。法では景観計画の中で建物の意匠、形態、色彩、工作物の高さの最高限度または最低限度、壁面位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度などを設けなさいということになっているので、そういったところを景観計画で立てていきたいと考えているという行政側の答弁がありました。

建築業組合は、小規模な建物の基準について考えてもらいたいということが一番のポイントだと思うが、グランドデザインという言葉がひとり歩きしてしまうのはいかがなものかと思うという意見が委員から出されました。

また、陳情の中にある小規模指導基準の見直しは大事だと思う。2年前の大規模開発の基準の見直しをした環境審議会での答申においても、小規模3,000平米未満の基準は見直していかなければいけないというものがあったという意見が出されました。

グランドデザインについては考え方に違いも見られるが、大規模開発に該当しない場合の開発や建物については、きちんと決めておいたほうが良いと思うので、賛成という討論が出されました。

採決したところ、委員全員の賛成により、原案について採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務社会委員会の審査についての委員長報告といたします。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号物品の取得については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。議案第38号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号北アルプス広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号白馬村無電柱化推進条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号白馬村執行機関の付属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号白馬村国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号白馬村保健福祉ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号白馬村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は一部採択です。陳情第2号陳情書ランドデザイン作成白馬村小規模景観形成条例の改善化、国、県より補助金事業の要請に関する陳情の件は、委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立多数です。よって、陳情第2号は一部採択とすることに決定いたしました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第4号長野県池田工業高校への支援に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、陳情第4号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第5号白馬村景観形成重点地域指導基準内小規模基準見直しに関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立多数です。よって、陳情第5号は採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第3番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長(太田正治君)** 産業経済委員会に付託されました案件につきまして、ご報告をさせていただきます。

平成30年度第2回議会定例会において、産業経済委員会に付託された案件は議案4件であります。

審査の概要及び結果についてご報告いたします。

まず始めに、議案第35号工事請負契約の締結についてです。

一昨年のお大雪により、半倒壊した村営天狗山荘雪害復旧工事に関する契約金額9,990万円とす

るものです。

今回の復旧工事において、トイレの改修はしないのかという質疑があり、この復旧工事においてはトイレの改修は入っていないという答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第35号工事請負契約の締結については、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第36号工事委託に関する変更協定の締結についてです。

白馬村公共下水道白馬浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定で、協定の期間は、平成29年度から平成30年度までで、3,200万円を減額し、変更後の協定額を2億600万円とするものです。

主な質疑についてご報告します。

協定額の変更が幾度も続いているので、今までの経過、金額も含め表にしていきたいという意見があり、平成27年度からの経過をまとめた資料を提出するとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第36号工事委託に関する変更協定の締結については、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）についてです。

審査内容について、所管する課ごとにご報告申し上げます。

始めに、建設課関係です。

土木総務費の28万6,000円の増額は、人事異動による費用であり、道路新設改良費の477万6,000円の増額は土木費の起債であります。

質疑、討論はありませんでした。

続きまして、農政課関係です。

農業委員会費の61万円は、臨時職員の賃金であります。

農業総務費の411万3,000円の減額は、人事異動によるものであります。

農業振興費の23万2,000円は、集落支援員採用によるものと、北アルプス山麓ブランド100品目達成による特産品事業に対する費用です。

農林業費の農地費の多面的機能支払交付金事業の嘱託職員の28万2,000円は、村単土地改良事業の嘱託職員報酬との組み替えです。

北アルプス山麓ブランド100品目達成記念で、各市町村でB級グルメについて審査会をする予定であるが、今後の展開を村はどのように考えているのかという質疑があり、ホームページで7月まで募集して、審査委員会により決定していく予定であると、応募については、北アルプスブランド品で白馬村に関係する認定品1品以上を使用したメニューを応募してもらい、8月31日に東京でマスコミ発表する。また、地元の飲食店でもお客様に提供できるようにしていきたいとの答弁がありました。

討論はなく……観光課関係です。

観光総務費の714万5,000円の減額は、人事異動によるものです。

観光施設整備費の139万円は八方池山荘のポンプの修繕によるものです。

観光宣伝振興費については、サイクルツーリズムの嘱託職員報酬費として5万8,000円の増額であります。

地域創生推進交付金については、「白馬バレー世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化、魅力増強事業が交付対象事業」になりました。財源の内訳としては、総額1億5,500万円のうち、地方創生推進交付金7,750万円、一般補助施設整備等事業債4,950万円、一般財源が2,800万円です。

観光安全浄化対策費として50万円の増額であります。

質疑に入り、地方創生推進交付金の交付対象事業の財源の組み立てはどうかという質疑があり、ソフト事業における予算2分の1は特別交付税措置を予定しており、ハード事業においては有利な起債での借入れを予定しているとの答弁がありました。

村からも一般財源が出ており、来年も継続して村の起債が上がっていくのではないかと。それによって他の事業に影響が出ることにならないのか。交付金対象事業企業の2社の負担はないのかという質疑があり、一般財源は2,800万円を計上しているが、1,400万円は特別交付税措置を予定している。来年も起債を予定しており、将来負担比率が上がっていくことは予想されるため、財政当局と調整していきたい。ハード事業の2分の1が事業者が負担することとなるとの答弁がありました。

起債の償還期間はどのくらいかという質疑があり、国の制度による財政措置であるため、償還据え置き期間3年を含む20年償還であるとの答弁がありました。

今回のような大きな補正予算を組むことに当たり、事業内容について、今まで議会に説明がなかったため、判断する材料が乏しいが、今回の補正予算で判断しなければならないのかという質疑があり、今回承認が遅れると、交付金の繰り越しはできないので、6月議会中に判断してほしいとの答弁がありました。

交付金決定の内示はいつごろあったのかという質疑があり、交付決定は4月2日との答弁がありました。

交付決定から定例会まで2カ月あり、これだけ大きい予算をかける事業は定例会前の事前の説明が必要ではないかとの質疑があり、事業者との調整もあり、今まで説明不足であったとの答弁がありました。

議会全体に対する説明が必要であるという意見があり、翌日議員懇談会を開き、2業者より説明を受け、その後産業経済委員会での判断をさせていただきたいとの議長からの申し出がありました。翌日、議員懇談会を開催し、その後産業経済委員会を開催し、議案審査をいたしました。

討論に入り、委員全員により賛成討論がありました。

業者が村に貢献していただくことを期待して賛成したい。この事業により、村に活気が出ることを願い、賛成したい。村の基幹産業である観光を活性化する点において、地域振興に貢献する法人補助の今回の議案には賛成だが、議案の出し方について最新の注意を払い、余裕を持って説明していただきたい。この事業の予算については賛成したい。交付金だけでなく、官民連携として企業だけでなく村がもっと事業に参画していただくことを要望し、賛成したいとのことでした。

全体の討論はなく、採決したところ、議案第46号平成30年度白馬村一般会計補正予算(第2号)は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号平成30年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

水道事業費用の営業費用に23万7,000円を追加し、予算総額を2億4,207万6,000円とし、予算第7条に定めた経費の金額を23万7,000円の追加をし、予算合計3,811万9,000円とするものです。

内容は、人事異動に伴う人件費であります。

質疑、討論なく、採決したところ、議案第47号平成30年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業経済委員会の報告を終わります。

**議長(北澤禎二郎君)** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号工事請負契約の締結について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号工事委託に関する変更協定の締結については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員会において、分割審査をしていただきました議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

第8番篠崎久美子議員。

第8番（篠崎久美子君） 8番篠崎久美子でございます。ただいまの議案第46号につきまして、附帯決議提出の動議を出させていただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） ただいま、篠崎久美子君から動議が提出されました。この動議は、ほかに1人以上の賛同者がおりますので成立いたしました。

ただいまより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午後10時48分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資 料 配 付）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

△追加日程第1 発議第2号 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

における地方創生交付金事業（観光）に対する附帯決議について

議長（北澤禎二郎君） 追加日程第1 発議第2号 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）における地方創生交付金事業（観光）に対する附帯決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番篠崎久美子議員。

第8番（篠崎久美子君） それでは、発議第2号 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）における地方創生交付金事業（観光）に対する附帯決議について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号に対する附帯決議をお手元の別紙のとおり提出するものでございます。1枚おめくりください。

それでは、少々長くなりますが、提案理由の説明について別紙を読み上げさせていただきたいと思っております。

議案第46号平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）における地方創生交付金事業（観光）に対する附帯決議。平成30年度白馬村一般会計補正予算（第2号）において、観光課所管の地方創生推進交付金事業については、国の地域未来投資促進法に基づいた官民連携事業「白馬バレー世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化、魅力増強事業」というものでございます。

これは官民連携事業とすることで、地方創生交付金事業の対象となっているものであるが、国からの交付金7,750万円に加え、村からは同額の補助を財政調整基金の取り崩しを含めた一般財源や20年償還の地方債などを充てながら、民間事業者に補助をするというもので、国の制度とはいえ、過去に余り類を見ない補助制度であり、小さな自治体にとってはいわゆる公共性の認めにくいところに住民全体の大きな負担を強いるものであります。

事業は全体で5年間を計画し、補助対象となる部分は今年度は1億5,500万円の予算、5年間の合計で約9億円。総事業費は約15億円と想定される大型事業であるにもかかわらず、突然に補正予算議案として上がってくるなど、議会への事業説明などが十分に行われてきたとは言いがたい。

これを受け、議会としては委員会審査に続き、全員による議員懇談会を開催して、事業者からの説明を受けるなどして村に説明を求めてきたものである。

事業は、民間事業者のアイデアとスピード感、官との連携をもって事業を遂行することによって、未来の地域経済に大きな波及効果を及ぼすことが期待されるもので、当該事業そのものに決して異

を唱えるものではない。

しかし、官民連携と言いながら、村の具体的な事業は、1年目におけるソフト事業にほぼどまり、これは観光局に開発を委託するものである。また、2年目以降はプロモーションなどへの事業関与ということだが、漠然としたものである感じは否めない。

地域の将来に向けて、大きな経済波及効果をもたらすことを目的に、民間事業者が牽引役となつてしっかりと事業遂行がなされるために、村がどのような形でかかわっていくかの姿勢が明確ではないと思われる。

また、村内の他の事業者へは、地域未来投資促進法に基づいた国の募集があることが示されなかった面も伺える。

ゆえに、この補正予算を議決するに当たり、下記を強く要望するものであります。

記以下を読み上げます。

1. 大型の予算を伴う事業であることや、それに伴い補助金に最大5年間にわたり一般財源を支出し、さらに長期にわたる大型地方債発行が将来の村民にも負担をかけていくことを重く受け止め、事業が将来にわたって真に本村観光と地域住民に大きな経済波及効果をもたらすよう、村は自らの取り組む事業と関係性を明確にして、当該事業の継続性を担保し、目指す効果を創出できるように、必要な場合は事業者に進言するなどして責任を持って事業者と協力して事業遂行を目指すこと。

2. 毎年度ごとに事業全体の進捗状況を監視、把握するとともに事業の検証を行い、その結果を翌年度の事業計画に反映していくこと。

3. 今後の事業予算の拡大をできるだけ避けるとともに、補助金については計画にのっとりた執行が行われているかを、事業者に必要な書類の提出を求めるなどして毎年度確認すること。

4. 上記……すいません、これ、3及び4とありますが、2及び3と訂正をお願いいたします。上記2及び3については、透明性を持って公開できるように体制を整えるとともに、議会への報告を心がけること。

5. 地域に有利な国の補助金などの情報は村ホームページに掲載したり、商工会と連携を図るなどして村内の事業者幅広く情報を提供し、利用機会の公平性を保つこと。

6. 今後、地域に大きな影響を及ぼすと想像される事業や大型予算の事業などについては、明確な計画性を持って当たることを心がけ、あらかじめ議会に対し、十分な説明の機会を設けるなどして、ともに情報交換や意見交換を重ね、知恵を出し合い、もってともに未来に向けて地域を創造していく姿勢を意識すること。

以上、決議する。

平成30年6月15日。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。

(発言する声なし)

**議長(北澤禎二郎君)** 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第1 発議第2号 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第2号)における地方創生交付金事業に対する附帯決議についてを原案のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、追加日程第1 発議第2号 議案第46号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第2号)における地方創生交付金事業に対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

村長から議案の申し出、また各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出並びに議会運営委員長より、閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

お諮りいたします。これらを会議規則第22条の規定により、追加日程として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程等資料を配付いたします。

(資 料 配 付)

**議長(北澤禎二郎君)** 配付漏れはありませんか。

(発言する声なし)

**議長(北澤禎二郎君)** 配付漏れなしと認めます。

これより、議案に入ります。

お諮りいたします。日程第2 議案第48号から日程第5 議案第51号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

日程第2 議案第48号から日程第5 議案第51号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、日程第2 議案第48号から日程第5 議案第51号

までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

#### △日程第2 議案第48号 工事委託に関する変更協定の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 議案第48号 工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第48号 工事委託に関する協定の締結につきましてご説明いたします。

本議案は、下水道長寿命化計画に基づき、平成27年度から実施をしております白馬村浄化センターの更新工事に関する委託協定でございます。

委託協定ではありますが、実質的に工事の請負契約に該当し、かつ規定する金額を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

協定の名称は、白馬村公共下水道白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定で、協定の目的は、汚水処理を制御する監視制御設備を更新するための工事を委託するものであります。

協定金額は1億8,300万円で、協定の期間は平成30年度から31年度までの2年間であります。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団理事長辻原俊博でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第48号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第48号 工事委託に関する変更協定の締結については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第3 議案第49号 物品の取得について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第3 議案第49号 物品の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 議案第49号 物品の取得についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、新給食センターの備品類の購入について、平成30年6月5日、指名競争入札に付した結果、日本調理機株式会社長野営業所が3,391万2,000円で落札いたしましたので、これら物品の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

件名につきましては、平成30年度白馬村学校給食センター調理機器等購入業務であります。

納入場所は、白馬村学校給食センター。

取得する物品は、調理機器及び食器類等でございます。

取得金額は、3,391万2,000円で、契約の相手方は長野市高田366の9 コーポ伝田1階、日本調理機株式会社長野営業所、所長、武前潤一郎であります。

購入する物品につきましては、新給食センターの下処理室、調理室、炊飯室、洗浄室、受け渡しホール等で使用いたしますカート類、作業台、移動シンクなどの調理器具類、殺菌庫やデジタル計量器、野菜切り機、下足入れ、ホワイトボードなどの備品類、また、各学校の給食時に使用いたします、おわん、お皿、トレー、箸などの食器類、食缶やパン箱、食器かごなどの備品類につきまして購入するものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第49号 物品の取得については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第50号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第4 議案第50号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤忠明君）** 議案第50号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

次のとおり、白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 公の施設の名称、白馬村デイサービスセンター。
2. 指定管理者となる団体の所在及び名称。

長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地、社会福祉法人白馬村社会福祉協議会。

指定の期間、平成30年10月1日から平成35年9月30日までです。

本施設の指定管理者の候補者であります、白馬村社会福祉協議会は、昭和61年に社会福祉法人として福祉サービスを必要とする社が、心身ともに健やかに育成され、また社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助すること。本村における社会福祉事業の能率的運営と、組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的に白馬村が主体となり設立され、現在、介護保険事業や白馬村の受託事業として、各種の福祉サービス業務への積極的な参画など、総合的な福祉サービスを展開しております。

指定管理者審査委員会では、今回の指定管理者の候補者の募集に当たって、当該法人の設立趣旨や経験及び実績等を勘案し、その特性や機能を生かした運営が図られることから、非公務による前提とし、その後白馬村社会福祉協議会から提出されました指定申請書に基づき審査を実施し、審査の結果、白馬村社会福祉協議会を指定管理者の候補者として正式に選定をいたしました。

以上、経過を踏まえ、上程いたしますのでよろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第50号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第50号 白馬村デイサービスセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第51号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 議案第51号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川税務課長。

**税務課長（横川辰彦君）** それでは、議案第51号 白馬村税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日施行分については、専決処分を行なったところではありますが、生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行されたことに伴い、白馬村税条例の一部を改正したいものでございます。

今回の改正は、生産性向上特別措置法に定める導入計画に従って、中小事業者等が導入した先端設備に係る固定資産税の償却資産課税について、減免の特例率を定めるものでございます。

改め分の裏面、新旧対照表をごらんください。

地方税法では、減免特例の率はゼロから2分の1の範囲で条例により定めることとされております。

附則第10条の2、固定資産税の特例を定める条ですが、第18項の次に19項を追加したいものです。19、法附則第15条第47項に規定する村の条例で定める割合はゼロとする。減免率をゼロとし、償却資産に係る税を全額減免するものであります。

なお、この特例は平成33年3月31日までに導入された施設に対して適用するもので、減免する期間は最初に課税される年度から3年間です。

改め分のほうに戻っていただきまして、附則の部分であります。

この条例は公布の日から施行し、生産性向上特別措置法の施行日であります平成30年6月6日から適用したいというものでございます。

説明については以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第51号 白馬村条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会の運営に関する事項について、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第8 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第8 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より、挨拶をしたい旨の申し出がありましたのでこれを許します。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成30年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、今月6日に開会をして本日までの10日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして、原案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

また、一般質問におきましては、村政の各分野につきましてご質問をいただきましたが、いずれ

も厳正に受け止め、その対応に十分に留意をし、今後の村政運営に当たってまいりますので、議員の皆様方の一層のご協力ををお願い申し上げます。

さて、今月10日には、恒例の白馬村消防ポンプ走法大会が開催されました。消防団員の皆様の消防力、そして防災力の要素の全てがこのポンプ走法そのものに詰まっていると言っても過言ではないと思います。

わずか数分間に、凝縮をされている一つ一つの動作、捜査を見る中で、それぞれの分団等で日夜研鑽を積み重ねているその姿に心を打たれ、そして感動し、合わせて白馬村民を代表して心から敬意を表しつつ、いつも安心していただけるその素地をいただいているところに感謝申し上げます。

同時に、災害に強い村づくりをさらに推進することを決意をしたところであります。

また、藤本副村長にも激務の中ではありますが、本人が地域に慣れ初むため、この大会に選手として出場したこと、私としてはとても嬉しく思います。

このような体験からも小規模自治体特有の風土や生活が味わえたのではないかというふうに思います。

さて、私の村長としての現任期も残り2カ月弱となりました。平成26年8月に、村民の皆様方から信託を受け、白馬村長に就任以降、4年間にわたり本村の発展のために全身全霊を捧げてまいりました。幸いにも議員各位を始め、各会、各層の方々、村民の皆様から深いご理解と暖かいご支援をいただき、今日を迎えることができましたことをこの場をお借りし、深く感謝申し上げます。

私は、これまで展開をしてきた施策等の継続性や整合を図りつつ、元気な白馬村を目指して村政運営に邁進するべく、2期目の村長選に挑戦をし、頑張りたいと決意をした次第でありますので、よろしく願いをいたします。

議員の皆様方におかれましては、これから暑い夏を迎えますので、健康には十分留意をされ、村政発展のため、ご活躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのあいさつといたします。

**議長(北澤禎二郎君)** これをもちまして、平成30年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時18分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 6月15日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員